

# 情報連携可能な事務手続の一覧 及び省略可能な書類（年金関係手続） （R2.10.8時点）

（注）

- ※ 情報連携の対象とならない情報の確認等のため、事務によっては引き続き提出をお願いする添付書類がある場合もある。
- ※ 「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」については、各地方公共団体・行政機関において取扱いが異なる場合があるので、個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認する必要がある。

内閣官房 番号制度推進室  
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1	1	1- -2ハ	1-36	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
2	1	1- -2ロ	1-37	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
3	1	1- -2ニ	1-75	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
4	1	1- -2ニ	1-76	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
5	1	1- -2ニ	1-77	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
6	2	2- -10ニ	2-416	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（日本年金機構への照会）	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
7	2	2- -11ニ	2-417	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会）	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
8	2	2- -3ハ	2-418	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定（日本年金機構への照会）	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
9	2	2- -6	2-419	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の併給調整（日本年金機構への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
10	2	2- -17ニ	2-420	日雇特例被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会）	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
11	2	2- -3ハ	2-421	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定（日本年金機構への照会）	日雇特例被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
12	3	3- -11ニ	2-422	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会）	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
13	3	3- -4ハ	2-423	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定（日本年金機構への照会）	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
14	3	3- -7	2-424	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整（日本年金機構への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
15	3	3- -18	2-425	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（日本年金機構への照会）	被保険者として、特定健康保険組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
16	3	3- -12ニ	2-426	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会）	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	





【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
47	3	3-18	2-457	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（国家公務員共済組合連合会への照会）	被保険者として、特定健康保険組合に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
48	3	3-18	2-458	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	被保険者として、特定健康保険組合に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
49	3	3-18	2-459	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	被保険者として、特定健康保険組合に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
50	2	2-10へ	2-465	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
51	2	2-11へ	2-466	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
52	2	2-17へ	2-467	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
53	3	3-11へ	2-468	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
54	3	3-12へ	2-469	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
55	2	2-10ト	2-470	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
56	2	2-11ト	2-471	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
57	2	2-17ト	2-472	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
58	3	3-11ト	2-473	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
59	3	3-12ト	2-474	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	健康保険組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
60	4	4-2ハ	3-36	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
61	4	4-2口	3-37	船員保険の被保険者の被扶養者の認定	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
62	4	4-22	3-54	船員保険の被保険者の被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
63	4	4-22	3-55	船員保険の被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
64	4	4-22	3-56	船員保険の被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	被扶養者として、船員保険に加入するための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
65	6	6-15	4-251	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
66	6	6-15	4-252	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
67	6	6-15	4-253	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
68	6	6-15	4-254	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者が障害年金又は障害手当金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
69	6	6-6口	4-255	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
70	6	6-6口	4-256	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
71	6	6-6口	4-257	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
72	6	6-6口	4-258	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
73	6	6-6口	4-259	遺族年金の後順位者への支給決定（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
74	6	6-6口	4-260	遺族年金の後順位者への支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
75	6	6-6口	4-261	遺族年金の後順位者への支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	
76	6	6-6口	4-262	遺族年金の後順位者への支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局 保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
77	6	6-7ハ	4-263	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（日本年金機構への照会）	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
78	6	6-1ロ	4-264	船員保険法による療養の給付の支給等（傷病手当金の支給決定）（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
79	6	6-2	4-265	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（日本年金機構への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
80	6	6-14	4-266	船員保険法による療養の給付の支給等（休業手当金）の支給決定（日本年金機構への照会）	船員保険の被保険者に対して、休業手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
81	6	6-14	4-267	船員保険法による療養の給付の支給等（休業手当金）の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
82	6	6-14	4-268	船員保険法による療養の給付の支給等（休業手当金）の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
83	6	6-14	4-269	船員保険法による療養の給付の支給等（休業手当金）の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
84	6	6-8ハ	4-270	被扶養者に係る確認（日本年金機構への照会）	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
85	6	6-7ハ	4-272	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
86	6	6-7ハ	4-273	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
87	6	6-7ハ	4-274	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
88	6	6-1ロ	4-275	船員保険法による療養の給付の支給等（傷病手当金の支給決定）（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
89	6	6-1ロ	4-276	船員保険法による療養の給付の支給等（傷病手当金の支給決定）（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
90	6	6-1ロ	4-277	船員保険法による療養の給付の支給等（傷病手当金の支給決定）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
91	6	6-2	4-278	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（国家公務員共済組合連合会への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
92	6	6-2	4-279	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
93	6	6-2	4-280	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	傷病手当金の給付を受ける者が、同一の疾病等により他の給付を受ける場合に、給付調整を行う手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	
94	6	6-8ハ	4-281	被扶養者に係る確認（国家公務員共済組合連合会への照会）	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
95	6	6-8ハ	4-282	被扶養者に係る確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
96	6	6-8ハ	4-283	被扶養者に係る確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局保険課	○
97	5	5-8ハ	4-286	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
98	5	5-9ハ	4-287	船員保険被保険者の被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
99	5	5-8ニ	4-288	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
100	5	5-9ニ	4-289	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	年金生活者支援給付金振込通知書	全国健康保険協会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省保険局保険課	○
101	7	6の2-1イ、ロ	5-3	年金たる保険給付（障害補償年金及び障害年金）の請求の審査（日本年金機構への照会）	労働者が被災しその傷病が治癒後、障害補償年金及び障害年金を受給するための認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
102	7	6の2-2（6の2-1イ、ロ）	5-10	傷病補償年金及び傷病年金の支給の決定に係る届出の審査（日本年金機構への照会）	労働者が被災しその傷病が治らず、傷病補償年金及び傷病年金を受給するための認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
103	7	6の2-3（6の2-1イ、ロ）	5-11	年金たる保険給付（障害（補償）年金及び傷病（補償）年金）の受給権者の定期報告の審査（日本年金機構への照会）	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者が年1回の報告をす手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
104	7	6の2-4（6の2-1イ、ロ）	5-15	年金たる保険給付（障害（補償）年金及び傷病（補償）年金）の受給権者の届出の審査（日本年金機構への照会）	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者が各種届出を行う手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
105	7	6の2-5（6の2-1イ、ロ）	5-23	労働者災害補償保険法による年金たる保険給付（障害（補償）年金及び傷病（補償）年金）の各支払期月の支払に関する事務（日本年金機構への照会）	障害（補償）年金及び傷病（補償）年金受給者に、各支払月に年金を支払う事務（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
106	7	602-1イ、ロ	5-25	年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金）の請求の審査（日本年金機構への照会）	労働者が死亡し、その遺族が遺族補償年金及び遺族年金を受給するための認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
107	7	602-3（602-1イ、ロ）	5-26	年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金）の受給権者の定期報告の審査（日本年金機構への照会）	遺族補償年金及び遺族年金受給者が年1回の報告をする手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
108	7	602-4（602-1イ、ロ）	5-27	年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金）の受給権者の届出の審査（日本年金機構への照会）	遺族補償年金及び遺族年金受給者が各種届出を行う手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
109	7	602-5（602-1イ、ロ）	5-28	労働者災害補償保険法による年金たる保険給付（遺族補償年金及び遺族年金）の各支払期月の支払に関する事務（日本年金機構への照会）	遺族補償年金及び遺族年金受給者に、各支払月に年金を支払う事務（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（労働基準局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省労働基準局労災管理課	
110	16	12-5（12-1フ）	7-39	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
111	16	12-1ウ	7-51	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
112	16	12-2ル 12-6ル	7-124	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
113	9	8-1ホ、ト、リ	7-151	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本年金機構への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
114	9	8-1チ	7-152	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
115	9	8-1ヌ	7-153	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
116	9	8-1ヘ	7-154	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
117	9	8-2ホ、ト、リ	7-157	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（日本年金機構への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
118	9	8-2チ	7-158	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
119	9	8-2ヌ	7-159	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
120	9	8-2ヘ	7-160	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
121	15	11の2-1イ、 ハ、ホ	7-172	障害児入所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
122	15	11の2-1ニ	7-173	障害児入所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
123	15	11の2-1ハ	7-174	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
124	15	11の2-1ロ	7-175	障害児入所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
125	16	12-8ワ	8-50	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省子ども家庭局保育課	
126	12	10の2-1イ、 ハ、ホ	8-98	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本年金機構への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
127	12	10の2-1ニ	8-100	肢体不自由児通所医療費の支給決定（国家公務員共済組合連合会への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
128	12	10の2-1ハ	8-101	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
129	12	10の2-1ロ	8-102	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
130	16	12-4ヲ	9-18	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
131	19	13の2-2イ	10-14	他の法令による給付との調整（日本年金機構への照会）	予防接種法第16条に基づく障害年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（日本年金機構への照会）	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康局健康課	
132	25	18-1ロ	14-23	精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別障害給付金受給資格者証 ・特別障害者給付金支給決定通知書 ・国庫金振込通知書 ・国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
133	25	18-2（18-1ロ）	14-30	精神障害者保健福祉手帳の更新	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別障害者給付金受給資格者証 ・特別障害者給付金支給決定通知書 ・国庫金振込通知書 ・国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
134	25	18- 3 (18-1 ロ)	14-33	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別障害給付金受給資格者証 ・特別障害者給付金支給決定通知書 ・国庫金振込通知書 ・国庫金送金通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
135	25	18- 1-イ	14-36	精神障害者保健福祉手帳の交付（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
136	25	18- 1-イ	14-37	精神障害者保健福祉手帳の交付（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
137	25	18- 1-イ	14-38	精神障害者保健福祉手帳の交付（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書 ・年金裁定通知書 ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
138	25	18- 2 (18-1 イ)	14-39	精神障害者保健福祉手帳の更新（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書 ・年金裁定通知書 ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
139	25	18- 2 (18-1 イ)	14-40	精神障害者保健福祉手帳の更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
140	25	18- 2 (18-1 イ)	14-41	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
141	25	18- 3 (18-1 イ)	14-42	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
142	25	18- 3 (18-1 イ)	14-43	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
143	25	18- 3 (18-1 イ)	14-44	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
144	25	18- 1-イ	14-52	精神障害者保健福祉手帳の交付（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を居住地都道府県又は指定都市から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
145	25	18- 2 (18-1 イ)	14-53	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、2年ごとに精神障害の状態にあることについて、居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
146	25	18- 3 (18-1 イ)	14-54	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本年金機構への照会）	精神障害者保健福祉手帳の交付決定を受けた者のうち、その等級に変更があった際に居住地都道府県又は指定都市から認定を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金証書（年金裁定通知書と一体となっている証書についてはその部分を含む。） ・年金振込通知書 ・年金支払通知書	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
147	26	19-1ソ	15-16	生活保護の実施（日本年金機構への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
148	26	19-1ツ	15-18	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
149	26	19-2(19-1ソ)	15-41	生活保護の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
150	26	19-2(19-1ツ)	15-43	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
151	26	19-3(19-1ソ)	15-65	職権による生活保護の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
152	26	19-3(19-1ツ)	15-67	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
153	26	19-4(19-1ソ)	15-89	生活保護の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
154	26	19-4(19-1ツ)	15-91	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
155	26	19-6(19-1ソ)	15-115	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
156	26	19-6(19-1ツ)	15-117	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
157	26	19-1ソ	15-134	生活保護の実施（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
158	26	19-1ソ	15-135	生活保護の実施（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
159	26	19-1ソ	15-136	生活保護の実施（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
160	26	19-2(19-1ソ)	15-139	生活保護の申請に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
161	26	19- 2 (19- 1 ン)	15-140	生活保護の申請に係る事実についての審査 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員 共済組合連合会への照会)	生活保護開始決定等申請者が都道府県等 (保護の実施機関) から受けるための手続 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員 共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
162	26	19- 2 (19- 1 ン)	15-141	生活保護の申請に係る事実についての審査 (日本私立学校振興・共済事業団への照 会)	生活保護開始決定等申請者が都道府県等 (保護の実施機関) から受けるための手続 (日本私立学校振興・共済事業団への照 会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
163	26	19- 3 (19- 1 ン)	15-144	職権による生活保護の開始若しくは変更 (国家公務員共済組合連合会への照会)	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等(保護の実施機関) から受けるた めの手続(国家公務員共済組合連合会への 照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
164	26	19- 3 (19- 1 ン)	15-145	職権による生活保護の開始若しくは変更 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員 共済組合連合会への照会)	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等(保護の実施機関) から受けるた めの手続(地方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
165	26	19- 3 (19- 1 ン)	15-146	職権による生活保護の開始若しくは変更 (日本私立学校振興・共済事業団への照 会)	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等(保護の実施機関) から受けるた めの手続(日本私立学校振興・共済事業 団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
166	26	19- 4 (19- 1 ン)	15-149	生活保護の停止若しくは廃止(国家公務員 共済組合連合会への照会)	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者 が都道府県等(保護の実施機関) から受 けるための手続(国家公務員共済組合連 合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
167	26	19- 4 (19- 1 ン)	15-150	生活保護の停止若しくは廃止(地方公務員 共済組合又は全国市町村職員共済組合連 合会への照会)	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者 が都道府県等(保護の実施機関) から受 けるための手続(地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済組合連合会への照 会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
168	26	19- 4 (19- 1 ン)	15-151	生活保護の停止若しくは廃止(日本私立学 校振興・共済事業団への照会)	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者 が都道府県等(保護の実施機関) から受 けるための手続(日本私立学校振興・共 済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
169	26	19- 5 (19- 1 ン)	15-167	保護に要する費用の返還(日本年金機構へ の照会)	生活保護法第63条に基づく保護に要した費 用を都道府県等(保護の実施機関) が受給 者若しくは受給者であった者から返還さ せるための手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
170	26	19- 5 (19- 1 ン)	15-168	保護に要する費用の返還(国家公務員共 済組合連合会への照会)	生活保護法第63条に基づく保護に要した費 用を都道府県等(保護の実施機関) が受給 者若しくは受給者であった者から返還さ せるための手続(国家公務員共済組合連 合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
171	26	19- 5 (19- 1 ン)	15-169	保護に要する費用の返還(地方公務員共 済組合又は全国市町村職員共済組合連 合会への照会)	生活保護法第63条に基づく保護に要した費 用を都道府県等(保護の実施機関) が受給 者若しくは受給者であった者から返還さ せるための手続(地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済組合連合会への照 会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
172	26	19- 5 (19- 1 ン)	15-170	保護に要する費用の返還(日本私立学校 振興・共済事業団への照会)	生活保護法第63条に基づく保護に要した費 用を都道府県等(保護の実施機関) が受給 者若しくは受給者であった者から返還さ せるための手続(日本私立学校振興・共 済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
173	26	19- 5 (19- 1 ン)	15-174	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費 用を都道府県等(保護の実施機関) が受給 者若しくは受給者であった者から返還さ せるための手続(日本年金機構への照会)	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関 する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類(受給資格者証、 決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書 等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合(日本 年金機構)	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
174	26	19- 6 (19- 1 ン)	15-181	徴収金の徴収(国家公務員共済組合連 合会への照会)	生活保護法第78条に基づき不正受給された 保護費を都道府県等が受給者若しくは受給 者であった者等から徴収するための手続 (国家公務員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
175	26	19- 6 (19- 1 ン)	15-182	徴収金の徴収(地方公務員共済組合又は全 国市町村職員共済組合連合会への照会)	生活保護法第78条に基づき不正受給された 保護費を都道府県等が受給者若しくは受給 者であった者等から徴収するための手続 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員 共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類(年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等)	都道府県知事等	厚生労働大臣若し くは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
176	26	19-6 (19-1 ノ)	15-183	徴収金の徴収（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局保護課	
177	26	19-1ナ	15-194	生活保護の実施（日本年金機構への照会）	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
178	26	19-2 (19-1 ネ)	15-195	生活保護の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
179	26	19-3 (19-1 ネ)	15-196	職権による生活保護の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
180	26	19-4 (19-1 ネ)	15-197	生活保護の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
181	26	19-6 (19-1 ネ)	15-198	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
182	26	19-5 (19-1 ネ)	15-199	保護に要する費用の返還（日本年金機構への照会）	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局保護課	
183	34	22の3-4ロ	22-149	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
184	34	22の3-4ロ	22-152	三歳に満たない子を養育する加入者等の標準報酬月額の特例を受ける場合の申出の受理	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
185	34	22の3-4ロ	22-155	三歳に満たない子を養育する加入者等の標準報酬月額の特例を受ける場合の申出の特例の受理	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
186	34	22の3-4ロ	22-203	職務遺族年金の決定の請求の確認	退職等年金給付（新3階年金）のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される職務遺族年金の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
187	34	22の3-4ロ	22-293	旧職域加算遺族給付の決定の請求の確認	旧3階年金のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される旧職域加算遺族給付の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
188	34	22の3-4ロ	22-324	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
189	34	22の3-4ロ	22-347	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
190	34	22の3-4ロ	22-349	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
191	34	22の3-4ロ	22-361	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
192	34	22の3-4口	22-362	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
193	34	22の3-4口	22-363	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
194	34	22の3-4口	22-364	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
195	34	22の3-4口	22-393	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
196	34	22の3-4口	22-396	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
197	34	22の3-4口	22-404	障害共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	障害共済年金の供給調整の対象となる他年金の受給が無くなる等、障害共済年金の支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
198	34	22の3-4口	22-411	受給権者の申出による障害共済年金の支給停止の撤回の確認	受給権者からの申し出を受けて障害共済年金の障害程度が再度障害等級に該当することとなった場合等、支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
199	34	22の3-4口	22-415	障害共済年金の額の改定の請求の確認	障害の程度が変わった場合において請求があったときに障害共済年金の額を改定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
200	34	22の3-4口	22-422	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金の支給額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
201	34	22の3-4口	22-445	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	退職共済年金の供給調整の対象となる他年金の受給が無くなる等、退職共済年金の支給を再開するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
202	34	22の3-4イ	22-446	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	退職共済年金の供給調整の対象となる他年金の受給が無くなる等、退職共済年金の支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
203	34	22の3-4イ	22-447	受給権者の申出による退職共済年金の支給停止の撤回の確認	退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
204	34	22の3-4口	22-448	受給権者の申出による退職共済年金の支給停止の撤回の確認	退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
205	34	22の3-4イ	22-449	退職共済年金の額の改定の請求の確認	退職共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
206	34	22の3-4イ	22-468	退職共済年金の障害者特例の請求の確認	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
207	34	22の3-4口	22-469	退職共済年金の障害者特例の請求の確認	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
208	34	22の3-4イ	22-477	退職共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	退職共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
209	34	22の3-4口	22-478	退職共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	退職共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
210	34	22の3-4イ	22-485	障害共済年金の加給年金額対象者である配偶者を有するに至ったときの届出の確認	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
211	34	22の3- 4口	22-486	障害共済年金の加給年金額対象者である配偶者を有するに至ったときの届出の確認	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
212	34	22の3- 4イ	22-528	職務遺族年金の決定の請求の確認	加入者又は加入者であった者が、職務傷病により死亡した場合に支給される職務遺族年金の額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
213	34	22の3- 4イ	22-536	旧職域加算遺族給付の決定の請求の確認	旧3階年金のうち、加入者又は加入者であった者が職務傷病を理由に死亡した場合に支給される旧職域加算遺族給付の額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、左記情報については申請者が提出すべき書類ではないが、他の係る情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
214	34	22の3- 4イ	22-539	遺族共済年金（経過的職域加算額）の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
215	34	22の3- 4イ	22-540	退職共済年金の決定の請求の確認	退職共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
216	34	22の3- 4イ	22-541	障害共済年金の決定の請求の確認	障害共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
217	34	22の3- 4イ	22-542	障害共済年金の供給調整事由消滅の届出の確認	職務障害年金の供給調整の対象となる他年金の受給が無くなる等、職務障害年金の支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
218	34	22の3- 4イ	22-543	受給権者の申し出による障害共済年金の支給停止の撤回の確認	受給権者からの申し出を受けて職務障害年金の障害程度が再度障害等級に該当することとなった場合等、支給を再開するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
219	34	22の3- 4イ	22-544	障害共済年金の額の改定の請求の確認	障害の程度が変わった場合において請求があったときに障害共済年金の額を改定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
220	34	22の3- 4イ	22-545	遺族共済年金の決定の請求の確認	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
221	34	22の3- 5ハ	22-547	被扶養者の認定の確認（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被扶養者として、私学共済に加入するための手続（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）又は老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）（写）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
222	34	22の3- 3	22-548	傷病手当金の支給決定（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	加入者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構、国家公務員共済組合連合会及び地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額改定通知書、年金振込通知書又は年金決定通知書・支給額変更通知書	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
223	34	22の3- 4口	22-550	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	退職等年金給付（新3階年金）のうち、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
224	34	22の3- 4イ	22-551	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	退職等年金給付（新3階年金）のうち、退職年金を受給していない者又は有期退職年金受給者が死亡した場合に支給される遺族一時金の額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
225	33	22の2- 8口	22-554	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
226	33	22の2- 8ハ	22-555	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行のため、従来添付書類が存在しない）	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
227	34	22の3- 4イ	22-556	障害共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	障害共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
228	34	22の3- 4口	22-557	障害共済年金の加給年金額の支給事由該当の届出の確認	障害共済年金の加給年金額加算の支給事由が発生した時の、年金を支給するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
229	35	22の4-1-2ニ	24-115	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
230	35	22の4-1-2ホ	24-116	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
231	35	22の4-1-2ハ	24-118	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に66歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
232	35	22の4-1-2ニ	24-119	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に66歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
233	35	22の4-1-2ハ	24-121	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
234	35	22の4-1-2ニ	24-122	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
235	35	22の4-1-2ハ	24-123	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
236	35	22の4-1-2ニ	24-124	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
237	35	22の4-1-2ハ	24-126	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
238	35	22の4-1-2ニ	24-127	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
239	35	22の4-1-2ハ	24-129	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
240	35	22の4-1-2ニ	24-130	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
241	35	22の4-1-2ハ	24-131	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
242	35	22の4-1-2ニ	24-132	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
243	35	22の4-1-2ハ	24-133	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本年金機構）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
244	35	22の4-1-2ニ	24-134	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本年金機構）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
245	35	22の4-1-2ハ	24-135	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
246	35	22の4-1-2ニ	24-136	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
247	35	22の4-1-2ハ	24-138	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
248	35	22の4-1-2ニ	24-139	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
249	35	22の4-1-2ハ	24-146	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
250	35	22の4-1-2ニ	24-147	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
251	35	22の4-1-2ニ	24-148	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
252	35	22の4-1-2ニ	24-158	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
253	35	22の4-1-2ハ	24-161	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
254	35	22の4-1-2ニ	24-162	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
255	35	22の4-1-2ホ	24-163	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
256	35	22の4-1-2ハ	24-164	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
257	35	22の4-1-2ニ	24-165	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
258	35	22の4-1-2ハ	24-167	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
259	35	22の4-1-2ニ	24-168	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
260	35	22の4-1-2ハ	24-170	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
261	35	22の4-1-2ニ	24-171	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
262	35	22の4-1-2ハ	24-172	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
263	35	22の4-1-2ニ	24-173	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
264	35	22の4-1-2ハ	24-174	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
265	35	22の4-1-2ニ	24-175	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
266	35	22の4-1-2ニ	24-180	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
267	35	22の4-1-2ハ	24-181	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
268	35	22の4-1-2ニ	24-182	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
269	35	22の4-1-2ハ	24-183	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
270	35	22の4-1-2ニ	24-184	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
271	35	22の4-1-2ニ	24-193	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
272	35	22の4-1-2ハ	24-194	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
273	35	22の4-1-2ニ	24-195	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族厚生年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
274	35	22の4-1-2ニ	24-213	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子で遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子で遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
275	35	22の4-1-2ニ	24-215	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子で遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（日本年金機構）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子で遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
276	35	22の4-1-2ニ	24-224	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
277	35	22の4-1-2ニ	24-227	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
278	35	22の4-1-2ニ	24-229	未支給の厚生年金保険の脱退手当金裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
279	35	22の4-1-2ニ	24-230	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
280	35	22の4-1-2ニ	24-231	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
281	35	22の4-1-2ニ	24-232	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
282	35	22の4-1-2ニ	24-234	旧厚生年金保険法による年金たる保険給付の未支給請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
283	35	22の4-1-2ニ	24-235	旧法老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
284	35	22の4-1-2ニ	24-241	旧法障害年金又は障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法障害年金又は障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
285	35	22の4-1-2ニ	24-242	旧法障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	旧法障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
286	35	22の4-4-1	24-416	三歳に満たない子を養育する被保険者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理（日本私立学校振興・共済事業団）	年金額の計算において養育特例を適用するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
287	35	22の4-4-1	24-419	三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例を受ける場合の申出の受理（日本私立学校振興・共済事業団）	年金額の計算において養育特例を適用するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
288	35	22の4-4-1	24-422	三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例を受ける場合の申出の特例の受理（日本私立学校振興・共済事業団）	年金額の計算において養育特例を適用するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
289	35	22の4-4-2ホ	24-435	未支給の厚生年金保険給付の請求（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
290	35	22の4-4-2ホ	24-439	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
291	35	22の4-4-2ホ	24-443	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
292	35	22の4-4-2ホ	24-446	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
293	35	22の4-4-2ホ	24-449	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
294	35	22の4-4-2ホ	24-453	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
295	35	22の4-4-2ホ	24-456	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
296	35	22の4-4-2ホ	24-458	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
297	35	22の4-4-2ホ	24-460	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
298	35	22の4-4-2ホ	24-463	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
299	35	22の4-4-2ホ	24-471	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
300	35	22の4-4-2ホ	24-473	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
301	35	22の4-4-2ロ	24-487	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
302	35	22の4-4-2ホ	24-489	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
303	35	22の4-4-2ヘ	24-491	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
304	35	22の4-4-2ホ	24-493	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
305	35	22の4-4-2ホ	24-497	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
306	35	22の4-4-2ホ	24-500	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
307	35	22の4-4-2ホ	24-502	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
308	35	22の4-4-2ホ	24-504	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
309	35	22の4-4-2ホ	24-508	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
310	35	22の4-4-2ホ	24-512	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
311	35	22の4-4-2ホ	24-520	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
312	35	22の4-4-2ホ	24-537	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
313	35	22の4-4-2ホ	24-539	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
314	35	22の4-4-2ホ	24-547	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
315	35	22の4-4-2ホ	24-548	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
316	35	22の4-2-2ニ	24-560	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	○



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
317	35	22の4-2-2ホ	24-561	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
318	35	22の4-2-2ホ	24-562	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
319	35	22の4-2-2ホ	24-575	養育期間標準報酬月額特例申出書の受理（国家公務員共済組合連合会）	養育期間標準報酬月額特例を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	○
320	35	22の4-2-2ニ	24-589	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
321	35	22の4-2-2ホ	24-590	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
322	35	22の4-2-2ニ	24-593	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
323	35	22の4-2-2ホ	24-594	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
324	35	22の4-2-2ニ	24-597	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
325	35	22の4-2-2ホ	24-598	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
326	35	22の4-2-2ニ	24-600	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
327	35	22の4-2-2ホ	24-601	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
328	35	22の4-2-2ニ	24-604	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給 停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国 家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給 停止を撤回するための手続（国家公務員共 済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
329	35	22の4-2-2ホ	24-605	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給 停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国 家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給 停止を撤回するための手続（国家公務員共 済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
330	35	22の4-2-2ニ	24-607	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加 算事由該当届の受理・審査・通知（国家公 務員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するた めの手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
331	35	22の4-2-2ホ	24-608	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加 算事由該当届の受理・審査・通知（国家公 務員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するた めの手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
332	35	22の4-2-2ニ	24-609	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係 る加給年金額加算事由該当届の受理・審 査・通知（国家公務員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を 加算するための手続（国家公務員共済組合 連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
333	35	22の4-2-2ホ	24-610	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係 る加給年金額加算事由該当届の受理・審 査・通知（国家公務員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を 加算するための手続（国家公務員共済組合 連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
334	35	22の4-2-2ニ	24-611	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後 に加給年金額の支給要件を満たした者）に係 る加給年金額加算事由該当届の受理・審 査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額 の支給要件を満たした場合に、加給年金額 を加算するための手続（国家公務員共済組 合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
335	35	22の4-2-2ホ	24-612	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後 に加給年金額の支給要件を満たした者）に係 る加給年金額加算事由該当届の受理・審 査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額 の支給要件を満たした場合に、加給年金額 を加算するための手続（国家公務員共済組 合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
336	35	22の4-2-2ニ	24-614	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障 害者特例請求書の受理・審査・通知（国家 公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障 害の状態に該当することにより特例を受け るための手続（国家公務員共済組合連合 会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
337	35	22の4-2-2ホ	24-615	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障 害者特例請求書の受理・審査・通知（国家 公務員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障 害の状態に該当することにより特例を受け るための手続（国家公務員共済組合連合 会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	
338	35	22の4-2-2ニ	24-622	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由 消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共 済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなった ときに、年金の支給を受けるための手続 （国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	財務省主計局給与 共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
339	35	22の4-2-2ホ	24-623	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
340	35	22の4-2-2ホ	24-624	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
341	35	22の4-2-2ホ	24-634	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
342	35	22の4-2-2ニ	24-638	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
343	35	22の4-2-2ホ	24-639	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
344	35	22の4-2-2ロ	24-640	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	財務省主計局給与共済課	
345	35	22の4-2-2ヘ	24-641	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・ 傷病補償年金決定通知書 ・ 障害補償決定通知書 ・ 遺族補償決定通知書 ・ 休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	財務省主計局給与共済課	
346	35	22の4-2-2ニ	24-642	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
347	35	22の4-2-2ホ	24-643	障害厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
348	35	22の4-2-2ニ	24-645	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
349	35	22の4-2-2ホ	24-646	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
350	35	22の4-2-2ニ	24-648	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
351	35	22の4-2-2ホ	24-649	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
352	35	22の4-2-2ニ	24-650	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
353	35	22の4-2-2ホ	24-651	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
354	35	22の4-2-2ニ	24-652	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
355	35	22の4-2-2ホ	24-653	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
356	35	22の4-2-2ホ	24-657	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
357	35	22の4-2-2ニ	24-658	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
358	35	22の4-2-2ニ	24-659	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
359	35	22の4-2-2ホ	24-660	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
360	35	22の4-2-2ホ	24-669	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
361	35	22の4-2-2ニ	24-670	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
362	35	22の4-2-2ホ	24-671	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
363	35	22の4-2-2ホ	24-687	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
364	35	22の4-2-2ホ	24-689	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
365	35	22の4-2-2ホ	24-698	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
366	35	22の4-2-2ホ	24-700	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
367	35	22の4-2-2ホ	24-701	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
368	35	22の4-2-2ホ	24-702	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
369	35	22の4-2-2ホ	24-703	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
370	35	22の4-3-2ニ	24-730	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	○
371	35	22の4-3-2ホ	24-731	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
372	35	22の4-3-2木	24-732	支給停止されている障害厚生年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合、障害厚生年金の支給停止事由の整理、審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
373	35	22の4-3-1	24-739	養育期間標準報酬月額特例申出書の受理（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	養育期間標準報酬月額特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
374	35	22の4-3-2ニ	24-753	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
375	35	22の4-3-2木	24-754	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
376	35	22の4-3-2ニ	24-757	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の支給権を有している者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
377	35	22の4-3-2木	24-758	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の支給権を有している者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
378	35	22の4-3-2ニ	24-761	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて支給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
379	35	22の4-3-2木	24-762	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて支給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった者が老齢基礎年金・老齢厚生年金を66歳以後に繰り下げて受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
380	35	22の4-3-2ニ	24-764	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の支給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
381	35	22の4-3-2木	24-765	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の支給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
382	35	22の4-3-2ニ	24-768	老齢厚生年金の支給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
383	35	22の4-3-2ホ	24-769	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
384	35	22の4-3-2ニ	24-771	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
385	35	22の4-3-2ホ	24-772	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
386	35	22の4-3-2ニ	24-773	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
387	35	22の4-3-2ホ	24-774	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
388	35	22の4-3-2ニ	24-775	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
389	35	22の4-3-2ホ	24-776	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額を加算するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
390	35	22の4-3-2ニ	24-778	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
391	35	22の4-3-2ホ	24-779	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
392	35	22の4-3-2ニ	24-786	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
393	35	22の4-3-2ホ	24-787	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
394	35	22の4-3-2ホ	24-788	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	老齢厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
395	35	22の4-3-2ホ	24-798	老齢厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
396	35	22の4-3-2ロ	24-801	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	総務省自治行政局 公務員部福利課	
397	35	22の4-3-2ニ	24-802	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
398	35	22の4-3-2ホ	24-803	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
399	35	22の4-3-2ヘ	24-805	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局 公務員部福利課	
400	35	22の4-3-2ニ	24-806	障害厚生年金の供給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
401	35	22の4-3-2ホ	24-807	障害厚生年金の供給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
402	35	22の4-3-2ニ	24-809	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
403	35	22の4-3-2ホ	24-810	障害厚生年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
404	35	22の4-3-2ニ	24-812	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
405	35	22の4-3-2ホ	24-813	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
406	35	22の4-3-2ニ	24-814	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
407	35	22の4-3-2ホ	24-815	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
408	35	22の4-3-2ニ	24-816	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
409	35	22の4-3-2ホ	24-817	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
410	35	22の4-3-2ホ	24-821	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
411	35	22の4-3-2ニ	24-822	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
412	35	22の4-3-2ニ	24-823	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
413	35	22の4-3-2ホ	24-824	障害厚生年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	障害厚生年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
414	35	22の4-3-2ホ	24-833	障害厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
415	35	22の4-3-2ニ	24-834	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
416	35	22の4-3-2ホ	24-835	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
417	35	22の4-3-2ホ	24-851	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者が、支給停止されていた年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
418	35	22の4-3-2ホ	24-853	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者の所在不明による遺族厚生年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	遺族基礎年金が支給されない子のある妻や子であって遺族厚生年金が支給される者に対する遺族基礎年金相当額の加算が行われる遺族厚生年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた者が年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
419	35	22の4-3-2ホ	24-862	遺族厚生年金受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
420	35	22の4-3-2ホ	24-864	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
421	35	22の4-3-2ホ	24-865	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
422	35	22の4-3-2ホ	24-866	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
423	35	22の4-3-2ホ	24-867	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
424	35	22の4-4-2ニ	24-889	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
425	35	22の4-4-2ホ	24-890	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
426	35	22の4-4-2ホ	24-891	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
427	35	22の4-4-2ホ	24-892	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金に加給年金額を加算するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
428	35	22の4-1-2ニ	24-893	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
429	35	22の4-1-2ハ	24-894	特例遺族年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	特例遺族年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
430	35	22の4-3-2ホ	24-897	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第65条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
431	35	22の4-3-2ニ	24-898	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第65条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	総務省自治行政局公務員部福利課	
432	35	22の4-2-2ホ	24-899	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
433	35	22の4-2-2ニ	24-900	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の請求書の受理・審査・通知（国家公務員共済組合連合会）	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項に規定する退職共済年金、障害共済年金又は遺族共済年金の支給を受けるための手続（国家公務員共済組合連合会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	財務省主計局給与共済課	
434	35	22の4-4-2ニ	24-903	老齢厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
435	35	22の4-4-2ニ	24-904	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（66歳に達している者であって、特別支給の老齢厚生年金の受給権を有していた者に限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金、老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
436	35	22の4-4-2ニ	24-905	老齢厚生年金の裁定の請求の特例（特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった者が、66歳以降に繰り下げて受給するときに限る）に係る請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者であった方が老齢基礎年金、老齢厚生年金を66歳以降に繰り下げて受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
437	35	22の4-4-2ニ	24-906	老齢厚生年金の併給の調整による支給停止解除の申出書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
438	35	22の4-4-2ニ	24-907	老齢厚生年金の受給権者の申出による支給 停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日本 私立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金の受給権者が申出による支給 停止を撤回するための手続（日本私立学校 振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
439	35	22の4-4-2ニ	24-908	老齢厚生年金受給権者に係る加給年金額加 算事由該当届の受理・審査・通知（日本私 立学校振興・共済事業団）	老齢厚生年金に加給年金額を加算するた めの手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
440	35	22の4-4-2ニ	24-909	繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に係 る加給年金額加算事由該当届の受理・審 査・通知（日本私立学校振興・共済事業 団）	繰上げ支給の老齢厚生年金に加給年金額を 加算するための手続（日本私立学校振興・ 共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
441	35	22の4-4-2ニ	24-910	老齢厚生年金の受給権者（受給権発生後 に加給年金額の支給要件を満たした者）に係 る加給年金額加算事由該当届の受理・審 査・通知（日本私立学校振興・共済事業 団）	老齢厚生年金の受給権発生後に加給年金額 の支給要件を満たした場合に、加給年金額 を加算するための手続（日本私立学校振 興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
442	35	22の4-4-2ニ	24-911	特別支給の老齢厚生年金受給権者に係る障 害者特例請求書の受理・審査・通知（日本 私立学校振興・共済事業団）	特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、障 害の状態に該当することにより特例を受け るための手続（日本私立学校振興・共済事 業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
443	35	22の4-4-2ニ	24-914	老齢厚生年金受給権者に係る支給停止事由 消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校 振興・共済事業団）	老齢厚生年金の支給停止事由がなくなった ときに、年金の支給を受けるための手続 （日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
444	35	22の4-4-2ニ	24-915	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書 の受理・審査・通知（日本私立学校振興・ 共済事業団）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本 私立学校振興・共済事業団から受けるた めの手続（日本私立学校振興・共済事業 団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
445	35	22の4-4-2ニ	24-916	障害厚生年金の併給の調整による支給停止 解除の申出書の受理・審査・通知（日本私 立学校振興・共済事業団）	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給 する年金を選択するための手続（日本私立 学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
446	35	22の4-4-2ニ	24-917	障害厚生年金の受給権者の申出による支給 停止撤回の申出書の受理・審査・通知（日 本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が申出による支給 停止を撤回するための手続（日本私立学校 振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
447	35	22の4-4-2ニ	24-918	障害厚生年金の額改定請求書の受理・審 査・通知（日本私立学校振興・共済事業 団）	障害厚生年金受給権者の障害の程度が重 くなった場合に、障害年金の額改定の認定 を受けるための手続（日本私立学校振興・ 共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	
448	35	22の4-4-2ニ	24-919	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発 生し、障害の認定日以後65歳に達するま でに前回の障害を併合した障害の程度が増 進した場合に、障害基礎年金の額改定の請 求書の受理・審査・通知（日本私立学校 振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発 生し、障害の認定日以後65歳に達するま でに前回の障害を併合した障害の程度が増 進した場合に、障害基礎年金の額改定の認 定を受けるための手続（日本私立学校振 興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）又は共済組合等（日本 私立学校振興・共済事業 団、国家公務員共済組合連 合会、地方公務員共済組合 又は全国市町村職員共済組 合連合会）	市町村長	文部科学省高等教 育局私学部私学行 政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
449	35	22の4-4-2ニ	24-920	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
450	35	22の4-4-2ニ	24-921	障害厚生年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	障害厚生年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
451	35	22の4-4-2ニ	24-922	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害厚生年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	支給停止されている障害厚生年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
452	35	22の4-4-2ニ	24-923	遺族厚生年金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	遺族厚生年金の支給を受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
453	35	22の4-4-2ホ	24-924	未支給の厚生年金保険の脱退一時金請求書の受理・審査・通知（日本私立学校振興・共済事業団）	未支給の脱退一時金を死亡者の遺族が日本私立学校振興・共済事業団から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
454	35	22の4-1-2イ	24-931	障害厚生年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知（日本年金機構）	障害厚生年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課	
455	39	24の2-8二	28-129	被扶養者の認定（日本年金機構）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
456	39	24の2-8二	28-130	被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
457	39	24の2-8二	28-131	被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
458	39	24の2-8二	28-132	被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団）	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
459	39	24の2-9二	28-133	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本年金機構）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
460	39	24の2-9二	28-134	組合員被扶養者証の検認又は更新（国家公務員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
461	39	24の2-9二	28-135	組合員被扶養者証の検認又は更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
462	39	24の2-9二	28-136	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本私立学校振興・共済事業団）	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
463	39	24の2-7ロ	28-137	傷病手当金の支給決定（日本年金機構）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
464	39	24の2-7ロ	28-138	傷病手当金の支給決定（国家公務員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
465	39	24の2-7ロ	28-139	傷病手当金の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
466	39	24の2-7ロ	28-140	傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団）	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課	
467	39	24の2-8へ	28-143	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	○
468	39	24の2-9へ	28-144	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	○
469	39	24の2-8ト	28-145	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	○
470	39	24の2-9ト	28-146	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	財務省主計局給与共済課	○
471	40	24の3-2	29-16	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
472	40	24の3-2	29-37	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
473	40	24の3-1	29-38	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
474	40	24の3-2	29-39	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
475	40	24の3-2	29-52	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
476	40	24の3-2	29-53	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
477	40	24の3-2	29-54	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
478	40	24の3-2	29-55	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
479	40	24の3- 1	29-69	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
480	40	24の3- 2	29-70	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
481	40	24の3- 1	29-71	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
482	40	24の3- 2	29-72	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に配偶者が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に配偶者が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
483	40	24の3- 1	29-73	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
484	40	24の3- 2	29-74	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
485	40	24の3- 1	29-76	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
486	40	24の3- 2	29-77	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
487	40	24の3- 1	29-78	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算の支給停止事由の消滅の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由の消滅の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
488	40	24の3- 2	29-79	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算の支給停止事由の消滅の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由の消滅の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
489	40	24の3- 2	29-87	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の認定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
490	40	24の3- 1	29-100	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
491	40	24の3- 2	29-101	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
492		24の3- 1	29-102	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
493	40	24の3- 2	29-103	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
494	40	24の3- 2	29-105	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
495	40	24の3- 1	29-106	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
496	40	24の3- 2	29-107	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
497	40	24の3- 2	29-109	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の支給停止事由による年金額加算事由の届出の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
498	40	24の3- 1	29-110	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
499	40	24の3- 2	29-111	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による遺族共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
500	40	24の3- 1	29-112	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
501	40	24の3- 2	29-113	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
502	40	24の3- 2	29-115	公務障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
503	40	24の3- 2	29-116	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
504	40	24の3- 1	29-117	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
505	40	24の3- 2	29-118	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
506	40	24の3- 2	29-120	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
507	40	24の3- 1	29-123	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
508	40	24の3- 2	29-124	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
509	40	24の3- 2	29-126	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
510	40	24の3- 1	29-128	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
511	40	24の3- 2	29-129	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
512	40	24の3- 2	29-131	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
513	40	24の3- 2	29-134	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
514	40	24の3- 1	29-136	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
515	40	24の3- 2	29-137	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
516	40	24の3- 1	29-139	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当届の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
517	40	24の3- 2	29-140	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
518	40	24の3- 1	29-142	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
519	40	24の3- 2	29-143	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金受給権者に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
520	40	24の3- 1	29-144	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
521	40	24の3- 2	29-145	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
522	40	24の3- 2	29-150	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
523	40	24の3- 1	29-151	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
524	40	24の3- 2	29-152	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
525	40	24の3- 2	29-153	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者胎児出生届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
526	40	24の3- 1	29-154	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
527	40	24の3- 2	29-155	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
528	40	24の3- 1	29-156	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
529	40	24の3- 2	29-157	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
530	40	24の3- 2	29-166	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
531	40	24の3- 1	29-167	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
532	40	24の3- 2	29-168	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
533	40	24の3- 1	29-169	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
534	40	24の3- 1	29-170	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第37条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前国共済法による退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由当該届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
535	40	24の3- 2	29-172	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第97条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	
536	40	24の3- 2	29-174	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の届書の受理（国家公務員共済組合連合会）	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合連合会	市町村長	財務省主計局給与共済課	○
537	48	26の3- 1イ	31-31	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
538	48	26の3- 1ロ	31-32	第三号被保険者の資格取得の特例届出の認定	2年以上遡及して第三号被保険者に該当する場合に、特例により第三号被保険者資格を取得するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
539	48	26の3- 1イ	31-33	年金確保支援法による国民年金第3号被保険者（種別変更・種別確認）3号該当届の届出	配偶者の第二号被保険者期間と不整合がある期間に係る第三号被保険者資格を取得するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
540	48	26の3- 1ロ	31-34	年金確保支援法による国民年金第3号被保険者（種別変更・種別確認）3号該当届の届出	配偶者の第二号被保険者と不整合がある期間に係る第三号被保険者資格を取得するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
541	48	26の3- 4（26の3- 3ロ）	31-126	国民年金法による保険料の徴収	国民年金法による保険料を日本年金機構が被保険者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	○
542	48	26の3- 4（26の3- 3ロ）	31-128	国民年金法による保険料その他徴収金を滞納する者に対する督促及び滞納処分	国民年金法による徴収金について日本年金機構が被保険者等に督促及び滞納処分を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	○

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
543	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-141	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
544	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-142	老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
545	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-144	特別支給の老齢厚生年金の支給権を有していた者の特例（66歳到達前に係る）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった方が老齢基礎年金を66歳到達前に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
546	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-145	特別支給の老齢厚生年金の支給権を有していた者の特例（66歳到達前に係る）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった方が老齢基礎年金を66歳到達前に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
547	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-146	特別支給の老齢厚生年金の支給権を有していた者の特例（66歳到達後に係る）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった方が老齢基礎年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
548	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-147	特別支給の老齢厚生年金の支給権を有していた者の特例（66歳到達後に係る）に係る老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	特別支給の老齢厚生年金の支給権者であった方が老齢基礎年金を66歳以降に65歳からの支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
549	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-148	老齢厚生年金の支給権を有している者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢厚生年金の支給権を有している者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
550	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-149	老齢厚生年金の支給権を有している者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	老齢厚生年金の支給権を有している者の昭和60年改正法附則第15条第2項の規定による老齢基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
551	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-158	老齢基礎年金額加算開始事由該当届の受理・審査・通知	老齢基礎年金に振替加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
552	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-159	老齢基礎年金額加算開始事由該当届の受理・審査・通知	老齢基礎年金に振替加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
553	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-176	老齢基礎年金支給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
554	47	26の2-1	31-178	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課	
555	47	26の2-2	31-181	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課	
556	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-182	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
557	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-183	障害基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
558	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-184	障害基礎年金の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の支給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
559	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-185	障害基礎年金の供給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の支給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
560	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-187	障害基礎年金の支給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
561	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-188	障害基礎年金の支給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
562	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-189	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金支給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
563	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-190	障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金支給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
564	48	26の3-2(26の3-1イ)	31-191	障害基礎年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
565	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-192	障害基礎年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定請求書の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、障害基礎年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
566	48	26の3-2(26の3-1ロ)	31-193	障害基礎年金の支給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給権者が子を有するに至ったときに、加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
567	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-194	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	障害基礎年金の受給権者が子を有するに至ったときに、加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
568	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-195	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
569	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-196	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	国民年金法第30条の2第4項の規定により同条第1項の請求があったものとみなされた障害基礎年金受給権者に加算額対象者があるときの届出書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
570	47	26の2-1	31-202	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
571	47	26の2-2	31-203	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由該当届の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通動による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
572	47	26の2-1	31-205	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る支給停止額変更届の届出	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止額を変更するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
573	47	26の2-2	31-206	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る支給停止額変更届の届出	20歳前障害に基づく障害基礎年金受給権者が年金の支給停止額を変更するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通動による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
574	47	26の2-1	31-208	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
575	47	26の2-2	31-209	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通動による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
576	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-210	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
577	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-211	障害基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
578	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-212	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合当該障害基礎年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合、障害基礎年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
579	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-213	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合当該障害基礎年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている障害基礎年金の受給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合、障害基礎年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
580	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-218	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者に係る所得状況届の届出の受理・審査・通知	20歳前障害に基づく障害基礎年金の受給権者の所得状況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
581	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-224	障害基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
582	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-225	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
583	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-226	遺族基礎年金の裁定請求書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
584	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-228	遺族基礎年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
585	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-230	遺族基礎年金の受給権者の申出による支給停止撤回の届出書の受理・審査・通知	遺族基礎年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
586	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-236	遺族基礎年金受給権者に係る支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	遺族基礎年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
587	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-238	所在不明による遺族基礎年金の支給停止解除申請書の受理・審査・通知	遺族基礎年金受給権者であって、所在不明により支給停止されていた方が年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
588	48	26の3-2(26 の3-1口)	31-249	遺族基礎年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
589	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-250	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	寡婦年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
590	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-251	寡婦年金の裁定請求書の受理・審査・通知	寡婦年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
591	48	26の3-2(26 の3-1ハ)	31-265	寡婦年金受給権者に係る未支給の給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
592	48	26の3-2(26 の3-1ニ)	31-266	国民年金の死亡一時金の裁定請求書の受理・審査・通知	国民年金の死亡一時金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
593	48	26の3-2(26 の3-1ヒ)	31-269	未支給の国民年金の脱退一時金請求書の受理・審査・通知	未支給の国民年金の脱退一時金請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
594	47	26の2-1	31-271	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
595	47	26の2-2	31-272	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通動による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
596	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-273	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
597	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-274	中国残留邦人等に支給する老齢福祉年金についての裁定請求書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
598	47	26の2-1	31-275	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
599	47	26の2-2	31-276	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通動による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
600	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-277	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
601	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-278	老齢福祉年金受給権者の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
602	47	26の2-1	31-280	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
603	47	26の2-2	31-281	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通動による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
604	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-282	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
605	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-283	老齢福祉年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	老齢福祉年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
606	47	26の2-1	31-284	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
607	47	26の2-2	31-285	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通動による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
608	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-286	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
609	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-287	老齢福祉年金受給権者に係る支給停止に関する届出の受理・審査・通知	老齢福祉年金受給権者が年金の支給停止事由に該当したときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
610	48	26の3-2(26 の3-1イ)	31-288	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
611	48	26の3-2(26 の3-1ロ)	31-289	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
612	47	26の2-1	31-290	老齢福祉年金受給権者の現況の届出の受理・審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
613	47	26の2- 2	31-291	老齢福祉年金受給権の現況の届出の受理・ 審査・確認	老齢福祉年金受給権者の現況届に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通 勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	地方公務員災害補 償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
614	48	26の3- 2 (26 の3- 1ロ)	31-298	老齢福祉年金受給権者に係る未支給の老齢 福祉年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年 金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
615	48	26の3- 2 (26 の3- 1ロ)	31-373	旧国民年金法による老齢年金の未支給国民 年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年 金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
616	48	26の3- 2 (26 の3- 1ロ)	31-379	旧国民年金法による通算老齢年金の未支給 国民年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年 金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
617	48	26の3- 2 (26 の3- 1ロ)	31-385	旧国民年金法による障害年金の未支給国民 年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年 金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
618	48	26の3- 2 (26 の3- 1ロ)	31-392	旧国民年金法による母子年金の未支給国民 年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年 金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
619	48	26の3- 2 (26 の3- 1ロ)	31-398	旧国民年金法による準母子年金の未支給国民 年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年 金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
620	48	26の3- 2 (26 の3- 1ロ)	31-409	旧国民年金法による寡婦年金の未支給国民 年金の請求の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年 金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
621	48	26の3- 3ロ	31-411	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保 険料の納付又は免除の特例を受けるための 手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
622	48	26の3- 1イ	31-414	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するた めの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
623	48	26の3- 1ロ	31-415	第三号被保険者の資格取得の届出の認定	国民年金第三号被保険者資格を取得するた めの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
624	48	26の3- 1イ	31-416	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手 続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
625	48	26の3- 1ロ	31-417	第三号被保険者の種別変更の届出の認定	国民年金被保険者種別を変更するための手 続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
626	48	26の3- 1イ	31-418	第三号被保険者の配偶者に関する届出の認 定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制 度に変更されたときの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
627	48	26の3- 1ロ	31-419	第三号被保険者の配偶者に関する届出の認 定	第三号被保険者の配偶者の公的年金加入制 度に変更されたときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
628	48	26の3- 3イ	31-422	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手 続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
629	48	26の3- 3ロ	31-425	保険料免除等の申請の処分	国民年金保険料の免除等を受けるための手 続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
630	48	26の3- 3イ	31-428	学生等の保険料納付の特例に係る処分	国民年金保険料の学生納付特例を受けるた めの手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
631	48	26の3- 3イ	31-431	保険料納付の免除勧奨	国民年金保険料の免除を勧奨する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	○
632	48	26の3- 3ロ	31-432	保険料納付の免除勧奨	国民年金保険料の免除を勧奨する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	○
633	48	26の3- 4 (26 の3- 3イ)	31-437	国民年金法による保険料の徴収	国民年金法による保険料を日本年金機構が 被保険者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	○
634	48	26の3- 4 (26 の3- 3イ)	31-438	国民年金法による保険料その他徴収金を滞 納する者に対する督促及び滞納処分	国民年金法による徴収金について日本年金 機構が被保険者等に督促及び滞納処分を行 うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	○
635	48	26の3- 3イ	31-439	特定事由に係る申出等の特例	特定事由に該当することにより国民年金保 険料の納付又は免除の特例を受けるための 手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定 の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
636	48	26の3- 3ロ	31-442	国民年金保険料の産前産後免除の申請の処 分	国民年金保険料の産前産後免除を受けるた めの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
637	48	26の3- 3ロ	31-443	配偶者状況変更届の確認	国民年金保険料継続免除申請者が配偶者を 有するに至ったとき又は有しない者となる に至ったときの手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
638	57	31- 1チ、ヌ	37-7	児童扶養手当の認定請求に係る事実につい ての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手 当の認定請求に係る手続（日本年金機構へ の照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金 給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第 三条第二項に規 定する公的年金給 付の支給を行うこ ととされている者	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
639	57	31- 1ル	37-10	児童扶養手当の認定請求に係る事実につい ての審査（地方公務員共済組合又は全国市 町村職員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手 当の認定請求に係る手続（地方公務員共済 組合又は全国市町村職員共済組合連合会へ の照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金 給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知 書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第 三条第二項に規 定する公的年金給 付の支給を行うこ ととされている者	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
640	57	31-11	37-11	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
641	57	31-11	37-12	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
642	57	31-2ト、リ	37-22	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（日本年金機構への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
643	57	31-2ヌ	37-25	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
644	57	31-2ヘ	37-26	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
645	57	31-2チ	37-27	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
646	57	31-3の3ロ、ニ 31-5チ、ヌ 31-6テ、ヌ	37-41	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続（日本年金機構への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
647	57	31-3の3ホ 31-5ル 31-6ル	37-44	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
648	57	31-3の3イ 31-5ト 31-6ト	37-45	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
649	57	31-3の3ハ 31-5リ 31-6リ	37-46	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	49	児童扶養手当第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
650	59	31の3-2	39-142	退職共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治体行政局公務員部福祉課	
651	59	31の3-2	39-163	障害共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治体行政局公務員部福祉課	
652	59	31の3-1	39-164	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治体行政局公務員部福祉課	
653	59	31の3-2	39-165	遺族共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	遺族共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治体行政局公務員部福祉課	
654	59	31の3-2	39-178	遺族共済年金（経過的職域加算額）受給権者に係る未支給の保険給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治体行政局公務員部福祉課	
655	59	31の3-2	39-179	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る当事者からの年金分割のための情報提供を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治体行政局公務員部福祉課	
656	59	31の3-2	39-180	離婚分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治体行政局公務員部福祉課	
657	59	31の3-2	39-181	離婚による三号分割に係る標準報酬改定請求書の受理・審査・通知	離婚による三号分割に係る標準報酬改定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治体行政局公務員部福祉課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
658	59	31の3- 1	39-195	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
659	59	31の3- 2	39-196	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
660	59	31の3- 1	39-198	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
661	59	31の3- 2	39-199	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権に係る加給年金額の支給事由該当の届出の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
662	59	31の3- 1	39-201	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
663	59	31の3- 2	39-202	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金受給権に係る障害者特例請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
664	59	31の3- 1	39-203	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
665	59	31の3- 2	39-204	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
666	59	31の3- 2	39-209	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
667	59	31の3- 1	39-210	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
668	59	31の3- 2	39-211	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
669	59	31の3- 2	39-212	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者胎児出生届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
670	59	31の3- 1	39-213	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
671	59	31の3- 2	39-214	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による繰上げ支給の退職共済年金の受給権者に係る加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
672	59	31の3- 1	39-215	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
673	59	31の3- 2	39-216	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者（受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした者）に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
674	59	31の3- 2	39-225	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
675	59	31の3- 1	39-226	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
676	59	31の3- 2	39-227	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
677	59	31の3- 1	39-229	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
678	59	31の3- 2	39-230	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額対象者不該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の事由がなくなったときに、加給年金額を加算しないための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
679	59	31の3- 1	39-231	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
680	59	31の3- 2	39-232	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害基礎年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
681	59	31の3- 1	39-233	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
682	59	31の3- 2	39-234	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者が配偶者を有するに至ったときの加算開始事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額の加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
683	59	31の3- 1	39-236	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
684	59	31の3- 2	39-237	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合の障害共済年金の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	支給停止されている被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給権者に軽度の障害が発生し、障害の認定日以後65歳に達するまでに前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
685	59	31の3- 1	39-238	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
686	59	31の3- 2	39-239	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金受給権者に係る加給年金額支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
687	59	31の3- 2	39-247	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の裁定請求の特例に係る請求書の受理・審査・通知	死亡当時胎児だった子が出生したときの被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
688	59	31の3- 1	39-260	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
689	59	31の3- 2	39-261	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の額改定請求書の受理・審査・通知	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
690	59	31の3- 1	39-262	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合には、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
691	59	31の3- 2	39-263	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合には、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
692	59	31の3- 2	39-265	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
693	59	31の3- 1	39-266	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
694	59	31の3- 2	39-267	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による障害共済年金の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
695	59	31の3- 2	39-269	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
696	59	31の3- 1	39-270	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申請書の受理・審査・通知	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全園市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
697	59	31の3- 2	39-271	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による遺族共済年金の支給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
698	59	31の3- 1	39-272	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
699	59	31の3- 2	39-273	遺族一時金の決定請求書の受理・審査・通知	遺族一時金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
700	59	31の3- 2	39-275	公務障害年金の額改定請求書の受理・審査・通知	公務障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
701	59	31の3- 2	39-276	公務障害年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
702	59	31の3- 1	39-277	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
703	59	31の3- 2	39-278	公務遺族年金の決定請求書の受理・審査・通知	公務遺族年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
704	59	31の3- 2	39-280	公務遺族年金の支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
705	59	31の3- 1	39-283	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
706	59	31の3- 2	39-284	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
707	59	31の3- 2	39-286	退職共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
708	59	31の3- 1	39-288	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
709	59	31の3- 2	39-289	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る加給年金額加算事由該当届の受理・審査・通知	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権発生後に加給年金額の支給要件を満たした場合に、加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
710	59	31の3- 2	39-291	障害共済年金（追加費用対象期間を有する者）の受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
711	59	31の3- 2	39-294	遺族共済年金（追加費用対象期間を有する者）に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
712	60	31の4- 1	39-295	障害共済年金（経過的職域加算額）の決定請求書の受理・審査・通知	障害共済年金（経過的職域加算額）の支給を受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局 公務員部福利課	
713	60	31の4- 1	39-296	障害共済年金（経過的職域加算額）の併給の調整による支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局 公務員部福利課	
714	60	31の4- 1	39-297	遺族共済年金（経過的職域加算額）の併給の調整による支給停止の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局 公務員部福利課	
715	59	31の3- 2	39-301	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和37年法律第153号）第3条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
716	59	31の3- 1	39-303	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和7年法律第153号）第9条に規定する給付のうち年金たる給付の支給に関する審査	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第101条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和7年法律第153号）第9条に規定する給付のうち年金たる給付の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
717	58	31の2- 9ニ	39-308	被扶養者の認定（日本年金機構）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
718	58	31の2- 9ニ	39-309	被扶養者の認定（国家公務員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
719	58	31の2- 9ニ	39-310	被扶養者の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
720	58	31の2- 9ニ	39-311	被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団）	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
721	58	31の2- 10ニ	39-312	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本年金機構）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
722	58	31の2- 10ニ	39-313	組合員被扶養者証の検認又は更新（国家公務員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
723	58	31の2- 10ニ	39-314	組合員被扶養者証の検認又は更新（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
724	58	31の2- 10ニ	39-315	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本私立学校振興・共済事業団）	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
725	58	31の2- 8ロ	39-316	傷病手当金の支給決定（日本年金機構）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
726	58	31の2- 8ロ	39-317	傷病手当金の支給決定（国家公務員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
727	58	31の2- 8ロ	39-318	傷病手当金の支給決定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
728	58	31の2- 8ロ	39-319	傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団）	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
729	58	31の2- 9ハ	39-322	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
730	58	31の2- 10ハ	39-323	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	○

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
731	58	31の2-9ト	39-324	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
732	58	31の2-10ト	39-325	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に運動）のため、従来の添付書類が存在しない。）	地方公務員共済組合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
733	59	31の3-1	39-327	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第61条第1項の規定によるなお効力を有することとされた改正前地共済法による退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
734	59	31の3-2	39-330	三歳に満たない子を養育する加入者等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出の受理	年金額の計算において養育特例を適用するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
735	62	33-7	41-12	措置に要する費用の徴収（日本年金機構への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
736	62	33-7	41-15	措置に要する費用の徴収（国家公務員共済組合連合会への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
737	62	33-7	41-16	措置に要する費用の徴収（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
738	62	33-7	41-17	措置に要する費用の徴収（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
739	66	37-1ハ	46-4	特別児童扶養手当の認定（日本年金機構への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
740	66	37-1ハ	46-7	特別児童扶養手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
741	66	37-1ハ	46-8	特別児童扶養手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
742	66	37-1ハ	46-9	特別児童扶養手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働大臣又は都道府県知事（市町村長）	厚生労働省障害保健福祉部企画課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
743	66	37-2口	46-32	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査 (国家公務員共済組合連合会への照会)	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関(都道府県・指定都市)が審査するための手続(国家公務員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
744	66	37-2口	46-33	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査 (地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関(都道府県・指定都市)が審査するための手続(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
745	66	37-2口	46-34	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査 (日本私立学校振興・共済事業団への照会)	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関(都道府県・指定都市)が審査するための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
746	66	37-2口	46-35	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査 (日本年金機構への照会)	特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関(都道府県・指定都市)が受給者を審査するための手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構・共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
747	66	37-1ホ	46-36	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定機関(都道府県・指定都市)から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	○
748	66	37-2ニ	46-37	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査 (都道府県・指定都市)が審査するための手続	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を認定機関(都道府県・指定都市)が審査するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣又は都道府県知事(市町村長)	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	○
749	85	43の3の2-2 43の3の2-4	47-35	福祉手当所得状況届の内容の審査(日本年金機構への照会)	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関(都道府県・指定都市)が審査するための手続(日本年金機構への照会)	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
750	85	43の3の2-3	47-38	福祉手当所得状況届の内容の審査(国家公務員共済組合連合会への照会)	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関(都道府県・指定都市)が審査するための手続(国家公務員共済組合連合会への照会)	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
751	85	43の3の2-5	47-39	福祉手当所得状況届の内容の審査(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関(都道府県・指定都市)が審査するための手続(地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会)	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
752	85	43の302-1	47-40	福祉手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	54	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
753	68	38の2-1イ	47-69	障害児福祉手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
754	68	38の2-1イ	47-70	障害児福祉手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
755	68	38の2-1イ	47-71	障害児福祉手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
756	68	38の2-1イ	47-72	障害児福祉手当の認定（日本年金機構への照会）	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
757	68	38の2-1イ	47-73	特別障害者手当の認定（日本年金機構への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
758	68	38の2-1イ	47-74	特別障害者手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
759	68	38の2-1イ	47-75	特別障害者手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
760	68	38の2-1イ	47-76	特別障害者手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
761	68	38の2-2イ	47-77	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本年金機構への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
762	68	38の2-2イ	47-78	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（国家公務員共済組合連合会への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
763	68	38の2-2イ	47-79	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	
764	68	38の2-2イ	47-80	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	受給者の特別障害者手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県、指定都市）が審査するための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省障害保健福祉部企画課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課名	本格運用に 移行したもの
765	68	38の2-1ハ	47-81	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	○
766	68	38の2-1ハ	47-82	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	○
767	68	38の2-2ハ	47-83	特別障害者手当所得状況届の内容の審査	特別障害者手当所得状況届に必要な情報を認定機関（都道府県、市及び福祉事務所設置町村）が受給者に確認するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	○
768	85	43の3の2-7	47-84	福祉手当所得状況届の内容の審査	受給者の福祉手当所得状況届の内容を認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省障害保健福祉部企画課	○
769	72	39の2-2	54-2	休業補償の請求に係る事実についての審査	休業補償の請求内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
770	72	39の2-1	54-6	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請の審査	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
771	72	39の2-1	54-8	傷病補償年金の支給の決定に係る申請の審査	傷病補償年金の支給の決定に係る申請内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
772	72	39の2-1	54-10	療養の現状等に関する報告の審査	療養の現状等に関する報告の報告内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
773	72	39の2-1	54-12	年金たる補償の受給権者の定期報告の審査	年金たる補償の受給権者の定期報告の報告内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
774	72	39の2-1	54-14	年金たる補償の受給権者の届出の審査	年金たる補償の受給権者の届出の届出内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
775	72	39の2-1	54-17	障害補償年金の請求に係る事実についての審査	障害補償年金の請求内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
776	72	39の2-1	54-18	遺族補償年金の請求に係る事実についての審査	遺族補償年金の請求内容についての事実関係を確認するための手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
777	72	39の2-1	54-19	年金たる補償の各支払期月の支払いに関する事務	年金たる補償の各支払期月に当該支払に係る事実関係を確認し支払いを行う手続	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	地方公務員災害補償基金	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
778	75	40の2-1	56-6	認定の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
779	75	40の2-2	56-13	現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
780	76	40の3-1イ、 ハ	57-3	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求の受理（日本年金機構への照会）	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
781	76	40の3-1イ、 ハ	57-4	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の通知（日本年金機構への照会）	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
782	76	40の3-2（40の3-1イ、 ハ）	57-13	受給資格の決定（日本年金機構への照会）	基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
783	76	40の3-3（40の3-1イ、 ハ）	57-16	失業の認定（日本年金機構への照会）	基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
784	76	40の3-4（40の3-1イ、 ハ）	57-23	未支給の失業等給付の請求についての審査（日本年金機構への照会）	未支給失業給付を死亡者の遺族が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
785	76	40の3-2（40の3-1イ、 ハ）	57-29	高齢被保険者の受給資格の決定（日本年金機構への照会）	高齢求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
786	76	40の3-3（40の3-1イ、 ハ）	57-31	高齢受給資格者の失業の認定（日本年金機構への照会）	高齢求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
787	76	40の3-2（40の3-1イ、 ハ）	57-32	短期雇用特例被保険者の受給資格決定（日本年金機構への照会）	特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
788	76	40の3-3（40の3-1イ、 ハ）	57-34	短期雇用特例受給資格者の失業の認定（日本年金機構への照会）	特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
789	76	40の3-2（40の3-1イ、 ハ） 40の3-3（40の3-1イ、 ハ）	57-39	日雇労働被保険者に係る資格決定及び失業の認定（日本年金機構への照会）	日雇労働求職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
790	76	40の3-2（40の3-1イ、 ハ） 40の3-3（40の3-1イ、 ハ）	57-41	日雇労働求職者給付金の特例に係る資格決定及び失業の認定（日本年金機構への照会）	日雇労働求職者給付金の特例による給付を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
791	76	40の3-2(40の3-1イ、ハ)	57-112	教育訓練支援給付金に係る受給資格決定(日本年金機構への照会)	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
792	76	40の3-3(40の3-1イ、ハ)	57-113	教育訓練支援給付金に係る失業の認定(日本年金機構への照会)	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続(日本年金機構への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
793	76	40の3-1ロ	57-127	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求の受理(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	○
794	76	40の3-1ロ	57-128	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の通知(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことを公共職業安定所に確認するよう請求するための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	○
795	76	40の3-2(40の3-1ロ)	57-129	受給資格の決定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	○
796	76	40の3-3(40の3-1ロ)	57-130	失業の認定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	基本手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	○
797	76	40の3-4(40の3-1ロ)	57-131	未支給の失業等給付の請求についての審査(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	○
798	76	40の3-2(40の3-1ロ)	57-132	高齢年齢被保険者の受給資格の決定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	高齢年齢職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	○
799	76	40の3-3(40の3-1ロ)	57-133	高齢年齢受給資格者の失業の認定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	高齢年齢職者給付金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	○
800	76	40の3-2(40の3-1ロ)	57-134	短期雇用特例被保険者の受給資格決定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	○
801	76	40の3-3(40の3-1ロ)	57-135	短期雇用特例受給資格者の失業の認定(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	特例一時金を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続(日本私立学校振興・共済事業団への照会)	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	厚生労働大臣(職業安定局)	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省職業安定局雇用保険課	○

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
802	76	40の3-2 (40 03-1口) 40の3-3 (40 03-1口)	57-136	日雇労働被保険者に係る資格決定及び失業 の認定（日本私立学校振興・共済事業団への 照会）	日雇労働求職者給付金を受給資格者が公共 職業安定所から受けるための手続（日本私 立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書 類は法令には記載されていないため、「国民年金 法又は被用者年金各法による年金である給付の支 給又は保険料の徴収に関する情報」については申 請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を 照会することで適正な事務を行うことができ る。）	厚生労働大臣（職業安定 局）	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省職業安 定局雇保課	○
803	76	40の3-2 (40 03-1口) 40の3-3 (40 03-1口)	57-137	日雇労働求職者給付金の特例に係る資格決 定及び失業の認定（日本私立学校振興・共 済事業団への照会）	日雇労働求職者給付金の特例による給付を 受給資格者が公共職業安定所から受けるた めの手続（日本私立学校振興・共済事業団 への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書 類は法令には記載されていないため、「国民年金 法又は被用者年金各法による年金である給付の支 給又は保険料の徴収に関する情報」については申 請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を 照会することで適正な事務を行うことができ る。）	厚生労働大臣（職業安定 局）	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省職業安 定局雇保課	○
804	76	40の3-2 (40 03-1口)	57-138	教育訓練支援給付金に係る受給資格決定 （日本私立学校振興・共済事業団への照 会）	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共職 業安定所から受けるための手続（日本私立 学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書 類は法令には記載されていないため、「国民年金 法又は被用者年金各法による年金である給付の支 給又は保険料の徴収に関する情報」については申 請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を 照会することで適正な事務を行うことができ る。）	厚生労働大臣（職業安定 局）	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省職業安 定局雇保課	○
805	76	40の3-3 (40 03-1口)	57-139	教育訓練支援給付金に係る失業の認定（日 本私立学校振興・共済事業団への照会）	教育訓練支援給付金を受給資格者が公共職 業安定所から受けるための手続（日本私立 学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書 類は法令には記載されていないため、「国民年金 法又は被用者年金各法による年金である給付の支 給又は保険料の徴収に関する情報」については申 請者が提出する情報ではないが、年金関係情報を 照会することで適正な事務を行うことができ る。）	厚生労働大臣（職業安定 局）	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省職業安 定局雇保課	○
806	81	43の2-6	59-120	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負 担軽減額認定証の交付（日本年金機構への 照会）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負 担軽減額認定証を被保険者が後期高齢者医 療広域連合から受けるための手続（老 齢福祉年金の受給権の有無）（日本年金機 構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年 金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通 知書）	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
807	81	43の2-7	59-121	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負 担軽減額認定証の換領又は更新（交付） （日本年金機構への照会）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負 担軽減額認定証を被保険者が後期高齢者医 療広域連合から換領（更新）されるための 手続（老齢福祉年金の受給権の有無）（日本 年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年 金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通 知書）	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
808	81	43の2-4	59-122	食事療養標準負担額の減額に関する特例に よる入院時食事療養費又は保険外併用療養 費の支給（日本年金機構への照会）	入院時食事療養費における標準負担額減額 に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者 医療広域連合から受けるための手続（適用 区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有 無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年 金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通 知書）	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
809	81	43の2-4	59-123	生活療養標準負担額の減額に関する特例に よる入院時生活療養費又は保険外併用療養 費の支給（日本年金機構への照会）	入院時生活療養費における標準負担額減額 に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者 医療広域連合から受けるための手続（適用 区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有 無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年 金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通 知書）	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
810	81	43の2-5	59-124	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医 療広域連合の認定【被保険者への通知】 （日本年金機構への照会）	特定疾病給付対象療養に係る認定を後期高 齢者医療広域連合から受けるための手続 （適用区分の確認）（老齢福祉年金の受給 権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年 金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通 知書）	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
811	81	43の2-1	59-125	高額療養費の支給（日本年金機構への照 会）	高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者 医療広域連合から受けるための手続（適用 区分の確認）（老齢福祉年金の受給権の有 無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年 金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通 知書）	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
812	81	43の2-2	59-126	高額介護合算療養費の支給に関する事務 【基準日被保険者】（日本年金機構への照 会）	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後 期高齢者医療広域連合から受けるための手 続（適用区分の確認）（老齢福祉年金の受 給権の有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年 金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通 知書）	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
813	81	43の2-3	59-139	政令で定める程度の障害の状態にある旨の 認定（日本年金機構への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるた めに必要な認定を65歳～74歳で一定の障害 の状態にある方が後期高齢者医療広域連合 から受けるための手続（障害年金の受給の 有無）（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書）	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
814	81	43の2-3	59-140	政令で定める程度の障害の状態にある旨の 認定（国家公務員共済組合連合会への照 会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるた めに必要な認定を65歳～74歳で一定の障害 の状態にある方が後期高齢者医療広域連合 から受けるための手続（障害年金の受給の有 無）（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年 金振込通知書）	高齢者の医療の確保に関 する法律（昭和五十七年法律 第八十号）第四十八条に規 定する後期高齢者医療広域 連合	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
815	81	43の2-3	59-141	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者広域連合から受けるための手続（障害年金の支給の有無）（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
816	81	43の2-3	59-142	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を65歳～74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者広域連合から受けるための手続（障害年金の支給の有無）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
817	84	43の3-2	60-1	旧給員保険法による老齢年金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による老齢年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
818	84	43の3-2	60-2	旧給員保険法による老齢年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧給員保険法による老齢年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
819	84	43の3-2	60-6	旧給員保険法による障害年金及び障害手当金の裁定請求書の受理・審査・通知	旧給員保険法による障害年金及び障害手当金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
820	84	43の3-2	60-10	旧給員保険法による障害年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧給員保険法による障害年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
821	84	43の3-2	60-15	旧給員保険法による遺族年金の支給停止が解除された場合の届出の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の支給停止を解除するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
822	84	43の3-2	60-37	旧給員保険法による遺族年金の選択の届出の受理・審査・通知	旧給員保険法による遺族年金の選択に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
823	84	43の3-2	60-43	旧給員保険法による年金受給権者に係る未支給年金の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
824	84	43の3-2	60-66	旧給員保険法による障害年金の改定請求の受理・審査・通知	旧給員保険法による障害年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
825	87	44-1ツ	63-16	支援給付の実施（日本年金機構への照会）	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
826	87	44-1ツ	63-18	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
827	87	44-2（44-1ツ）	63-64	支援給付の申請に係る事実についての審査（日本年金機構への照会）	支援給付開始決定等申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
828	87	44-2（44-1ツ）	63-66	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
829	87	44-3（44-1ツ）	63-91	職権による支援給付の開始若しくは変更（日本年金機構への照会）	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
830	87	44-3（44-1ツ）	63-93	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
831	87	44-4（44-1ツ）	63-115	支援給付の停止若しくは廃止（日本年金機構への照会）	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
832	87	44-4（44-1ツ）	63-117	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
833	87	44-6(44-1 ン)	63-140	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された 支給給付費を都道府県等が受給者若しくは 受給者であった者等から徴収するための手 続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
834	87	44-6(44-1 ツ)	63-142	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された 支給給付費を都道府県等が受給者若しくは 受給者であった者等から徴収するための手 続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関す る法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、 決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書 等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
835	87	44-5(44-1 ン)	63-199	支給給付に要する費用の返還（日本年金機 構への照会）	生活保護法第63条に基づく支給給付に要し た費用を都道府県等（支給給付の実施機 関）が受給者若しくは受給者であった者か ら返還させるための手続（日本年金機構へ の照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である 給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知 書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金 振込通知書等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
836	87	44-5(44-1 ン)	63-206	支給給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支給給付に要し た費用を都道府県等（支給給付の実施機 関）が受給者若しくは受給者であった者か ら返還させるための手続（日本年金機構へ の照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関す る法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、 決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書 等）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
837	87	44-1ネ	63-238	支給給付の実施（日本年金機構への照会）	支給給付費を受給者が都道府県等（支給給 付の実施機関）から受け取るための手続 （日本年金機構への照会）	75	年金生活者支給給付金の支給に関する法律による 年金生活者支給給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に連動）の ため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
838	87	44-2(44-1 ネ)	63-239	支給給付の申請に係る事実についての審査 （日本年金機構への照会）	支給給付開始決定等を申請者が都道府県等 （支給給付の実施機関）から受け取るための 手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支給給付金の支給に関する法律による 年金生活者支給給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に連動）の ため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
839	87	44-3(44-1 ネ)	63-240	職権による支給給付の開始若しくは変更 （日本年金機構への照会）	支給給付決定若しくは変更を要保護者が都 道府県等（支給給付の実施機関）から受け 取るための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支給給付金の支給に関する法律による 年金生活者支給給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に連動）の ため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
840	87	44-4(44-1 ネ)	63-241	支給給付の停止若しくは廃止（日本年金機 構への照会）	支給給付の停止若しくは廃止決定を受給者 が都道府県等（支給給付の実施機関）から 受け取るための手続（日本年金機構への照 会）	75	年金生活者支給給付金の支給に関する法律による 年金生活者支給給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に連動）の ため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
841	87	44-6(44-1 ネ)	63-242	徴収金の徴収（日本年金機構への照会）	生活保護法第78条に基づき不正受給された 支給給付費を都道府県等が受給者若しくは 受給者であった者等から徴収するための手 続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支給給付金の支給に関する法律による 年金生活者支給給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に連動）の ため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
842	87	44-5(44-1 ネ)	63-243	支給給付に要する費用の返還（日本年金機 構への照会）	生活保護法第63条に基づく支給給付に要し た費用を都道府県等（支給給付の実施機 関）が受給者若しくは受給者であった者か ら返還させるための手続（日本年金機構へ の照会）	75	年金生活者支給給付金の支給に関する法律による 年金生活者支給給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費増税に連動）の ため、従来の添付書類が存在しない。）	都道府県知事等	厚生労働大臣若し しくは日本年金機 構、共済組合等又 は農林漁業団体職 員共済組合（日本 年金機構）	厚生労働省社会・ 援護局援護企画課 中国残留邦人等支 援室	
843	91	44の2-2	66-1	旧適用法人共済組合員期間を有する者から の退職共済年金の裁定請求書の受理・審 査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する方に係 る退職共済年金の支給を日本年金機構から 受け取るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
844	91	44の2-1	66-2	旧適用法人共済組合員期間を有する者から の退職共済年金の裁定請求書の受理・審 査・通知	旧適用法人共済組合員期間を有する方に係 る退職共済年金の支給を日本年金機構から 受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
845	91	44の2-2	66-3	供給の調整による退職共済年金の支給停止 解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給 する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
846	91	44の2-1	66-4	供給の調整による退職共済年金の支給停止 解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給 する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
847	91	44の2-2	66-5	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出等 の受理・審査・通知	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出等 に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
848	91	44の2-1	66-6	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出等 の受理・審査・通知	退職共済年金の供給調整事由消滅の届出等 に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
849	91	44の2-2	66-7	退職共済年金受給権者に係る胎児出生によ る額改定の請求書の受理・審査・通知	退職共済年金受給権者に係る胎児出生によ る額改定の認定を受け取るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
850	91	44の2-2	66-10	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の 支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	退職共済年金の加給年金額加算の支給停止 事由がなくなったときに、年金の支給を受け 取るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機 構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの	
851	91	44の2- 2	66-13	供給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
852	91	44の2- 1	66-14	供給の調整による障害共済年金の支給停止解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
853	91	44の2- 2	66-15	障害共済年金の供給調整事由消滅の届出等 の受理・審査・通知	障害共済年金の供給調整事由消滅の届出等 に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
854	91	44の2- 1	66-16	障害共済年金の供給調整事由消滅の届出等 の受理・審査・通知	障害共済年金の供給調整事由消滅の届出等 に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
855	91	44の2- 2	66-17	障害共済年金受給権者の障害の程度が変 わったときの額改定請求書の受理・審査・ 通知	障害共済年金受給権者の障害の程度が重く なった場合に、障害年金の額改定の認定を 受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
856	91	44の2- 2	66-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有する に至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有する に至ったときに、加給年金額の加算を受け るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
857	91	44の2- 1	66-19	障害共済年金の受給権者が配偶者を有する に至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有する に至ったときに、加給年金額の加算を受け るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
858	91	44の2- 2	66-21	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当 したときの届出等の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当 したときの届出等に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
859	91	44の2- 1	66-22	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当 したときの届出等の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が新障害等級に該当 したときの届出等に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
860	91	44の2- 2	66-25	障害共済年金受給権者に係る加給年金額 の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	障害共済年金の加給年金額加算の支給停止 事由がなくなったときに、年金の支給を受け るための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
861	91	44の2- 2	66-30	供給の調整による遺族共済年金の支給停止 解除の申請書の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給 する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
862	91	44の2- 2	66-63	各共済年金受給権者の死による支払未済 の給付の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年 金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
863	91	44の2- 2	66-67	各共済年金の受給権者の申出による支給停 止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停 止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
864	91	44の2- 1	66-68	各共済年金の受給権者の申出による支給停 止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停 止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
865	91	44の2- 2	66-73	各共済年金受給権者に係る受給代表者の変 更の申請書の受理・審査・通知	各共済年金受給権者に係る受給代表者を 変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課		
866	92	45- 3	67-4	旧適用法人共済組合（J R、J T、N T） に係る給付を行う際の確認（国家公務 員共済組合連合会）	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道 共済組合に遺族特例年金給付を請求する手 続（国家公務員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課		
867	92	45- 3	67-5	旧適用法人共済組合（J R、J T、N T） に係る給付を行う際の確認（地方公務 員共済組合又は全国市町村職員共済組合 連合会）	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道 共済組合に遺族特例年金給付を請求する手 続（地方公務員共済組合又は全国市町村職 員共済組合連合会への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課		
868	92	45- 3	67-6	旧適用法人共済組合（J R、J T、N T） に係る給付を行う際の確認（日本私立 学校振興・共済事業団）	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道 共済組合に遺族特例年金給付を請求する手 続（日本私立学校振興・共済事業団への照 会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課		
869	92	45- 3	67-7	旧適用法人共済組合（J R、J T、N T） に係る給付を行う際の確認（日本年金 機構）	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道 共済組合に遺族特例年金給付を請求する手 続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	財務省主計局給与共済課		
870	94	47- 14 ホ	68-269	地域支援事業の実施の要件確認（日本年 金機構への照会）	地域支援事業の各事業を利用者が市町村か ら受けるための手続（日本年金機構への照 会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	高齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課		○	
871	94	47- 17 二	68-270	地域支援事業の利用料に係る事務（日本年 金機構への照会）	地域支援事業の利用料を市町村が利用者か ら徴収するための手続（日本年金機構への 照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	高齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課		○	
872	94	47- 18 ホ	68-271	保険料賦課要件の確認（日本年金機構への 照会）	被保険者に保険料を賦課する要件について 確認する手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	高齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局介護保険計画課		○





【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
888	94	47-22ホ	68-287	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
889	94	47-22ホ	68-288	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
890	94	47-22ホ	68-289	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（国家公務員共済組合連合会への照会）	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
891	94	47-22ホ	68-290	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
892	94	47-22ホ	68-291	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局介護保険計画課	○
893	94	47-16ホ	68-292	高額介護予防サービス費相当事業の支給の要件確認（日本年金機構への照会）	高額介護予防サービス費相当事業の支給を受けるための手続（日本年金機構への照会）	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	老齢福祉年金額等を示す書類（国民年金証書、年金決定通知書、年金額改定通知書、支払決定通知書等）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課	○
894	101	49の2-2	74-1	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する方からの退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
895	101	49の2-1	74-2	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの退職共済年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する方からの退職共済年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
896	101	49の2-2	74-3	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
897	101	49の2-1	74-4	退職共済年金の加給年金額加算開始事由該当の届出の受理・審査・通知	退職共済年金に加給年金額を加算するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
898	101	49の2-2	74-5	退職共済年金受給権者に係る胎児出生の届出の受理・審査・通知	退職共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
899	101	49の2-2	74-9	退職共済年金受給権者に係る加給年金額の支給停止事由消滅届の受理・審査・通知	退職共済年金の加給年金額加算の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
900	101	49の2-2	74-10	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
901	101	49の2-1	74-11	退職共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
902	101	49の2-2	74-13	退職共済年金受給権に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
903	101	49の2-1	74-14	退職共済年金受給権に係る障害者特例の請求書の受理・審査・通知	特別支給の退職共済年金の受給権者が、障害の状態に該当することにより特例を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
904	101	49の2-2	74-17	障害共済年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者の障害の程度が重くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
905	101	49の2-2	74-18	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
906	101	49の2-1	74-19	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときの届出の受理・審査・通知	障害共済年金の受給権者が配偶者を有するに至ったときに、加給年金額を加算を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
907	101	49の2-2	74-20	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の対象者に関する届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者に係る加給年金額の対象者に関する届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
908	101	49の2-2	74-21	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
909	101	49の2-1	74-22	障害共済年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害共済年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
910	101	49の2- 2	74-24	障害共済年金受給権者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
911	101	49の2- 1	74-25	障害共済年金受給権者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	障害共済年金受給権者が障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
912	101	49の2- 2	74-26	遺族共済年金受給権者に係る胎児出生の届出の受理・審査・通知	遺族共済年金受給権者に係る胎児出生による届出に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
913	101	49の2- 2	74-34	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する方からの減額退職年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
914	101	49の2- 1	74-35	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する者からの減額退職年金の裁定請求書の受理・審査・通知	農林漁業団体職員共済組合員期間を有する方からの減額退職年金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
915	101	49の2- 2	74-36	退職年金等の支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職年金等の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
916	101	49の2- 1	74-37	退職年金等の支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	退職年金等の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
917	101	49の2- 2	74-39	障害年金の額改定の請求書の受理・審査・通知	障害年金受給権者の障害の程度が悪くなった場合に、障害年金の額改定の認定を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
918	101	49の2- 2	74-41	障害年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
919	101	49の2- 1	74-42	障害年金受給権者に係る支給停止事由消滅の届出の受理・審査・通知	障害年金の支給停止事由がなくなったときに、年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
920	101	49の2- 2	74-54	各共済年金受給権者に係る支払未済の請求書の受理・審査・通知	未支給の保険給付を死亡者の遺族が日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
921	101	49の2- 2	74-55	各共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
922	101	49の2- 1	74-56	各共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	2つ以上の年金の受給権がある者が、受給する年金を選択するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
923	101	49の2- 2	74-57	退職共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	廃止前農林共済法の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
924	101	49の2- 1	74-58	退職共済年金受給権者に係る併給調整による支給停止解除の受理・審査・通知	廃止前農林共済法の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
925	101	49の2- 2	74-62	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
926	101	49の2- 1	74-63	各共済年金の受給権者の申出による支給停止撤回の申出書の受理・審査・通知	各共済年金の受給権者が申出による支給停止を撤回するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
927	101	49の2- 1	74-64	障害状態不該当者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	旧制度農林共済法の障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
928	101	49の2- 2	74-65	障害状態不該当者に係る障害該当の届出の受理・審査・通知	旧制度農林共済法の障害の状態に該当しなくなった後、再度障害の状態に該当した場合に、障害共済年金の支給を受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局 事業管理課	
929	103	51- 1 51- 2ロ	77-40	被保険者資格の取得に係る審査	被保険者資格の取得要件を確認するための手続き	64	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	農林水産省経営政策課	
930	107	54- 1イ	83-2	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
931	107	54- 1ハ	83-5	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	
932	107	54- 3イ	83-9	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局 事業管理課	
933	107	54- 3ハ	83-12	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局 事業管理課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
934	107	54- 2イ	83-23	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出に係る手続	59	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報	労働者災害補償保険年金証書、労働者災害補償保険年金給付等支給決定通知書又は労働者災害補償保険年金給付等変更決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	厚生労働大臣（労働基準局）	厚生労働省年金局事業管理課	
935	107	54- 2ロ	83-26	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当する場合の届出に係る手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	厚生労働大臣（日本年金機構）	地方公務員災害補償基金	厚生労働省年金局事業管理課	
936	107	54- 1ロ	83-28	特別障害給付金の認定の請求書の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
937	107	54- 4	83-29	特別障害給付金受給資格者に係る現況の届出の受理・審査・確認	特別障害給付金受給資格者の現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
938	107	54- 3ロ	83-30	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出の受理・審査・通知	特別障害給付金の支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
939	108	55- 4	84-103	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
940	108	55- 3	84-125	訓練等給付費（就労継続支援B型）の支給決定	訓練等給付費（就労継続支援B型）の支給決定を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
941	110	55の3- 3（55の3- 1イ、ハ、ホ）	84-172	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（日本年金機構への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
942	110	55の3- 3（55の3- 1ニ）	84-173	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（国家公務員共済組合連合会への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
943	110	55の3- 3（55の3- 1ハ）	84-174	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
944	110	55の3- 3（55の3- 1ロ）	84-175	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
945	110	55の3- 1イ、ハ、ホ	84-180	自立支援医療費の支給認定（日本年金機構への照会）	自立支援医療費の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
946	110	55の3- 2（55の3- 1イ、ハ、ホ）	84-181	自立支援医療費の支給認定の変更（日本年金機構への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
947	110	55の3- 4（55の3- 1イ、ハ、ホ）	84-182	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（日本年金機構への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等） ・特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
948	110	55の3- 1ニ	84-183	自立支援医療費の支給認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費の支給認定を居住地市町村から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
949	110	55の3- 2（55の3- 1ニ）	84-184	自立支援医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書・支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
950	110	55の3-4(55の3-1ニ)	84-185	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住市町村に届出を行う手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
951	110	55の3-1へ	84-186	自立支援医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住市町村に届出を行う手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
952	110	55の3-2(55の3-1へ)	84-187	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住市町村に届出を行う手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
953	110	55の3-4(55の3-1へ)	84-188	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住市町村に届出を行う手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
954	110	55の3-1ロ	84-189	自立支援医療費の支給認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住市町村に届出を行う手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
955	110	55の3-2(55の3-1ロ)	84-190	自立支援医療費の支給認定の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住市町村に届出を行う手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
956	110	55の3-4(55の3-1ロ)	84-191	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	自立支援医療費支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住市町村に届出を行う手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
957	111	56- -	87-1	時効特例給付の請求書の受理・審査・通知	時効特例給付の請求書を支給日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
958	112	57- -	90-1	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
959	112	57- -	90-2	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求書の受理・審査・通知	既支払者が施行日前に死亡した場合等の保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
960	112	57- -	90-3	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の受理・審査・通知	既支払者が保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の請求後に死亡した場合の未支給の特別加算金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
961	114	59-4、6	92-8	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構への照会）	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本年金機構への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	
962	114	59-5	92-9	職業訓練受講給付金の支給（国家公務員共済組合連合会への照会）	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	
963	114	59-7	92-10	職業訓練受講給付金の支給（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	
964	114	59-3	92-11	職業訓練受講給付金の支給（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	53	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	
965	114	59-8	92-12	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構への照会（特別障害給付金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本年金機構への照会）	68	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報	特別障害給付金額等を示す書類（受給資格者証、決定通知書、額改定通知書、国庫金振込通知書等）	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	○
966	114	59-9	92-13	職業訓練受講給付金の支給（日本年金機構への照会（年金生活者支援給付金情報））	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（日本年金機構への照会）	75	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報	なし（令和元年10月施行（消費税増税に連動）の年金生活者支援給付金の支給に関する情報	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合（日本年金機構）	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	○
967	116	59の2-1㊦	94-17	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金証書又は年金決定通知書	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 (番号)	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
968	116	59の2-3 (59 の2-1ヲ)	94-32	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金証書又は年金決定通知書	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
969	116	59の2-4 (59 の2-1ヲ)	94-45	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金証書又は年金決定通知書	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
970	116	59の2-5 (59 の2-1ヲ)	94-58	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金証書又は年金決定通知書	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
971	116	59の2-2 (59 の2-1ヲ)	94-73	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうけるために、居住市区町村が行う手続	65	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報	年金証書又は年金決定通知書	市町村長	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
972	117	59の202-2	95-1	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
973	117	59の202-2	95-2	補足的老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
974	117	59の202-2	95-3	未支払の老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
975	117	59の202-2	95-4	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
976	117	59の202-2	95-5	未支払の障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の障害年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
977	117	59の202-2	95-6	未支払の遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	未支払の遺族年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
978	117	59の202-1	95-7	老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
979	117	59の202-1	95-8	補足的老齢年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	補足的老齢年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得・世帯状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
980	117	59の202-1	95-9	障害年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	障害年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
981	117	59の202-1	95-10	遺族年金生活者支援給付金の請求書の受理・審査・通知	遺族年金生活者支援給付金の支給を日本年金機構から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	所得状況届	厚生労働大臣（日本年金機構）	市町村長	厚生労働省年金局事業管理課	
982	120	59の3-1へ、 チ、ヌ	98-45	特定医療費の支給認定（日本年金機構への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
983	120	59の3-1リ	98-46	特定医療費の支給認定（国家公務員共済組合連合会への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
984	120	59の3-1ト	98-48	特定医療費の支給認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
985	120	59の3-2へ、 チ、ヌ	98-51	特定医療費の支給認定の変更（日本年金機構への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（日本年金機構への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
986	120	59の3-2リ	98-52	特定医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合連合会への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（国家公務員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
987	120	59の3-2ル	98-53	特定医療費の支給認定の変更（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
988	120	59の3-2ト	98-54	特定医療費の支給認定の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
989	120	59の3-1ル	98-67	特定医療費の支給認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	年金額等を示す書類（年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書等）	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○

# 情報連携可能な事務手続の一覧 及び省略可能な書類（年金関係手続を除く） （R2.10.8時点）

（注）

- ※ 情報連携の対象とならない情報の確認等のため、事務によっては引き続き提出をお願いする添付書類がある場合もある。
- ※ 「左記情報を確認するために従来必要だった添付書類」については、各地方公共団体・行政機関において取扱いが異なる場合があるので、個別の事務手続の際には、各地方公共団体・行政機関のパンフレット、ホームページ等を確認する必要がある。

内閣官房 番号制度推進室  
内閣府 大臣官房 番号制度担当室

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1	2	2-10ハ	2-3	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
2	2	2-10ロ	2-4	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
3	2	2-11ハ	2-28	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
4	2	2-11ロ	2-29	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
5	2	2-12	2-32	全国健康保険協会被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	全国健康保険協会の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
6	2	2-13	2-35	全国健康保険協会被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
7	2	2-14	2-38	全国健康保険協会被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	全国健康保険協会の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
8	2	2-3ロ	2-52	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けていないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
9	2	2-4	2-56	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の埋葬料の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
10	2	2-5イ	2-60	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
11	2	2-4	2-75	全国健康保険協会被保険者の家族埋葬料の支給決定	全国健康保険協会の被扶養者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
12	2	2-5イ	2-79	全国健康保険協会被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
13	2	2-15	2-83	全国健康保険協会被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	全国健康保険協会の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
14	2	2-16	2-92	全国健康保険協会被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	全国健康保険協会の被保険者等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
15	2	2-7ロ	2-95	全国健康保険協会被保険者の高額療養費の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、高額療養費を支給するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
16	2	2-8ロ	2-100	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
17	2	2-17ハ	2-109	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
18	2	2-17ロ	2-110	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
19	2	2-3ロ	2-122	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
20	2	2-5イ	2-128	日雇特例被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
21	2	2-2	2-146	健康保険給付を受ける者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
22	2	2-9	2-149	健康保険給付を受ける日雇特例被保険者が同一の事由により健康保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	健康保険給付を受ける日雇特例被保険者が、同一の事由により健康保険法等から給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	35	健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
23	3	3-10	2-155	健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の確認	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
24	3	3-11ハ	2-184	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
25	3	3-11ロ	2-185	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
26	3	3-13	2-217	健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担金の軽減の認定	健康保険組合の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
27	3	3-14	2-220	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
28	3	3-15	2-223	健康保険組合被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	健康保険組合の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
29	3	3-4ロ	2-234	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
30	3	3-5	2-238	健康保険組合被保険者の資格喪失後の埋葬料の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
31	3	3-6イ	2-241	健康保険組合被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
32	3	3-6イ	2-258	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
33	3	3-16	2-261	健康保険組合被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	健康保険組合の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
34	3	3-17	2-270	健康保険組合被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	健康保険組合の被保険者等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
35	3	3-8ロ	2-273	健康保険組合被保険者の高額療養費の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
36	3	3-9イ	2-276	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
37	3	3-9ロ	2-278	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
38	3	3-1	2-299	被扶養者が日雇特別被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	健康保険の被扶養者が、日雇特別被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
39	3	3-3	2-301	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
40	2	2-13	2-341	日雇特例被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特例被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
41	2	2-14	2-342	日雇特例被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	日雇特例被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
42	2	2-15	2-343	日雇特例被保険者の特定疾病対象療養に係る認定	日雇特例被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
43	2	2-16	2-344	日雇特例被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	日雇特例被保険者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
44	2	2-7口	2-345	日雇特例被保険者の高額療養費の支給決定	日雇特例被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
45	2	2-8イ	2-346	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
46	2	2-8ロ	2-348	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
47	3	3-12ハ	2-349	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
48	3	3-12ロ	2-350	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
49	2	2-4	2-355	日雇特例被保険者の埋葬料の支給決定	日雇特例被保険者であった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
50	2	2-18	2-357	全国健康保険協会任意継続被保険者の前納保険料の還付の確認	前納保険料の還付を請求しようとする者が任意継続被保険者であった者の相続人であるときの、当該請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
51	2	2-1	2-364	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた全国健康保険協会の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	休業補償決定通知書	全国健康保険協会	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
52	3	3-2	2-365	健康保険給付を受給する者が同一の事由により地方公務員災害補償法から給付を受けたことによる支給の調整	健康保険による給付を受けた健康保険の被保険者が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	34	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局保険課	
53	2	2-4	2-384	日雇特例被保険者の家族埋葬料の支給決定	日雇特例被保険者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬費又は埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
54	3	3-5	2-397	健康保険組合被保険者の家族埋葬料の支給決定	健康保険組合の被扶養者が死亡した際に、被保険者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
55	2	2-5ロ	2-401	全国健康保険協会被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
56	2	2-5ロ	2-402	全国健康保険協会被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
57	2	2-5ロ	2-403	日雇特例被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
58	2	2-5ロ	2-404	日雇特例被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
59	3	3-6ロ	2-405	健康保険組合被保険者の資格喪失後の出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者だった者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
60	3	3-6ロ	2-406	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
61	2	2-3イ	2-407	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定	全国健康保険協会の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
62	2	2-3イ	2-408	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
63	2	3-4イ	2-409	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	健康保険組合の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
64	2	2-10イ	2-410	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
65	2	2-11イ	2-411	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
66	2	2-17イ	2-412	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
67	3	3-11イ	2-413	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	被保険者として、健康保険組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
68	3	3-12イ	2-414	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
69	2	2-8イ	2-415	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
70	2	2-10ホ	2-460	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定	被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	○
71	2	2-11ホ	2-461	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認	全国健康保険協会の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	○
72	2	2-17ホ	2-462	日雇特例被保険者の被扶養者の認定	日雇特例被保険者の被扶養者として、全国健康保険協会に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	○
73	3	3-11ホ	2-463	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	健康保険組合の被保険者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	健康保険組合	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	○
74	3	3-12ホ	2-464	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認	健康保険組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	健康保険組合	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局保険課	○
75	2	2-8ハ	2-478	全国健康保険協会被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
76	3	3-9ハ	2-479	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を健康保険組合から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
77	2	2-8ハ	2-480	日雇特例被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
78	2	2-5イ	2-481	日雇特例被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	日雇特例被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局保険課	
79	6	6-6イ	4-14	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）	船員保険の被保険者等の遺族が遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
80	6	6-6イ	4-21	遺族年金の後順位者への支給決定	船員保険の被保険者等の遺族が後順位者として遺族年金の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
81	6	6-16	4-54	船員保険法による年金たる給付の受給（遺族年金の支給停止（解除）の決定）	船員保険法による遺族年金の支給の停止又は支給の停止の解除を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
82	6	6-7ロ	4-63	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
83	6	6-7イ	4-64	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	
84	6	6-9	4-88	船員保険法による療養の給付の受給（高齢受給者の一部負担金の軽減の認定）	船員保険の70歳以上の被保険者が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
85	6	6-10	4-91	船員保険法による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定	船員保険の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
86	6	6-11	4-94	船員保険法による限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定	船員保険の被保険者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をするための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
87	5	5-10	4-102	船員法による療養補償との支給調整	船員保険の被保険者等が、下船後の療養補償に相当する船員保険法による給付を受けたい場合に、一部負担金等の自己負担の金額を給付するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による療養費に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
88	5	5-4	4-117	船員保険法による療養の給付の支給等（葬祭料の支給決定）	船員保険の被保険者であった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
89	6	6-12	4-138	特定疾病給付対象療養の申請の認定	船員保険の被保険者等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
90	6	6-13	4-147	限度額適用・標準負担額軽減の認定	船員保険の被保険者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
91	6	6-4	4-150	船員保険法による療養の給付の支給等（高額療養費の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
92	6	6-5イ	4-155	船員保険法による療養の給付の支給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
93	5	5-1	4-171	船員保険給付を受給する者が同一の事由により健康保険法から給付を受けたことによる支給の調整	船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により健康保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 保険課	
94	6	6-8ロ	4-201	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
95	6	6-8イ	4-202	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
96	6	6-1イ	4-244	船員保険法による療養の給付の支給等（傷病手当金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けていないことを示す書類	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
97	6	6-3	4-245	船員保険法による療養の給付の支給等（出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
98	6	6-3	4-246	船員保険法による療養の給付の支給等（家族出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
99	5	5-3	4-247	船員保険法による療養の給付の支給等（傷病手当金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の事由について、医療保険各法による傷病手当金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
100	5	5-8	4-248	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
101	5	5-9イ	4-249	被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
102	5	5-7	4-250	船員保険法による療養の給付の支給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
103	5	5-2	4-271	船員保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法から給付を受けたことによる支給の調整	船員保険による給付を受けた者が、同一の事由により介護保険から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	44	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	同一の事由について、介護保険法による給付を受けたことを示す書類	全国健康保険協会	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 保険課	
104	5	5-8ロ	4-284	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者として、船員保険に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局 保険課	○
105	5	5-9ロ	4-285	船員保険被保険者の被扶養者に係る確認	船員保険の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	全国健康保険協会	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局 保険課	○
106	6	6-5ロ	4-291	船員保険法による療養の給付の支給等（高額介護合算療養費の支給決定）	高額介護合算療養費の支給を全国健康保険協会から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	全国健康保険協会	市町村長	厚生労働省保険局 保険課	
107	6	6-5	4-292	船員保険法による療養の給付の支給等（出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、資格喪失後の出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	
108	6	6-5	4-293	船員保険法による療養の給付の支給等（家族出産育児一時金の支給決定）	船員保険の被保険者に対して、家族出産育児一時金を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	全国健康保険協会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
109	9	8-1イ	7-9	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
110	9	8-1ロ	7-10	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
111	9	8-1ニ	7-11	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
112	9	8-1ホ	7-12	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
113	9	8-2イ	7-16	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
114	9	8-2ロ	7-17	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
115	9	8-2ニ	7-18	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
116	9	8-2ホ	7-19	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
117	8	7-1イ	7-23	里親の認定等の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
118	8	7-1ロ	7-24	里親の認定等の申請に係る事実についての審査	里親登録に必要な認定を里親希望者が都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
119	16	12-5(12-1 ホ、ヘ)	7-28	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
120	16	12-5(12-1 ト、チ)	7-29	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
121	16	12-5(12-1 リ)	7-30	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
122	16	12-5(12-1 ヌ)	7-31	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
123	16	12-5(12-1 ル)	7-32	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
124	16	12-5(12-1 ヲ)	7-33	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
125	16	12-5(12-1 イ)	7-34	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
126	16	12-7	7-35	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
127	16	12-5(12-1 ハ)	7-36	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
128	16	12-5(12-1 ニ)	7-37	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付金の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
129	16	12-5(12-1 カ)	7-38	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事） 家庭局家庭福祉課		
130	16	12-1ホ、ヘ	7-40	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
131	16	12-1ト、チ	7-41	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
132	16	12-1リ	7-42	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
133	16	12-1ヌ	7-43	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
134	16	12-1ル	7-44	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
135	16	12-1ヲ	7-45	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
136	16	12-1イ	7-46	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
137	16	12-1ハ	7-48	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
138	16	12-1ニ	7-49	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
139	16	12-1カ	7-50	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
140	8	7-2ハ	7-54	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
141	14	11-1ニ	7-55	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
142	14	11-1ホ	7-56	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
143	8	7-3ハ	7-60	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
144	14	11-2ロ	7-61	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
145	14	11-2ハ	7-62	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
146	8	7-4ロ	7-65	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
147	14	11-3(11-2ロ)	7-66	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
148	14	11-3(11-2ハ)	7-67	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
149	15	11の2-2	7-68	障害児入所医療費の支給（健康保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
150	15	11の2-2	7-69	障害児入所医療費の支給（船員保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
151	15	11の2-2	7-71	障害児入所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
152	15	11の2-2	7-72	障害児入所医療費の支給（国民健康保険法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
153	15	11の2- 2	7-73	障害児入所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
154	9	8- 3	7-76	他の法令による給付との調整（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
155	9	8- 3	7-77	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
156	9	8- 3	7-78	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
157	9	8- 3	7-79	他の法令による給付との調整（船員保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
158	9	8- 3	7-80	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
159	8	7- 2イ	7-81	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
160	8	7- 2ニ	7-82	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
161	14	11- 1ロ、ハ	7-83	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
162	8	7- 3イ	7-86	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
163	14	11- 2イ	7-89	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
164	16	12- 3ハ	7-100	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
165	16	12- 3ニ	7-101	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
166	16	12- 3イ	7-102	療育の給付に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
167	16	12- 3ロ	7-103	療育の給付に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
168	16	12- 4リ	7-104	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
169	16	12- 4ル	7-105	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
170	16	12- 4ロ	7-106	助産の実施に要する費用の徴収【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
171	9	8- 4	7-113	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請内容変更	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている支給認定の変更の届出を行った際の住民票に記載された住民票関係情報の確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省健康局難病対策課	
172	16	12- 2ヘ、ト 12- 6ヘ、ト	7-117	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
173	16	12-2チ 12-6チ	7-118	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
174	16	12-2ヌ 12-6ヌ	7-119	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
175	16	12-2ロ 12-6ロ	7-121	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
176	16	12-2ハ 12-6ハ	7-122	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
177	16	12-2ヲ 12-6ヲ	7-123	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
178	8	7-5イ	7-125	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
179	8	7-5ロ	7-126	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
180	14	11-4イ	7-127	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
181	14	11-4ロ	7-128	障害児入所給付決定の申請内容変更	入所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地都道府県等にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
182	9	8-3	7-129	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	81	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	
183	15	11の2-2	7-130	障害児入所医療費の支給（私立学校教職員共済法）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	39	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
184	16	12-4ハ	7-131	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
185	16	12-2リ 12-6リ	7-132	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
186	9	8-1ヲ	7-155	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
187	9	8-1ル	7-156	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
188	9	8-2ヲ	7-161	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（地方公務員災害補償基金への照会）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
189	9	8-2ル	7-162	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局難病対策課	○
190	14	11-2イ	7-164	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
191	16	12-2ニ、ホ 12-6ニ、ホ	7-165	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
192	15	11の2-1ト	7-168	障害児入所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	○
193	16	12-1ロ	7-169	負担能力の認定	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
194	16	12-5(12-1ロ)	7-170	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
195	8	7-3ホ	7-171	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
196	15	11の2-1チ	7-176	障害児入所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	入所給付決定を受けた者のうち、障害児入所医療費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	○
197	9	8-1ハ	7-177	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
198	9	8-1ハ	7-178	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（船員保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
199	9	8-1ハ	7-179	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（国民健康保険法）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
200	9	8-1ハ	7-180	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
201	9	8-1ハ	7-181	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（共済組合等）	小児慢性特定疾病医療費の支給に必要な認定を小児慢性特定疾病児童等の保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
202	9	8-2ハ	7-182	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（健康保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
203	9	8-2ハ	7-183	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（船員保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
204	9	8-2ハ	7-184	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（国民健康保険法）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
205	9	8-2ハ	7-185	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
206	9	8-2ハ	7-186	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（共済組合等）	医療費支給認定保護者が都道府県、指定都市又は中核市から受けている医療費支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局難病対策課	○
207	8	7-2ロ	7-187	障害児入所給付費の支給決定	入所給付決定を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
208	8	7-3ロ	7-188	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
209	8	7-4イ	7-189	特定入所障害児食費等給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、特定入所障害児食費等給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
210	16	12-2イ 12-6イ	7-190	負担能力の認定及び費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	○
211	8	7-3ニ	7-191	高額障害児入所給付費の支給	入所給付決定を受けた者のうち、高額障害児入所給付費の支給を居住地都道府県等から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
212	10	9-1ニ	8-2	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
213	10	9-1ホ	8-3	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
214	11	10-1ハ	8-5	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
215	12	10の2-2	8-7	肢体不自由児通所医療費の支給（健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
216	12	10の2-2	8-8	肢体不自由児通所医療費の支給（船員保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
217	12	10の2-2	8-10	肢体不自由児通所医療費の支給（国家公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
218	12	10の2-2	8-11	肢体不自由児通所医療費の支給（国民健康保険法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
219	12	10の2-2	8-12	肢体不自由児通所医療費の支給（地方公務員共済組合法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
220	10	9-4ニ	8-15	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
221	10	9-4ホ	8-16	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
222	10	9-3ロ	8-18	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
223	10	9-3ハ	8-19	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
224	11	10-3ハ	8-21	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
225	10	9-5(9-3ロ)	8-31	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
226	10	9-5(9-3ハ)	8-32	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
227	11	10-5ロ	8-34	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
228	13	10の3-	8-37	保育の利用の調整又は要請	保育所等の利用に係る調整又は認定ことも園等に対する児童の利用の要請のための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
229	16	12-8ホ、ヘ	8-38	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
230	16	12-8ト、チ	8-39	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
231	16	12-8ホ、ヘ	8-40	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
232	16	12-8リ	8-41	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	母子生活支援施設の入所決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
233	16	12- 8ヌ	8-42	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
234	16	12- 8ル	8-43	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
235	16	12- 8ヲ	8-44	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局保育課	
236	16	12- 8イ	8-45	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証等	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
237	16	12- 8ハ	8-47	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
238	16	12- 8ニ	8-48	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局保育課	
239	16	12- 8カ	8-49	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局保育課	
240	10	9- 1ロ、ハ	8-52	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
241	11	10- 1イ	8-53	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
242	11	10- 1ニ	8-54	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
243	10	9- 3イ	8-65	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
244	11	10- 3イ	8-66	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
245	11	10- 2イ	8-71	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
246	11	10- 2ロ	8-72	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
247	16	12- 4ハ	8-77	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
248	16	12- 4リ	8-79	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
249	16	12- 4ル	8-80	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
250	16	12- 4ロ	8-81	助産の実施に要する費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
251	11	10- 4ハ	8-82	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
252	11	10- 4ニ	8-83	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
253	11	10- 4イ	8-84	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
254	10	9- 4ロ、ハ	8-85	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
255	12	10の2- 2	8-87	肢体不自由児通所医療費の支給（私立学校教職員共済法）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	38	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
256	10	9- -1イ	8-94	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
257	10	9- -2	8-95	障害児通所給付決定の変更	通所給付決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
258	10	9- -4イ	8-96	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
259	12	10の2- -1ト	8-97	肢体不自由児通所医療費の支給決定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
260	11	10- -3ホ	8-99	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
261	12	10の2- -1チ	8-103	肢体不自由児通所医療費の支給決定（地方公務員災害補償基金への照会）	通所給付決定を受けた者のうち、肢体不自由児通所医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	85	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	○
262	16	12- -8ロ	8-104	保育の措置に係る費用の徴収	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局保保課	
263	11	10- -4ロ	8-105	障害福祉サービスの提供	やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが困難な障害児に対し、市町村が障害福祉サービスの提供をさせるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
264	11	10- -1ロ	8-106	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定	通所給付決定を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
265	11	10- -3ロ	8-107	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、高額障害児通所給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
266	11	10- -5イ	8-108	障害児通所給付決定の申請内容変更	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
267	11	10- -3ニ	8-109	高額障害児通所給付費の支給決定	通所給付決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
268	16	12- -4リ	9-8	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
269	16	12- -4ヌ	9-9	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
270	16	12- -4ル	9-10	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
271	16	12- -4イ	9-11	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
272	16	12- -4ロ	9-12	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）【本人同意要】	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
273	16	12- -4ハ	9-13	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
274	16	12- -4ニ	9-14	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
275	16	12- -4ワ	9-15	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
276	16	12- -4ホ、ヘ	9-16	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
277	16	12- -4ト、チ	9-17	費用の徴収（費用の徴収に係る負担能力の認定を含む）	児童入所施設措置児童等に係る費用を都道府県等が保護者等から徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
278	17	12の3- -1	10-2	他の法令による給付との調整（健康保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（健康保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
279	17	12の3- -1	10-3	他の法令による給付との調整（船員保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（船員保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
280	17	12の3- -1	10-4	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国民健康保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
281	17	12の3- -2	10-5	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（高齢者の医療の確保に関する法律）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
282	17	12の3- -1	10-6	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（国家公務員共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
283	17	12の3- -1	10-7	他の法令による給付との調整（地方公務員等共済組合法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（地方公務員等共済組合法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
284	17	12の3- -3	10-8	他の法令による給付との調整（介護保険法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（介護保険法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
285	18	13- -1イ	10-10	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更【本人同意要】	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
286	18	13- -1ロ	10-11	健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更	予防接種法第16条に基づく死亡一時金等の給付の請求者（遺族）に係る審査を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
287	19	13の2- -1	10-12	他の法令による給付との調整（自治体への照会（特別児童扶養手当））	予防接種法第16条に基づく障害児養育年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（特別児童扶養手当））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康局健康課	
288	19	13の2- -2ロ	10-13	他の法令による給付との調整（自治体への照会（障害児福祉手当等））	予防接種法第16条に基づく障害年金の給付に当たり、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当等の給付との調整を行う手続（自治体への照会（障害児福祉手当等））	51	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報	障害児福祉手当証書等	市町村長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者	厚生労働省健康局健康課	
289	18	13- -2ハ	10-15	実費の徴収【本人同意要】	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
290	18	13- -2ニ	10-16	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省健康局健康課	
291	16の2	12の2- -2	10-17	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（被接種者の接種歴等）を作成する手続	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	なし（予防接種台帳）	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康局健康課	
292	17	12の3- -1	10-18	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	予防接種法第16条に基づく医療費の給付に当たり、他の法令による給付との調整を行う手続（私立学校教職員共済法）	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局健康課	
293	18	13- -2イ	10-19	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省健康局健康課	
294	18	13- -2ロ	10-20	実費の徴収	予防接種法第28条に基づき被接種者又はその保護者から実費徴収する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省健康局健康課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
295	16の2	12の2- 1	10-21	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（接種者の接種歴等）を作成する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳等	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省健康局健康課	
296	16の3	12の2の2- -	10-22	予防接種法による予防接種の実施	予防接種法施行令第6条の2に基づき都道府県又は市町村が予防接種法による予防接種に関する記録（接種者の接種歴等）を作成する手続	84	予防接種法による予防接種の実施に関する情報	なし（予防接種手帳）	都道府県知事	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省健康局健康課	
297	20	14- 1ハ 14- 2ハ	12-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
298	20	14- 3ニ	12-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
299	20	14- 1イ・ロ 14- 2イ・ロ	12-3	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
300	20	14- 1ニ 14- 2ニ	12-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支給を受けることが困難な身体障害者に対し、市町村が障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
301	20	14- 3イ	12-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
302	20	14- 3ロ	12-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	
303	20	14- 3ハ	12-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設への入所等をさせた身体障害者等から、その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害福祉部障害福祉課	○
304	22	15- 1	14-6	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（健康保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課	
305	22	15- 1	14-7	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国民健康保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課	
306	22	15- 1	14-8	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（船員保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課	
307	22	15- 1	14-10	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（国家公務員共済組合法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課	
308	22	15- 1	14-11	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（地方公務員等共済組合法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
309	22	15-2	14-12	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（高齢者の医療の確保に関する法律関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
310	22	15-3	14-13	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（介護保険法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
311	23	16-2	14-15	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者の負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
312	24	17-1	14-16	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
313	24	17-2	14-17	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち入院患者又はその扶養義務者負担分の算定	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
314	22	15-1	14-45	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち都道府県負担分の算定（私立学校教職員共済法関係）	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、都道府県負担分を算定するための手続	46	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
315	23	16-1	14-56	入院措置又は費用の徴収	措置入院及び緊急措置入院に要する費用のうち、入院患者又はその扶養義務者の負担分を算定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	○
316	26	19-1ハ	15-3	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
317	26	19-1ニ、ホ、ヘ	15-5	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
318	26	19-1ト	15-6	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
319	26	19-1ヌ	15-7	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
320	26	19-1ル	15-8	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
321	26	19-1ヲ	15-9	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
322	26	19-1ワ	15-10	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
323	26	19-1カ	15-11	生活保護の実施【本人同意要】	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
324	26	19-1コ	15-12	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
325	26	19-1ク	15-13	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
326	26	19-1ケ	15-14	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
327	26	19-1チ	15-15	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
328	26	19-1ナ	15-20	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
329	26	19-1ラ	15-21	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
330	26	19-1ム	15-22	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
331	26	19-1ウ	15-23	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
332	26	19-1キ	15-24	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
333	26	19-2(19-1ハ)	15-28	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
334	26	19-2(19-1ニ、ホ、ヘ)	15-30	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
335	26	19-2(19-1ト)	15-31	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
336	26	19-2(19-1ヌ)	15-32	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
337	26	19-2(19-1ル)	15-33	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
338	26	19-2(19-1ヲ)	15-34	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
339	26	19-2(19-1ワ)	15-35	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
340	26	19-2(19-1カ)	15-36	生活保護の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
341	26	19-2(19-1ヨ)	15-37	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子健立法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
342	26	19-2(19-1タ)	15-38	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
343	26	19-2(19-1シ)	15-39	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
344	26	19-2(19-1チ)	15-40	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
345	26	19-2(19-1ナ)	15-45	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
346	26	19-2(19-1ラ)	15-46	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
347	26	19-2(19-1ム)	15-47	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
348	26	19-2(19-1ウ)	15-48	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課名	本格運用に 移行したもの
349	26	19-2 (19-1 ホ)	15-49	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
350	26	19-3 (19-1 ハ)	15-52	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
351	26	19-3 (19-1 ニ、ホ、ヘ)	15-54	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
352	26	19-3 (19-1 ト)	15-55	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
353	26	19-3 (19-1 ヌ)	15-56	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
354	26	19-3 (19-1 ル)	15-57	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
355	26	19-3 (19-1 ヲ)	15-58	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
356	26	19-3 (19-1 ワ)	15-59	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十二年法律第二十四号特別第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
357	26	19-3 (19-1 カ)	15-60	職権による生活保護の開始若しくは変更 【本人同意要】	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
358	26	19-3 (19-1 ヨ)	15-61	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
359	26	19-3 (19-1 タ)	15-62	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
360	26	19-3 (19-1 リ)	15-63	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
361	26	19-3 (19-1 チ)	15-64	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
362	26	19-3 (19-1 ナ)	15-69	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のための必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
363	26	19-3 (19-1 ラ)	15-70	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
364	26	19-3 (19-1 ム)	15-71	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
365	26	19-3 (19-1 ウ)	15-72	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
366	26	19-3 (19-1 ホ)	15-73	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
367	26	19-4 (19-1 ハ)	15-76	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
368	26	19-4 (19-1 ニ、ホ、ヘ)	15-78	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
369	26	19-4 (19-1 ト)	15-79	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
370	26	19-4 (19-1 ヌ)	15-80	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
371	26	19-4 (19-1 ル)	15-81	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
372	26	19-4 (19-1 ラ)	15-82	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
373	26	19-4 (19-1 ワ)	15-83	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
374	26	19-4 (19-1 カ)	15-84	生活保護の停止若しくは廃止【本人同意要】	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
375	26	19-4 (19-1 ヨ)	15-85	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	12	母子保護法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
376	26	19-4 (19-1 タ)	15-86	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
377	26	19-4 (19-1 シ)	15-87	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
378	26	19-4 (19-1 チ)	15-88	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
379	26	19-4 (19-1 ナ)	15-93	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
380	26	19-4 (19-1 ラ)	15-94	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
381	26	19-4 (19-1 ム)	15-95	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
382	26	19-4 (19-1 ウ)	15-96	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	
383	26	19-4 (19-1 キ)	15-97	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
384	26	19-6 (19-1 ハ)	15-102	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
385	26	19-6 (19-1 ニ、ホ、ヘ)	15-104	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
386	26	19-6 (19-1 ト)	15-105	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
387	26	19-6 (19-1 ヌ)	15-106	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
388	26	19-6 (19-1 ル)	15-107	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
389	26	19-6 (19-1 ラ)	15-108	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
390	26	19-6 (19-1 フ)	15-109	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
391	26	19-6 (19-1 カ)	15-110	徴収金の徴収【本人同意要】	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
392	26	19-6 (19-1 ヨ)	15-111	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
393	26	19-6 (19-1 タ)	15-112	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
394	26	19-6 (19-1 シ)	15-113	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
395	26	19-6 (19-1 チ)	15-114	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
396	26	19-6 (19-1 ナ)	15-119	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
397	26	19-6 (19-1 ラ)	15-120	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
398	26	19-6 (19-1 ム)	15-121	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
399	26	19-6 (19-1 ウ)	15-122	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
400	26	19-6 (19-1 ホ)	15-123	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
401	26	19-1リ	15-124	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
402	26	19-2 (19-1 リ)	15-125	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
403	26	19-3 (19-1 リ)	15-126	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
404	26	19-4 (19-1 リ)	15-127	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
405	26	19-6 (19-1 リ)	15-128	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
406	26	19-1チ	15-129	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
407	26	19-2 (19-1 チ)	15-130	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	
408	26	19-3 (19-1 チ)	15-131	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・ 援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
409	26	19-4 (19-1 チ)	15-132	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
410	26	19-6 (19-1 チ)	15-133	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
411	26	19-5 (19-1 ハ)	15-155	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
412	26	19-5 (19-1 ニ、ホ、ヘ)	15-156	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
413	26	19-5 (19-1 ト)	15-157	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
414	26	19-5 (19-1 ヌ)	15-158	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
415	26	19-5 (19-1 ル)	15-159	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
416	26	19-5 (19-1 ヲ)	15-160	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
417	26	19-5 (19-1 ワ)	15-161	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
418	26	19-5 (19-1 カ)	15-162	保護に要する費用の返還【本人同意要】	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
419	26	19-5 (19-1 ヨ)	15-163	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
420	26	19-5 (19-1 タ)	15-164	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
421	26	19-5 (19-1 レ)	15-165	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
422	26	19-5 (19-1 チ)	15-166	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
423	26	19-5 (19-1 ナ)	15-176	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
424	26	19-5 (19-1 ラ)	15-177	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局保護課	
425	26	19-5 (19-1 ム)	15-178	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局保護課	
426	26	19-5 (19-1 ウ)	15-179	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局保護課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
427	26	19-5 (19-1 ホ)	15-180	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支給決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局保護課	
428	26	19-5 (19-1 チ)	15-186	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局保護課	
429	26	19-5 (19-1 リ)	15-187	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局保護課	
430	26	19-1イ	15-188	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険））	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
431	26	19-2 (19-1 イ)	15-189	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険））	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
432	26	19-3 (19-1 イ)	15-190	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険））	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
433	26	19-4 (19-1 イ)	15-191	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険））	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
434	26	19-5 (19-1 イ)	15-192	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険））	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
435	26	19-6 (19-1 イ)	15-193	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険））	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局保護課	
436	26	19-1ロ	15-200	生活保護の実施	生活保護費を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
437	26	19-2 (19-1 ロ)	15-201	生活保護の申請に係る事実についての審査	生活保護開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
438	26	19-3 (19-1 ロ)	15-202	職権による生活保護の開始若しくは変更	生活保護決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
439	26	19-4 (19-1 ロ)	15-203	生活保護の停止若しくは廃止	生活保護の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
440	26	19-6 (19-1 ロ)	15-204	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された保護費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
441	26	19-5 (19-1 ロ)	15-205	保護に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく保護に要した費用を都道府県等（保護の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局保護課	
442	27	20-2イ、ロ	16-3	個人住民税の障害者控除の適用	障害者に該当する者が適用される障害者控除の適用についての資格審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局市町村税課	
443	27	20-7 (20-2 イ、ロ)	16-4	軽自動車税（種別割）の障害者減免	身体障害者等の方のために使用する軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
444	27	20-4	16-5	個人住民税の減免	納税義務者が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人住民税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局市町村税課	
445	27	20-5	16-6	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局固定資産税課	
446	27	20-7	16-7	軽自動車税（種別割）の減免	生活保護法の規定による扶助を受けている方が所有する軽自動車等に係る軽自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局都道府県税課自動車税制企画室	
447	27	20-8	16-8	市町村法定外普通税の減免	法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局企画課	
448	27	20-10ロ	16-9	水利地益税等の減免	生活保護等の受給者であることの確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局市町村税課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
449	27	20-11	16-10	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該市町村条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	総務省自治税務局 企画課	
450	27	20-1	16-11	市町村民税の課税（家屋敷課税）	市町村内に事務所や家屋敷を有する者が当該市町村内に住所を有しない者に対しての均等割額の課税に係る調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局 市町村課	
451	27	20-3	16-12	個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除等の適用	配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る被扶養者の所得照会に関する調査のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし（公用請求など）	市町村長	市町村長	総務省自治税務局 市町村課	
452	27	20-9イ	16-13	国民健康保険税の賦課	納税義務者に対する課税額の算定の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	総務省自治税務局 市町村課	
453	27	20-9ロ	16-14	国民健康保険税の賦課	納税義務者（国民健康保険の被保険者である世帯主）であることの確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	総務省自治税務局 市町村課	
454	28	21-1イ、ロ	16-17	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が身体障害者等である場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県課	
455	28	21-4（21-2イ、ロ）	16-18	自動車税（種別割）の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税（種別割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県課 自動車税制企画室	
456	28	21-1ハ	16-20	個人事業税の減免	事業を行う個人の方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合に、個人事業税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 都道府県課	
457	28	21-5	16-21	都道府県法定外普通税の減免	法定外普通税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 企画課	
458	28	21-8	16-22	狩猟税の減免	狩猟税の減免の一つに貧困により生活のため公私の扶助を受けていることがあり、狩猟申告書の添付書類として、自身が生活保護受給者であることを証する証明書を添付してもらうことで、狩猟税が減免となる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 都道府県課	
459	28	21-9	16-23	水利地益税の減免	生活保護等の受給者であることの確認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 市町村課	
460	28	21-10	16-24	法定外目的税の減免	法定外目的税の減免に必要な認定を受けるための当該都道府県条例に定めるところによる手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事	都道府県知事等	総務省自治税務局 企画課	
461	28	21-6	16-25	固定資産税の減免	生活保護法の規定による保護等の公的扶助を受けている者が、固定資産税の減免を受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事（東京都）	都道府県知事等	総務省自治税務局 固定資産課	
462	28	21-7	16-26	狩猟税の課税	狩猟税の軽減の要件の一つに、狩猟申告書が道府県民税の所得割額の納付を要しないというものがある。該当する者は、狩猟税申告書の提出と併せて、その旨を証する書類を住所地の市町村から証明を受けて県税事務所に提出する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	道府県民税の所得割額の納付を要しないことを証する書類	都道府県知事	市町村長	総務省自治税務局 都道府県課	
463	27	20-10イ	16-28	国民健康保険税の減免	国民健康保険税の減免の対象となることであることの確認のための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治税務局 市町村課	
464	28	20-6（20-2イ、ロ）	16-29	軽自動車税（環境性能割）の減免	身体障害者等の方のために使用する軽自動車に係る軽自動車税（環境性能割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県課 自動車税制企画室	
465	28	21-3（21-2イ） (21-2ロ)	16-30	自動車税（環境性能割）の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車税（環境性能割）について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県課 自動車税制企画室	
466	27	20-9ハ	16-31	国民健康保険税の課税の特例（非自発的失業者に係る保険料の軽減）	特例対象被保険者であることの確認のための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証 ※非自発的失業後、雇用保険の給付を受けている（又は、支給期間を満了したが再就職していない）者は、添付書類を省略できる。	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治税務局 市町村課	
467	28	21-2イ、ロ	16-19	自動車取得税の減免	身体障害者等の方のために使用する自動車に係る自動車取得税について、減免を受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	総務省自治税務局 都道府県課 自動車税制企画室	
468	31	22-1イ、ロ	19-2	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
469	31	22-1ハ	19-4	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
470	31	22- -1ニ	19-5	家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
471	31	22- -1イ、ロ	19-8	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
472	31	22- -1ハ	19-10	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
473	31	22- -1ニ	19-11	収入超過者の家賃の決定	公営住宅入居者の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
474	31	22- -4 (22- -1イ、ロ)	19-14	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
475	31	22- -4	19-15	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
476	31	22- -4 (22- -1ハ)	19-16	公営住宅への入居者の決定【本人同意要】	公営住宅の入居者を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
477	31	22- -4 (22- -1ニ)	19-17	公営住宅への入居者の決定	公営住宅の入居者を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
478	31	22- -1イ、ロ	19-20	高額所得者の家賃の決定	公営住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
479	31	22- -1ニ	19-23	高額所得者の家賃の決定	公営住宅の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
480	31	22- -2 (22- -1イ、ロ)	19-26	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
481	31	22- -2	19-27	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
482	31	22- -2 (22- -1ハ)	19-28	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
483	31	22- -2 (22- -1ニ)	19-29	家賃又は金銭を減免する決定	公営住宅の家賃等減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
484	31	22- -2 (22- -1イ、ロ)	19-32	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
485	31	22- -2	19-33	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
486	31	22- -2 (22- -1ハ)	19-34	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
487	31	22- -2 (22- -1ニ)	19-35	敷金を減免する決定	公営住宅の敷金減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
488	31	22- -3 (22- -1イ、ロ)	19-38	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
489	31	22- -3	19-39	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
490	31	22- -3 (22- -1ハ)	19-40	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
491	31	22- -3 (22- -1ニ)	19-41	家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定	公営住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
492	31	22- -5 (22- -1イ、ロ)	19-44	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
493	31	22- -5	19-45	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
494	31	22-5(22-1ハ)	19-46	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
495	31	22-5(22-1ニ)	19-47	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認	公営住宅の入居者が、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときの承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
496	31	22-6(22-1イ、ロ)	19-50	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
497	31	22-6	19-51	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
498	31	22-6(22-1ハ)	19-52	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認【本人同意要】	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
499	31	22-6(22-1ニ)	19-53	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認	公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、引き続き当該公営住宅に居住する際の承認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
500	31	22-7(22-1イ、ロ) 22-10(22-1イ、ロ)	19-55	公営住宅の明渡しの手続の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの手続を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
501	31	22-10	19-56	公営住宅の明渡しの手続の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの手続を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
502	31	22-7(22-1ハ)	19-57	公営住宅の明渡しの手続の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの手続を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
503	31	22-7(22-1ニ) 22-10(22-1ニ)	19-58	公営住宅の明渡しの手続の決定	公営住宅入居者に対する明渡しの手続を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
504	31	22-9(22-1イ、ロ)	19-60	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
505	31	22-9(22-1ハ)	19-62	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
506	31	22-9(22-1ニ)	19-63	他の住宅をあっせんする事務	公営住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
507	31	22-1イ、ロ 22-2(22-1イ、ロ) 22-3(22-1イ、ロ) 22-7(22-1イ、ロ) 22-9(22-1イ、ロ)	19-64	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
508	31	22-1ニ 22-2(22-1ニ) 22-3(22-1ニ) 22-7(22-1ニ) 22-9(22-1ニ)	19-67	公営住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
509	31	22-2(22-1イ、ロ) 22-3(22-1イ、ロ)	19-69	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までその期間について毎月金銭を徴収するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
510	31	22- 2 22- 3	19-70	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受け、期限が到来してもなお公営住宅を明け渡さない場合、期限到来日の翌日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
511	31	22- 2 (22- 1 ニ) 22- 3 (22- 1 ニ)	19-72	高額所得者から金銭を徴収する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気になる場合、期限到来日から明渡しを行う日までの期間について毎月金銭を徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
512	31	22- 8 (22- 1 イ、ロ)	19-74	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気になることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
513	31	22- 8	19-75	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気になることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
514	31	22- 8 (22- 1 ニ)	19-77	明渡し期限を延長する事務	公営住宅入居者のうち高額所得者について、明渡し請求を受けた者が病気になることその他特別の事情がある場合において、その者から申し出があったときに、明渡し期限を延長する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
515	31	22- 11 (22- 1 イ、ロ)	19-79	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
516	31	22- 11	19-80	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
517	31	22- 11 (22- 1 ニ)	19-82	事業主体の定める条例に規定する事務	事業主体が、公営住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
518	34	22の3- 5ロ	22-31	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
519	34	22の3- 6	22-64	支払未済及び未支給の給付の請求	未支給の給付を受給権者の遺族が私学共済から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
520	34	22の3- 5イ	22-498	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
521	34	22の3- 8	22-510	入院時食事療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った食事療養標準負担額の給付の支給決定をずらすための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
522	34	22の3- 9	22-511	入院時生活療養費の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った生活療養標準負担額の給付の支給決定をずらすための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
523	34	22の3- 10	22-512	特定疾病対象療養費の認定の申出の受理	加入者又は被扶養者が特定疾病対象療養費の認定を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
524	34	22の3- 11	22-515	高額療養費の限度額の減額のための所得の確認	加入者又は被扶養者が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
525	34	22の3- 1	22-516	高額療養費の支給決定	加入者又は被扶養者が、限度額適用・標準負担額減額認定証を提出しなかったことにより支払った、療養費、家族療養費、高額療養費の給付を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
526	33	22の2- 3イ	22-517	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
527	34	22の3- 2	22-519	高額介護合算療養費の限度額の減額のための所得の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
528	33	22の2-5	22-522	埋葬料及び家族埋葬料の支給決定	加入者だった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続及び被扶養者が死亡した際に、加入者に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	医療保険各法による埋葬料に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
529	33	22の2-8イ	22-549	被扶養者に係る後期高齢者医療制度の被保険者資格の喪失の確認	後期高齢者医療制度の資格を喪失した被扶養者として私学共済に加入するため又は後期高齢者医療制度の被保険者となるため被扶養者の資格を喪失する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証（写）又は被保険者資格証明書	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
530	33	22の2-2	22-552	外来年間合算の支給に関する事務	高額療養費（外来年間合算）を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
531	34	22の3-5ニ	22-553	被扶養者の認定の確認	被扶養者として、私学共済に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票	日本私立学校振興・共済事業団	厚生労働大臣（職業安定局）	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	○
532	33	22の2-3ロ	22-561	高額介護合算療養費の算定のための他制度での支給額の確認	高額介護合算療養費の支給を受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	日本私立学校振興・共済事業団	市町村長	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
533	33	22の2-4	22-562	喪失後の出産費の支給決定	加入者だった者に対して、資格喪失後の出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
534	33	22の2-4	22-563	家族出産費の支給決定	加入者に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	日本私立学校振興・共済事業団	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室	
535	37	23-2	26-1	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
536	37	23-3	26-2	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
537	37	23-2	26-3	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定【本人同意要】	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
538	37	23-3	26-4	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
539	37	23-1	26-5	特別支援教育就学奨励費の経費の支弁の基準に基づく保護者等の区分の算定に必要な資料の受理	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
540	37	23-1	26-6	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び必要額の算定	都道府県教育委員会が、特別支援教育就学奨励費負担金の対象となる児童等の支弁区分を決定するために必要な手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局特別支援教育課	
541	38	24-3	27-1	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学奨励（医療費）の対象となる者を特定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類について一律の定めはなく、基本的に庁内の照会として確認している。）	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
542	38	24-1	27-2	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定	就学奨励（医療費）の対象となる者を特定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	都道府県知事等	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
543	38	24-2	27-3	生活保護法六条に規定される要保護・準要保護者の特定【本人同意要】	就学奨励（医療費）の対象となる者を特定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課	
544	39	24の2-8イ	28-5	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
545	39	24の2-8ロ	28-6	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
546	39	24の2-8ハ	28-7	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
547	39	24の2-9イ	28-15	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
548	39	24の2-9口	28-16	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
549	39	24の2-9ハ	28-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
550	39	24の2-10	28-39	支払未済の給付に係る受給者の確認	国家公務員共済組合の組合員であった者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
551	39	24の2-11	28-43	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の70歳以上の組合員が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
552	39	24の2-12	28-46	入院時食事療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時食事療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
553	39	24の2-13	28-48	入院時生活療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に入院時生活療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
554	39	24の2-1	28-65	他の法令による療養との調整（介護保険）	国家公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし （本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
555	39	24の2-2口	28-68	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
556	39	24の2-14	28-70	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員等に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
557	39	24の2-15	28-76	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員等が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
558	39	24の2-3イ	28-78	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
559	39	24の2-3ロ	28-79	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
560	39	24の2-3ハ	28-81	高額介護合算療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
561	39	24の2-4イ	28-84	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
562	39	24の2-4イ	28-86	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
563	39	24の2-5	28-88	埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
564	39	24の2-5	28-90	家族埋葬料の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、被扶養者が死亡した際に、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	
565	39	24の2-6	28-92	被扶養者が日雇特別被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	国家公務員共済組合の被扶養者が、日雇特別被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
566	39	24の2-7イ	28-94	傷病手当金の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
567	39	24の2-4ロ	28-124	出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
568	39	24の2-4ロ	28-125	家族出産費の支給決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	国家公務員共済組合	市町村長	財務省主計局給与共済課	
569	39	24の2-8ホ	28-141	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、国家公務員共済組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	厚生労働大臣(職業安定局)	財務省主計局給与共済課	○
570	39	24の2-9ホ	28-142	組合員被扶養者証の検認又は更新	国家公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	なし(本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。)	国家公務員共済組合	厚生労働大臣(職業安定局)	財務省主計局給与共済課	○
571	39	24の2-2イ	28-147	高額療養費の支給の決定	国家公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書(医療)	国家公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	財務省主計局給与共済課	○
572	42	25-1	30-16	高齢受給者証の交付	高齢受給者証を発行するにあたり、一部負担金の割合を判定するために必要な情報を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
573	42	25-1	30-38	基準収入額適用申請の確認	一部負担金の割合の軽減を被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
574	42	25-11	30-42	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定書の提出したことの確認	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出したことから、被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
575	42	25-11	30-47	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出しなかったことにより支払った額の給付を被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
576	42	25-11	30-50	国民健康保険法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認(保険外併用療養費)	入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出しなかったことにより支払った額の給付(保険外併用療養費)を被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
577	42	25-12	30-52	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定書の提出したことの確認	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出したことから、被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
578	42	25-12	30-54	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認	入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出しなかったことにより支払った額の給付を被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
579	42	25-12	30-56	国民健康保険法による入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出しなかったことにより支払った額の給付の申請の確認(保険外併用療養費)	入院時生活療養費標準負担額減額に関する減額認定書を提出しなかったことにより支払った額の給付(保険外併用療養費)を被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
580	42	25-11 25-12	30-58	国民健康保険法による限度額適用減額認定書を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付の申請の確認	国民健康保険法による限度額適用減額認定書を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生活療養費の支払った額の給付を被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
581	42	25-15	30-72	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の保険者の認定(限度額適用認定書の提出したことの確認)	限度額適用認定書を被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	
582	42	25-16	30-80	国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号又は第二、第四号若しくは二又は第五号の保険者の認定(限度額適用認定書・標準負担額適用認定書の提出したことの確認)	限度額適用認定書・標準負担額適用認定書を被保険者が国民健康保険者から受け取るための手続(適用区分の確認)	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局国民健康保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
583	42	25-13	30-88	国民健康保険法による特定疾病対象療養の申請の確認	特定疾病対象療養を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
584	42	25-14	30-94	国民健康保険法による特定疾病の保険者の認定申請の確認	特定疾病の保険者の認定を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
585	42	25-20	30-101	国民健康保険法による高額療養費の給付の受給申請の確認	高額療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
586	42	25-30	30-105	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国民健康保険者から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
587	43	25の2-1	30-115	他の法令による医療に関する給付との調整（健康保険法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課
588	43	25の2-2	30-116	他の法令による医療に関する給付との調整（船員保険法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課
589	43	25の2-5	30-118	他の法令による医療に関する給付との調整（地方公務員共済組合法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課
590	43	25の2-6	30-119	他の法令による医療に関する給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課
591	43	25の2-7	30-120	他の法令による医療に関する給付との調整（介護保険法）	医療保険給付に優先する介護保険給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課
592	42	25-7イ	30-129	国民健康保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現保険者が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
593	42	25-6	30-138	国民健康保険組合に対する国庫補助等の算定	国民健康保険組合に対する国庫補助金を算定するに当たって必要な情報を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
594	43	25の2-4	30-139	他の法令による医療に関する給付との調整（国家公務員共済組合法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課
595	43	25の2-3	30-140	他の法令による医療に関する給付との調整（私立学校教職員共済法）	国民健康保険に優先する医療保険から給付を受けることが出来ないか確認する手続	33	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 国民健康保険課
596	42	25-9	30-143	被保険者の世帯変更の確認	国民健康保険における世帯の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
597	42	25-10	30-144	世帯主の変更の届出の確認	国民健康保険における世帯主の変更を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
598	42	25-8ニ	30-145	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	国民健康保険組合の組合員と同一世帯になったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
599	42	25-8イ	30-146	市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	転入者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	住民票の写し	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
600	42	25- 8イ	30-147	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	退職等により被用者保険の資格を喪失した者が国民健康保険の資格を取得するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
601	42	25- 8イ	30-148	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	被用者保険等の他の医療保険の資格を喪失したことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類 ※資格喪失証明書の提出が困難な場合で、保険者が可能と認める場合に限り、提出を省略できる。	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
602	42	25- 8イ	30-149	国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	就職等により被用者保険に加入したが、国民健康保険の資格を喪失するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
603	42	25- 8イ	30-150	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	被用者保険等の資格を取得したことにより、国民健康保険組合の被保険者ではなくなった方を確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証又は資格取得証明書	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
604	42	25- 3イ	30-153	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国民健康保険から受けるための手続（自己負担額の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
605	42	25- 7ロ	30-154	国民健康保険料の減免	前住所の国民健康保険で旧被扶養の保険料減免を受けていた者が、新たに加入した国民健康保険において、引き続き当該減免を受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	旧被扶養連絡票	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
606	42	25- 8ロ	30-155	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなった世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
607	42	25- 8ハ	30-156	国民健康保険法第6条各号に該当しなくなったことによる被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けなくなった者の属する世帯に属する者が、国民健康保険の資格を取得するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
608	42	25- 8ロ	30-157	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	生活保護を受けなくなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
609	42	25- 8ハ	30-158	組合員若しくは組合員の世帯に属する者となったこと又は法第6条各号に該当しなくなったこと若しくは他の組合の被保険者でなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けなくなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付廃止決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
610	42	25- 8ロ	30-159	国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなった世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
611	42	25- 8ハ	30-160	国民健康保険法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けることとなった者の属する世帯に属する者が、国民健康保険の資格を喪失するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
612	42	25- 8ロ	30-161	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	生活保護を受けることとなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
613	42	25- 8ハ	30-162	組合員若しくは組合員の世帯に属する者でなくなったこと又は法第6条各号に該当するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格喪失に係る届出の確認	中国残留邦人等支援給付の支給を受けることとなったことにより、国民健康保険組合の被保険者となった方を確認するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長又は国民健康保険組合	都道府県知事等	厚生労働省保険局 国民健康保険課	○
614	44	26- -	30-164	非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の確認（特例対象被保険者の届出）	非自発的失業者が、保険料の軽減を受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
615	42	25- 3ハ	30-165	国民健康保険法による高額介護合算療養費の支給に関する事務	高額介護合算療養費の支給を被保険者が国民健康保険から受けるための手続（自己負担額の確認）	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	市町村長又は国民健康保険組合	市町村長	厚生労働省保険局 国民健康保険課	
616	42	25- 4 25- 5	30-166	出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付	他の国民健康保険から受給していないか確認するための手続 出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付に必要な情報を現保険者が前医療保険者に確認するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	市町村長又は国民健康保険組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 国民健康保険課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
617	53	27-1イ 27-2イ	34-1	障害福祉サービス、障害者支援施設等への 入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支 給を受けることが困難な知的障害者に対 し、市町村が障害福祉サービスの提供又は 障害者支援施設への入所等をさせるための 手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
618	53	27-3ニ	34-2	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援 施設への入所等をさせた知的障害者等から、 その費用の徴収を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
619	53	27-1ロ 27-2ロ	34-4	障害福祉サービス、障害者支援施設等への 入所等の措置	やむを得ない事由により介護給付費等の支 給を受けることが困難な知的障害者に対 し、市町村が障害福祉サービスの提供又は 障害者支援施設への入所等をさせるための 手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する 情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は 市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
620	53	27-3イ	34-5	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援 施設への入所等をさせた知的障害者等から、 その費用の徴収を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
621	53	27-3ロ	34-6	費用の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援 施設への入所等をさせた知的障害者等から、 その費用の徴収を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
622	53	27-3ハ	34-7	障害福祉サービス及び障害者支援施設等への 入所等の措置費の徴収	障害福祉サービスの提供又は障害者支援 施設への入所等をさせた身体障害者等から、 その費用の徴収を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	○
623	54	28-3(28-1 イ、ロ)	35-2	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にい う知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
624	54	28-3(28-1 ハ)	35-3	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
625	54	28-3(28-1 ニ)	35-4	改良住宅の入居者の決定【本人同意要】	改良住宅の入居者を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
626	54	28-3(28-1 ホ)	35-5	改良住宅の入居者の決定	改良住宅の入居者を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
627	54	28-6(28-1 イ、ロ)	35-8	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にい う知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
628	54	28-6(28-1 ニ)	35-10	改良住宅の家賃の決定【本人同意要】	改良住宅の家賃を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
629	54	28-6(28-1 ホ)	35-11	改良住宅の家賃の決定	改良住宅の家賃を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
630	54	28-8(28-1 イ、ロ)	35-13	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にい う知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
631	54	28-8(28-1 ハ)	35-14	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
632	54	28-8(28-1 ニ)	35-15	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
633	54	28-8(28-1 ホ)	35-16	割増賃料を徴収する事務	改良住宅の割増賃料を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
634	54	28-7(28-1 イ、ロ)	35-19	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にい う知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
635	54	28-7(28-1 ハ)	35-20	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
636	54	28-7(28-1 ニ)	35-21	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
637	54	28-7(28-1 ホ)	35-22	家賃を減免する決定	改良住宅の家賃減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
638	54	28-1イ、ロ	35-25	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手 続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にい う知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	
639	54	28-1ハ	35-26	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手 続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二 項に規定する施行者である 都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
640	54	28-1ニ	35-27	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
641	54	28-1ホ	35-28	敷金を減免する決定	改良住宅の敷金の減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
642	54	28-7(28-1イ、ロ)	35-31	割増賃料を減免をする決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
643	54	28-7(28-1ハ)	35-32	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅住宅総合整備課	
644	54	28-7(28-1ニ)	35-33	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
645	54	28-7(28-1イ)	35-34	割増賃料を減免する決定	改良住宅の割増賃料の減免を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
646	54	28-2(28-1イ、ロ)	35-37	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
647	54	28-2(28-1ハ)	35-38	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅住宅総合整備課	
648	54	28-2(28-1ニ)	35-39	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
649	54	28-2(28-1ホ)	35-40	家賃又は敷金の徴収を猶予する決定	改良住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
650	54	28-9(28-1イ、ロ)	35-43	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
651	54	28-9(28-1ハ)	35-44	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅住宅総合整備課	
652	54	28-9(28-1ニ)	35-45	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
653	54	28-9(28-1ホ)	35-46	割増賃料の徴収を猶予する決定	改良住宅の割増賃料の徴収を猶予する決定を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
654	54	28-4(28-1イ、ロ)	35-48	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
655	54	28-4(28-1ハ)	35-49	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅住宅総合整備課	
656	54	28-4(28-1イ)	35-51	改良住宅の明渡しを請求する事務	改良住宅入居者に対する明渡しの請求を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
657	54	28-10(28-1イ、ロ)	35-52	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
658	54	28-10(28-1ニ)	35-54	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
659	54	28-10(28-1ホ)	35-55	他の住宅をあっせんする事務	改良住宅入居者のうち収入超過者について、その者が他の適当な住宅に入居することができるようあっせん等を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
660	54	28-1イ、ロ 28-2(28-1イ、ロ)	35-56	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅住宅総合整備課	
661	54	28-1ハ 28-2(28-1ハ)	35-57	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅住宅総合整備課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの	
662	54	28-1ホ 28-2(28-1 ホ)	35-59	改良住宅の入居者の収入の状況について報告を求める事務	改良住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課		
663	54	28-5(28-1 イ、ロ)	35-61	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課		
664	54	28-5(28-1 ハ)	35-62	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	国土交通省住宅局 住宅総合整備課		
665	54	28-5(28-1 ホ)	35-64	施行者の定める条例に規定する事務	事業主体が、改良住宅及び共同施設の管理について条例で定める事務に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局 住宅総合整備課		
666	55	29-1	36-2	障害者の職業紹介業務求職登録業務・求職登録票の確認（身体）	障害者として求職登録の際に必要な確認を求職者がハローワークから受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課		
667	55	29-2	36-3	障害者の職業紹介業務求職登録業務・求職登録票の確認（精神）	障害者として求職登録の際に必要な確認を求職者がハローワークから受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課		
668	57	31-1イ、ロ	37-2	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
669	57	31-1ハ	37-3	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
670	57	31-1ニ	37-4	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
671	57	31-1ホ	37-5	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
672	57	31-1ヘ	37-6	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
673	57	31-1ヲ	37-9	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
674	57	31-1フ	37-14	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第6条に定める児童扶養手当の認定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
675	57	31-2イ、ロ	37-18	児童扶養手当の額改定請求の審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
676	57	31-2ハ	37-19	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
677	57	31-2ニ	37-20	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
678	57	31-2ホ	37-21	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
679	57	31-2ル	37-24	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		
680	57	31-2ヲ	37-29	児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査	児童扶養手当法第8条第1項に定める児童扶養手当の額改定請求に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
681	57	31-5イ、ロ 31-6イ、ロ	37-36	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童福祉法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	25	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課		

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
682	57	31-4イ、ロ	37-37	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の4に定める児童扶養手当一部支給停止適用除外届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
683	57	31-3 31-3の2 31-5ニ 31-6ニ	37-38	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の2第1項、第2項に定める支給停止関係届、第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
684	57	31-5ホ 31-6ホ	37-39	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
685	57	31-5ヘ 31-6ヘ	37-40	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続	9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
686	57	31-3の3 31-5ヲ 31-6ヲ	37-43	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（地方公務員災害補償基金への照会）	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届に係る手続（地方公務員災害補償基金への照会）	49	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
687	57	31-5ワ 31-6ワ 31-7ロ	37-48	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届及び第4条の2に定める障害の状態に関する届に係る手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
688	57	31-5ハ 31-6ハ 31-7イ	37-51	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査	児童扶養手当法施行規則第3条の5に定める所得状況届及び第4条に定める現況届及び第4条の2に定める障害の状態に関する届に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
689	58	31の2-9イ	39-6	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福祉課	
690	58	31の2-9ロ	39-7	被扶養者の認定【本人同意要】	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
691	58	31の2-9ハ	39-8	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
692	58	31の2-10イ	39-17	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局公務員部福祉課	
693	58	31の2-10ロ	39-18	組合員被扶養者証の検認又は更新【本人同意要】	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
694	58	31の2-10ハ	39-19	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
695	58	31の2-11	39-42	支払未済の給付に係る受給者の確認	地方公務員共済組合の組合員であった者に対する支払未済の給付を請求する者が、支払未済の請求要件を満たしているかの確認を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
696	58	31の2-12	39-46	高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の70歳以上の組合員が、一部負担金の軽減を受ける認定のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
697	58	31の2-13	39-49	入院時食事療養費の支給申請の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時食事療養費の支給申請を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
698	58	31の2-14	39-51	入院時生活療養費の支給決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、入院時生活療養費の支給申請を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
699	58	31の2-2	39-68	他の法令による療養との調整（介護保険）	地方公務員共済組合の組合員に対して、療養の給付等を支給調整するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	
700	58	31の2-3ロ	39-71	高額療養費の支給の決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局公務員部福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
701	58	31の2- 15	39-73	特定疾病対象療養に係る認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、特定疾病給付対象療養に係る認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
702	58	31の2- 16	39-79	限度額適用・標準負担額減額認定証の認定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員が自己負担を軽減するために医療機関に提出する限度額適用・標準負担額減額認定証の認定を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
703	58	31の2- 4イ	39-81	高額介護合算療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
704	58	31の2- 4ロ	39-82	高額介護合算療養費の支給の決定【本人同意要】	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給するため行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
705	58	31の2- 4ハ	39-84	高額介護合算療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額介護合算療養費を支給するため行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
706	58	31の2- 5イ	39-87	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
707	58	31の2- 5イ	39-89	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	同一の出産について、医療保険各法による出産育児一時金又は出産育児一時金に相当する支給の申請を別途申請していないことを示す書類	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
708	58	31の2- 6	39-91	埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員であった者が死亡した際に、埋葬を行った者に対して、資格喪失後の埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
709	58	31の2- 6	39-93	家族埋葬料の支給の決定	地方公務員共済組合の被扶養者が死亡した際に、共済組合員に対して、家族埋葬料を支給決定するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
710	58	31の2- 7	39-95	被扶養者が日雇特別被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	地方公務員共済組合の被扶養者が、日雇特別被保険者として同一の疾病等により給付を受けた場合に、給付調整を行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	
711	58	31の2- 8イ	39-97	傷病手当金の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、傷病手当金を支給決定するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、介護保険給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
712	58	31の2- 5ロ	39-298	出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
713	58	31の2- 5ロ	39-299	家族出産費の支給決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、家族出産費を支給決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	地方公務員共済組合	市町村長	総務省自治行政局 公務員部福利課	
714	58	31の2- 1	39-300	他の法令による療養との調整（休業補償の支給）	地方公務員共済組合による給付を受けた地方公務員共済組合の組合員が、同一の事由により地方公務員災害補償法から同様の給付を受けた場合に給付調整を行う手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	休業補償決定通知書	地方公務員共済組合	地方公務員災害補償基金	総務省自治行政局 公務員部福利課	
715	58	31の2- 9ホ	39-320	被扶養者の認定	組合員の被扶養者として、地方公務員共済組合に加入するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
716	58	31の2- 10ホ	39-321	組合員被扶養者証の検認又は更新	地方公務員共済組合の被扶養者として加入している者が、被扶養者の要件を満たしているかの確認を行うための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等	地方公務員共済組合	厚生労働大臣（職業安定局）	総務省自治行政局 公務員部福利課	○
717	58	31の2- 3イ	39-326	高額療養費の支給の決定	地方公務員共済組合の組合員に対して、高額療養費を支給するため行う手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	地方公務員共済組合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	総務省自治行政局 公務員部福利課	○

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
718	61	32-1イ 32-2イ	41-1	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
719	61	32-1ハ 32-2ハ	41-3	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
720	61	32-1ニ 32-2ニ	41-4	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
721	61	32-3	41-5	措置に要する費用の支弁	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用の支払いに係る手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
722	62	33-3	41-8	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
723	62	33-5	41-10	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
724	62	33-6	41-11	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書等	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
725	61	32-1ロ 32-2ロ	41-18	福祉の措置	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために採る手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
726	62	33-4	41-19	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
727	62	33-2	41-20	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証等	市町村長	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省老健局 高齢者支援課	
728	62	33-1	41-21	措置に要する費用の徴収	やむを得ない理由により介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の者に対し、市町村が必要なサービスを提供するために要する費用を徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 高齢者支援課	○
729	63	34-1	43-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に対する償還未済額の償還免除申請に係る事実についての審査（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第7条、第31条の5、第36条に規定する資金の種類ごと）【本人同意要】	償還未済額の償還免除を受けるために必要な決定を、母子及び父子並びに寡婦が貸付を受けている都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
730	63	34-2 34-3	43-6	母子及び父子並びに寡婦福祉法による寡婦に対する資金の貸付申請に係る事実についての審査（支給決定）（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令224号）第36条に規定する資金の種類ごと）【本人同意要】	資金の貸付を受けるために必要な決定を、寡婦が都道府県・指定都市・中核市から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
731	64	35-1	44-3	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
732	64	35-2	44-4	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	
733	64	35-3	44-5	ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請に係る事実についての審査（利用料の決定）【本人同意要】	ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用料の決定を、ひとり親家庭等が都道府県又は市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課名	本格運用に 移行したもの
734	65	36-1ロ	45-12	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する 情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
735	65	36-1ハ	45-15	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する 情報	教育訓練給付金支給要件回答書（一般教育訓練） ※雇用保険の一般教育訓練を受講している者に限 り、提出を省略できる。	都道府県知事等	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
736	65	36-2ニ	45-16	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援 に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に 関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
737	65	36-2ニ	45-17	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援 に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に 関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は 職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
738	65	36-2ハ	45-18	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する 情報	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格 者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
739	65	36-2ハ	45-19	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	56	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する 情報	教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格 者証	都道府県知事等	厚生労働大臣（職 業安定局）	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
740	65	36-1イ	45-20	自立支援教育訓練給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	自立支援教育訓練給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
741	65	36-2イ	45-21	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
742	65	36-3	45-22	高等職業訓練促進給付金の額の算定【本人 同意要】	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
743	65	36-2イ	45-23	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）【本人同意要】	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
744	65	36-3	45-24	高等職業訓練修了支援給付金の額の算定 【本人同意要】	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
745	65	36-2ロ	45-25	高等職業訓練促進給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練促進給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する 情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
746	65	36-2ロ	45-26	高等職業訓練修了支援給付金の支給申請に係る 事実についての審査（支給決定）	高等職業訓練修了支援給付金を受給希望者が地方 自治体から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する 情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省子ども 家庭局家庭福祉課	
747	66	37-1イ	46-2	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定 機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣又は都道府県 知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
748	66	37-1ロ	46-3	特別児童扶養手当の認定	特別児童扶養手当に必要な認定を申請者が認定 機関（都道府県・指定都市）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣又は都道府県 知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
749	66	37-2イ	46-17	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査	受給者の特別児童扶養手当額改定請求書の内容を 認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣又は都道府県 知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
750	66	37-3	46-20	特別児童扶養手当所得状況届の内容審査	受給者の特別児童扶養手当所得状況届の内容を 認定機関（都道府県・指定都市）が審査するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣又は都道府県 知事（市町村長）	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
751	67	38-1イ	47-2	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定 機関（都道府県、市及び福祉事務所設置 町村）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
752	67	38-1ロ	47-3	障害児福祉手当の認定	障害児福祉手当に必要な認定を申請者が認定 機関（都道府県、市及び福祉事務所設置 町村）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
753	67	38-2	47-14	障害児福祉手当所得状況届の内容確認	障害児福祉手当所得状況届に必要な情報を認定 機関（都道府県、市及び福祉事務所設置 町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
754	67	38-1イ	47-22	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定 機関（都道府県、市及び福祉事務所設置 町村）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
755	67	38-1ロ	47-23	特別障害者手当の認定	特別障害者手当に必要な認定を申請者が認定 機関（都道府県、市及び福祉事務所設置 町村）から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
756	67	38-2	47-26	特別障害者手当所得状況届の内容確認	特別障害者手当所得状況届に必要な情報を認定 機関（都道府県、市及び福祉事務所設置 町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
757	67	38-3	47-34	福祉手当所得状況届の内容確認	福祉手当所得状況届に必要な情報を認定機 関（都道府県、市及び福祉事務所設置 町村）が受給者に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課	
758	70	39-1	49-21	母子保健法の規定による養育医療に要する 費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人 又はその扶養義務者から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども 家庭局母子保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
759	70	39- 2	49-22	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
760	70	39- 3	49-23	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収【本人同意要】	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
761	70	39- 4	49-24	母子保健法の規定による養育医療に要する費用の徴収	養育医療の給付に要する費用を市町村が本人又はその扶養義務者から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	
762	69の2	38の3- 1	49-25	母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨に関する事務	母子保健法第10条の保健指導の実施又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
763	69の2	38の3- 2	49-26	母子保健法第11条の新生児の訪問指導に関する事務	母子保健法第11条の新生児の訪問指導をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
764	69の2	38の3- 3	49-27	母子保健法第12条第1項の健康診査の実施に関する事務	母子保健法第12条第1項の健康診査を実施するための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
765	69の2	38の3- 4	49-28	母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨に関する事務	母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
766	69の2	38の3- 5	49-29	母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導又は勧奨に関する事務	母子保健法第17条第1項の妊産婦の訪問指導又は勧奨をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
767	69の2	38の3- 6	49-30	母子保健法第19条の未熟児の訪問指導に関する事務	母子保健法第19条の未熟児の訪問指導をするための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
768	69の2	38の3- 7	49-31	母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業の実施に関する事務	母子保健法第22条第1項の母子健康包括支援センターが行う同条第2項第2号から第5号までに掲げる事業を実施するための手続	86	母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	なし（本項事務において、添付書類に関する規定は法令上ないが、健康診査に関する情報を照会することで適正な事務を行う事ができる。）	市町村長	市町村長	厚生労働省子ども家庭局母子保健課	○
769	74	40- 1イ	56-4	認定の請求に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
770	74	40- 1イ	56-5	認定の請求に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
771	74	40- 3イ	56-11	現況の届出に係る事実の審査（生計を維持する程度が高い者の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
772	74	40- 3イ	56-12	現況の届出に係る事実の審査（所得の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	一般受給資格者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）につき、所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号。以下「令」という。）第二条及び第三条の規定によつて計算した所得の額をいう。以下同じ。）を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに法第五条第一項に規定する扶養親族等並びに令第一条に規定する老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての当該市町村長の証明書（課税証明書等）	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
773	74	40-1口	56-25	認定の請求に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当を受給するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
774	74	40-3口	56-26	現況の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当を引き続き受給するために必要な審査を市区町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
775	74	40-2	56-27	児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	受給資格者が児童手当の受給額を改定するために必要な認定を市区町村から受けるのに必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
776	74	40-3口	56-28	住所等の変更の届出に係る事実の審査（世帯構成員の確認）	児童手当の受給資格者が住所等を変更した際に必要な手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	（支給要件児童が申請者と住民票が異なる場合）住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの	都道府県知事及び市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。）	市町村長	内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室	
777	77	41-1	57-12	未支給失業等給付の請求の受理	未支給失業給付を死亡者の遺族が公共職業安定所から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
778	78	41の2-1 41の2-2 41の2-3 41の2-4 41の2-5	57-28	傷病手当の認定（社会保険診療報酬支払基金）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）		雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局雇用保険課
779	77	41-2	57-57	介護休業給付金の支給申請の受理	介護休業給付金を被保険者が公共職業安定所から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局雇用保険課	
780	79	42-1	57-59	特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）支給要件の確認・対象労働者であることの確認（身体）	特定求職者雇用開発助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
781	78	41の2-6	57-76	傷病手当の認定（地方公務員災害補償基金）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）		雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局雇用保険課
782	78	41の2-3	57-81	傷病手当の認定（市町村）	傷病手当を受給資格者が公共職業安定所から受けるための手続	43	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（傷病手当の支給において、申請者が提出すべき書類は雇用保険法施行規則において規定されており、「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、併給調整先の給付金の情報を照会することで適正な給付を確保することができる。）	厚生労働大臣（職業安定局）		雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省職業安定局雇用保険課
783	79	42-1	57-91	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）-対象労働者であることの確認（身体）	助成金を申請事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
784	79	42-1	57-95	障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）-対象労働者であることの確認（身体）	助成金受給に必要な認定を事業主が管轄労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
785	79	42-1	57-100	人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）-対象労働者であることの確認（身体）	助成金を申請事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
786	79	42-1	57-102	特定就職困難者コース助成金支給要件の確認・対象労働者であることの確認（身体）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障害者を雇い入れた事業主が、労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
787	79	42-2	57-103	特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）支給要件の確認・対象労働者であることの確認（精神）	特定求職者雇用開発助成金を支給申請者が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
788	79	42-2	57-106	障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）-対象労働者であることの確認（精神）	助成金を申請事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
789	79	42-2	57-108	障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）-対象労働者であることの確認（精神）	助成金受給に必要な認定を事業主が管轄労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
790	79	42- 2	57-110	人材開発支援助成金（障害者職業能力開発コース）- 対象労働者であることの確認（精神）	障害者職業能力開発助成金を事業主が国から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
791	79	42- 2	57-111	特定就職困難者コース助成金支給要件の確認 - 対象労働者であることの確認（精神）	特定就職困難者雇用開発助成金の支給を、障害者を雇い入れた事業主が、労働局から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	精神障害者保健福祉手帳	厚生労働大臣（職業安定局）	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省職業安定局雇用開発部障害者雇用対策課	
792	80	43- -1イ	59-48	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
793	80	43- -1イ	59-51	基準収入額適用申請（確認）	一部負担金の割合が割と判定された被保険者のうち、基準収入額適用申請の対象となることを確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
794	80	43- -10	59-56	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から交付されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
795	80	43- -11	59-62	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新（交付）	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を被保険者が後期高齢者医療広域連合から検認（更新）されるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
796	80	43- 8	59-65	食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時食事療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
797	80	43- 8	59-67	生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給	入院時生活療養費における標準負担額減額に伴う差額の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
798	80	43- 9	59-78	特定疾病給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定【被保険者への通知】	特定疾病給付対象療養に係る認定を後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
799	80	43- 2	59-90	高額療養費の支給	高額療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
800	80	43- -3ロ	59-96	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（適用区分の確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
801	80	43- -5ロ	59-110	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続（被用者保険の被扶養者であったことの確認）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局高齢者医療課	
802	80	43- -3イ	59-132	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額（医療））	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（医療）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
803	80	43- -5イ	59-133	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前医療保険者及び前住所地の市町村に確認するための手続（被用者保険の被扶養者であったことの確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律」による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報）については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	
804	80	43- 6	59-134	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定	後期高齢者医療制度の被保険者となるために必要な認定を時74歳で一定の障害の状態にある方が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律」第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報）については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局高齢者医療課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
805	80	43-7	59-135	資格取得の届出【年齢到達】（確認）	年齢到達（75歳）により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
806	80	43-7	59-136	資格取得の届出【転入】（確認）	転入により、後期高齢者医療制度の被保険者となった方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
807	80	43-7	59-137	資格喪失の届出（確認）	転出又はその他の事由により、後期高齢者医療制度の被保険者の資格を喪失された方を確認するための手続（他の保険者との資格重複の確認）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
808	80	43-4	59-138	葬祭費の支給又は葬祭の給付	葬祭費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（併給調整）	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
809	81	43の2-10ロ	59-143	他の法令による医療に関する給付との調整	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続（介護保険）	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
810	81	43の2-10イ	59-144	他の法令による医療に関する給付との調整	他の法令による給付について後期高齢者医療広域連合が他の法令による給付を行う者との併給調整を行うための手続（船員保険）	36	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	なし（本項事務において、申請者が提出すべき書類は法令には記載されていないため、「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」については申請者が提出する情報ではないが、他の医療に関する給付の情報を照会することで適正な事務を行うことができる。）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
811	80	43-1ロ	59-145	一部負担金に係る所得の額の算定	被保険者の一部負担金に係る負担割合の判定に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
812	80	43-5ハ	59-146	保険料の賦課	保険料の賦課に必要な情報を現後期高齢者医療広域連合が前住所地の市町村に確認するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
813	80	43-3ハ	59-148	高額介護合算療養費の支給に関する事務【基準日被保険者】	高額介護合算療養費の支給を被保険者が後期高齢者医療広域連合から受けるための手続（自己負担額（介護））	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働省保険局 高齢者医療課	
814	87	44-1ハ	63-3	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局 中国残留邦人等支援室	
815	87	44-1ニ、ホ、ヘ	63-5	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局 中国残留邦人等支援室	
816	87	44-1ト	63-6	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局 中国残留邦人等支援室	
817	87	44-1ヌ	63-7	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局 中国残留邦人等支援室	
818	87	44-1ル	63-8	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証明書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
819	87	44-1ヨ	63-9	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
820	87	44-1ワ	63-10	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
821	87	44-1カ	63-11	支援給付の実施【本人同意要】	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
822	87	44-1ヨ	63-12	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
823	87	44-1タ	63-13	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
824	87	44-1レ	63-14	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
825	87	44-1チ	63-15	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
826	87	44-1ラ	63-21	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
827	87	44-1ウ	63-23	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
828	87	44-1キ	63-24	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
829	87	44-2(44-1ハ)	63-51	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受給給付金支給決定通知書又は職業訓練受給給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
830	87	44-2(44-1ニ、ホ、ヘ)	63-53	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
831	87	44-2(44-1ト)	63-54	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
832	87	44-2(44-1ヌ)	63-55	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
833	87	44-2(44-1ル)	63-56	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
834	87	44-2(44-1ヲ)	63-57	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
835	87	44-2(44-1ワ)	63-58	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
836	87	44-2(44-1カ)	63-59	支援給付の申請に係る事実についての審査【本人同意要】	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
837	87	44-2(44-1ヨ)	63-60	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
838	87	44-2(44-1タ)	63-61	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
839	87	44-2(44-1シ)	63-62	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
840	87	44-2(44-1チ)	63-63	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
841	87	44-2(44-1ラ)	63-69	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	学校援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
842	87	44-2(44-1ウ)	63-71	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
843	87	44-2(44-1キ)	63-72	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
844	87	44-3(44-1ハ)	63-78	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況(支給記録)	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
845	87	44-3(44-1ニ、ホ、ヘ)	63-80	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
846	87	44-3(44-1ト)	63-81	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
847	87	44-3(44-1ヌ)	63-82	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
848	87	44-3(44-1ル)	63-83	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
849	87	44-3(44-1ロ)	63-84	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
850	87	44-3(44-1ワ)	63-85	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
851	87	44-3(44-1カ)	63-86	職権による支援給付の開始若しくは変更 【本人同意要】	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
852	87	44-3(44-1ヨ)	63-87	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
853	87	44-3(44-1タ)	63-88	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
854	87	44-3(44-1レ)	63-89	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
855	87	44-3(44-1 チ)	63-90	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
856	87	44-3(44-1 ラ)	63-96	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
857	87	44-3(44-1 ウ)	63-98	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
858	87	44-3(44-1 キ)	63-99	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立資金金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
859	87	44-4(44-1 ハ)	63-102	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
860	87	44-4(44-1 ニ、ホ、ヘ)	63-104	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
861	87	44-4(44-1 ト)	63-105	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
862	87	44-4(44-1 ヌ)	63-106	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
863	87	44-4(44-1 ル)	63-107	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
864	87	44-4(44-1 ヲ)	63-108	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
865	87	44-4(44-1 ワ)	63-109	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
866	87	44-4(44-1 カ)	63-110	支援給付の停止若しくは廃止【本人同意要】	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
867	87	44-4(44-1 ヨ)	63-111	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
868	87	44-4(44-1 タ)	63-112	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
869	87	44-4(44-1 シ)	63-113	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
870	87	44-4(44-1 チ)	63-114	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
871	87	44-4(44-1 ラ)	63-120	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
872	87	44-4(44-1 ウ)	63-122	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
873	87	44-4 (44-1 ホ)	63-123	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
874	87	44-6 (44-1 ハ)	63-127	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受給給付金の支給に関する情報	職業訓練受給給付金支給決定通知書又は職業訓練受給給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
875	87	44-6 (44-1 ニ、ホ、ヘ)	63-129	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
876	87	44-6 (44-1 ト)	63-130	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
877	87	44-6 (44-1 ヌ)	63-131	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金支給決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
878	87	44-6 (44-1 ル)	63-132	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
879	87	44-6 (44-1 ヲ)	63-133	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
880	87	44-6 (44-1 ワ)	63-134	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
881	87	44-6 (44-1 カ)	63-135	徴収金の徴収【本人同意要】	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
882	87	44-6 (44-1 ヨ)	63-136	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
883	87	44-6 (44-1 タ)	63-137	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
884	87	44-6 (44-1 シ)	63-138	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
885	87	44-6 (44-1 チ)	63-139	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
886	87	44-6 (44-1 ラ)	63-145	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
887	87	44-6 (44-1 ウ)	63-147	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
888	87	44-6 (44-1 ホ)	63-148	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
889	87	44-1リ	63-150	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	
890	87	44-2 (44-1 リ)	63-151	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
891	87	44-3(44-1リ)	63-152	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
892	87	44-4(44-1リ)	63-153	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
893	87	44-6(44-1リ)	63-154	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
894	87	44-1チ	63-155	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
895	87	44-2(44-1チ)	63-156	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（保護の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
896	87	44-3(44-1チ)	63-157	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
897	87	44-4(44-1チ)	63-158	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
898	87	44-6(44-1チ)	63-159	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
899	87	44-5(44-1ハ)	63-187	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	58	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報	職業訓練受講給付金支給決定通知書又は職業訓練受講給付金支給状況（支給記録）	都道府県知事等	厚生労働大臣（職業安定局）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
900	87	44-5(44-1ニ、ホ、ヘ)	63-188	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	23	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証等	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長、中核市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
901	87	44-5(44-1ト)	63-189	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	貸付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
902	87	44-5(44-1ヌ)	63-190	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・生活保護受給証明書 ・就労自立支援給付金決定通知書 ・進学準備給付金支給（不支給）決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
903	87	44-5(44-1ル)	63-191	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
904	87	44-5(44-1ヲ)	63-192	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	給付決定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
905	87	44-5(44-1ワ)	63-193	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事等	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
906	87	44-5(44-1カ)	63-194	支援給付に要する費用の返還【本人同意要】	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
907	87	44-5(44-1ヨ)	63-195	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	養育医療券	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
908	87	44-5(44-1タ)	63-196	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支給に関する情報	児童手当証書	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
909	87	44-5(44-1レ)	63-197	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事等	市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
910	87	44-5 (44-1 チ)	63-198	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
911	87	44-5 (44-1 ラ)	63-209	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	30	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報	就学援助（医療費）に係る医療券	都道府県知事等	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
912	87	44-5 (44-1 ウ)	63-211	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	69	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・債務補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書 ・休業補償決定通知書	都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
913	87	44-5 (44-1 キ)	63-212	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	27	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立資金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
914	87	44-5 (44-1 チ)	63-218	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
915	87	44-5 (44-1 リ)	63-219	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	特定医療費受給者証	都道府県知事等	都道府県知事又は指定都市の長	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
916	87	44-1イ	63-220	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
917	87	44-2 (44-1 イ)	63-221	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
918	87	44-3 (44-1 イ)	63-222	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
919	87	44-4 (44-1 イ)	63-223	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
920	87	44-5 (44-1 イ)	63-224	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
921	87	44-6 (44-1 イ)	63-225	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類（国民健康保険及び後期高齢者医療保険、健康保険証（社会保険）	都道府県知事等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
922	87	44-1ナ	63-226	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
923	87	44-1ム	63-227	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
924	87	44-2 (44-1 ナ)	63-228	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
925	87	44-2 (44-1 ム)	63-229	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等を申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
926	87	44-3 (44-1 ナ)	63-230	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
927	87	44-3 (44-1 ム)	63-231	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
928	87	44-4 (44-1 ナ)	63-232	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
929	87	44- 4 (44- 1 ム)	63-233	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
930	87	44- 6 (44- 1 ナ)	63-234	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
931	87	44- 6 (44- 1 ム)	63-235	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
932	87	44- 5 (44- 1 ナ)	63-236	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	29	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報	なし（当該情報に関しては、当該情報を示す書類に関する規定が法令上なく、電話照会などで対応している）	都道府県知事等	都道府県教育委員会	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室	
933	87	44- 5 (44- 1 ム)	63-237	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
934	87	44- 1口	63-244	支援給付の実施	支援給付費を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受け取るための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
935	87	44- 2口	63-245	支援給付の申請に係る事実についての審査	支援給付開始決定等申請者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
936	87	44- 3 (44- 1 ロ)	63-246	職権による支援給付の開始若しくは変更	支援給付決定若しくは変更を要保護者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
937	87	44- 4 (44- 1 ロ)	63-247	支援給付の停止若しくは廃止	支援給付の停止若しくは廃止決定を受給者が都道府県等（支援給付の実施機関）から受けるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
938	87	44- 6 (44- 1 ロ)	63-248	徴収金の徴収	生活保護法第78条に基づき不正受給された支援給付費を都道府県等が受給者若しくは受給者であった者等から徴収するための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
939	87	44- 5 (44- 1 ロ)	63-249	支援給付に要する費用の返還	生活保護法第63条に基づく支援給付に要した費用を都道府県等（支援給付の実施機関）が受給者若しくは受給者であった者から返還させるための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	都道府県知事等	厚生労働省社会・援護局援護企画課 中国残留邦人等支援室		
940	92	45- 1	67-1	旧適用法人共済組合（J R、J T、N T）に係る給付を行う際の所得情報の確認	元組合員が死亡した際に、遺族が日本鉄道共済組合に遺族特例年金給付を請求する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	財務省主計局給与共済課	
941	92	45- 2	67-2	旧適用法人共済組合（J R、J T、N T）に係る給付を行う際の世帯情報の確認	年金者が死亡した際に、年金者の三親等内の親族が日本鉄道共済組合に支払未済給付を請求する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	財務省主計局給与共済課	
942	93	46-1-1	68-3	第2号被保険者の被保険者証交付申請の確認	市町村が介護保険被保険者証を第2号被保険者に交付するための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課		
943	94	47-1-18イ	68-7	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
944	94	47-1-18ロ	68-8	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
945	94	47-1-18ニ	68-10	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
946	94	47-1-21イ	68-15	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
947	93	46-1-7	68-16	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
948	93	46-1-6	68-19	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
949	94	47-1-20	68-20	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
950	94	47-1-19イ	68-30	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
951	94	47-1-19ハ	68-31	保険料の減免等申請の内容確認	市町村が保険料を減免等するに当たって内容を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
952	94	47-1-19ニ	68-32	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
953	94	47-1-19イ	68-36	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
954	94	47-1-19ニ	68-37	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
955	94	47-1-3イ	68-57	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
956	94	47-1-3ハ	68-58	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
957	94	47-1-3ニ	68-59	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
958	94	47-1-5イ	68-63	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
959	94	47-1-5ハ	68-64	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
960	94	47-1-5ニ	68-65	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
961	94	47-1-4イ	68-73	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
962	94	47-1-4ハ	68-74	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
963	94	47-1-4ニ	68-76	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
964	94	47-1-6イ	68-80	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
965	94	47-1-6ハ	68-81	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
966	94	47-1-6ニ	68-83	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
967	94	47-1-22イ	68-97	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
968	94	47-1-22ハ	68-98	特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
969	94	47-1-22ハ	68-100	特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（世帯構成員が2以上の場合の特例減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費及び特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
970	94	47-1-22ニ	68-101	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
971	94	47-1-22イ	68-108	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
972	94	47-1-22ハ	68-109	特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
973	94	47-1-22ニ	68-111	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
974	94	47-1-22イ	68-118	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
975	94	47-1-22ニ	68-122	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
976	94	47-1-22イ	68-124	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
977	94	47-1-22ニ	68-127	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
978	93	46-1-2	68-129	他の法令（船員保険法）による給付との調整	市町村が他の法令（船員保険法）による給付との調整を行うに当たっての他の法令による給付を確認する手続	45	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	市町村長	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
979	94	47-1-23イ	68-141	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
980	94	47-1-23ハ	68-142	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
981	94	47-1-23ニ	68-144	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
982	94	47-1-23イ	68-148	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
983	94	47-1-23ハ	68-149	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
984	94	47-1-23ニ	68-151	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
985	93	46-1-3	68-155	要介護認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
986	93	46-1-4	68-158	要支援認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要支援認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
987	93	46-1-3	68-161	要介護更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
988	93	46-1-4	68-164	要支援更新認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
989	93	46-1-3	68-167	要介護状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
990	93	46-1-4	68-170	要支援状態区分の変更の認定における医療保険被保険者資格の確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を医療保険被保険者が市町村から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
991	94	47-1-1	68-172	住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認	介護サービスの利用に必要な要介護認定を介護保険被保険者が市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは介護保険料の徴収に関する情報	受給資格証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
992	93	46-1-5	68-174	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請内容の確認	介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請の内容を確認する手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・健康保険証 ・前医療保険者の被保険者資格を喪失したことを示す書類	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
993	94	47-1-7イ	68-179	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
994	94	47-1-7ハ	68-180	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
995	94	47-1-7ニ	68-181	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
996	94	47-1-8イ	68-182	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
997	94	47-1-8ハ	68-183	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
998	94	47-1-8ニ	68-184	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
999	94	47-1-9イ	68-185	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1000	94	47-1-9ハ	68-186	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1001	94	47-1-9ニ	68-187	保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険給付の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1002	94	47-1-12イ	68-189	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1003	94	47-1-12ハ	68-190	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1004	94	47-1-12ニ	68-191	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1005	94	47-1-13イ	68-193	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1006	94	47-1-13ハ	68-194	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1007	94	47-1-13ニ	68-195	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1008	94	47-1-10イ	68-196	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1009	94	47-1-10ハ	68-197	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1010	94	47-1-10ニ	68-198	第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1011	94	47-1-11イ	68-199	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1012	94	47-1-11ハ	68-200	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1013	94	47-1-11ニ	68-201	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1014	94	47-1-2イ	68-202	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1015	94	47-1-2ハ	68-203	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1016	94	47-1-2ニ	68-205	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1017	94	47-1-4ニ	68-207	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1018	94	47-1-4ハ	68-208	高額介護サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1019	94	47-1-4ハ	68-210	高額介護サービス費の現役並み所得者の収入判定	市町村が高額介護サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1020	94	47-1-4ニ	68-211	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1021	94	47-1-4ハ	68-212	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1022	94	47-1-4ハ	68-214	高額介護予防サービス費の現役並み所得者の収入判定	市町村が高額介護予防サービス費を支給する際の被保険者の所得段階を判定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1023	94	47-1-22ハ	68-215	特定入所者介護サービス費の支給にかかる配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1024	94	47-1-22ハ	68-216	特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案（特例減額措置）	市町村が特定入所者介護サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1025	94	47-1-22ハ	68-217	特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案	市町村が特定入所者介護予防サービス費の支給に係る配偶者の所得勘案を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1026	94	47-1-14イ	68-223	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1027	94	47-1-14ハ	68-224	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意要】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1028	94	47-1-14ハ	68-225	地域支援事業の実施の要件確認【本人同意要】	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1029	94	47-1-14ニ	68-226	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1030	94	47-1-15イ	68-230	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1031	94	47-1-15ハ	68-231	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1032	94	47-1-15ニ	68-233	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1033	94	47-1-16ニ	68-234	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1034	94	47-1-16ハ	68-235	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	
1035	94	47-1-16ハ	68-237	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の収入判定にかかる申請の受理、確認	高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局介護保険計画課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1036	94	47-1-17イ	68-238	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1037	94	47-1-17ハ	68-241	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1038	94	47-1-16イ	68-243	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高齢医療費合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高齢医療費合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	
1039	94	47-1-16エ	68-268	高額介護予防サービス費相当事業及び高齢医療費合算介護予防サービス費相当事業の支給の決定	高額介護予防サービス費相当事業及び高齢医療費合算介護予防サービス費相当事業の支給を受けるための手続	4	介護保険法による保険料の徴収に関する情報	自己負担額証明書（介護）	市町村長	市町村長	厚生労働省老健局 介護保険計画課/ 認知症施策・地域 介護推進課/老人 保健課	○
1040	94	47-1-18ロ	68-293	保険料賦課要件の確認	被保険者に保険料を賦課する要件について確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1041	94	47-1-21ロ	68-294	被保険者の資格喪失の確認（2号）	第2号被保険者の資格喪失の事実について市町村が確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1042	94	47-1-20ロ	68-295	被保険者証の再交付申請の確認（第2号被保険者のみ）	市町村が被保険者証を再交付するに当たって資格を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1043	94	47-1-19ロ	68-296	保険料の減免申請の要件確認	市町村が保険料を減免するに当たって要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1044	94	47-1-19ロ	68-297	保険料の徴収猶予申請の要件確認	市町村が保険料の徴収を猶予するに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1045	94	47-1-3ロ	68-298	居宅介護サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が居宅介護サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1046	94	47-1-5ロ	68-299	介護予防サービス費等の額の特例申請の要件確認	市町村が介護予防サービス費等の額の特例申請を受け付けるに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1047	94	47-1-4ロ	68-300	高額介護サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1048	94	47-1-6ロ	68-301	高額介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が高額介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1049	94	47-1-22ロ	68-302	特定入所者介護サービス費及び特別特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護サービス費及び特別特定入所者介護サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1050	94	47-1-22ロ	68-303	特定入所者介護予防サービス費及び特別特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認	市町村が特定入所者介護予防サービス費及び特別特定入所者介護予防サービス費の支給を行うに当たっての要件確認の手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1051	94	47-1-23ロ	68-306	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1052	94	47-1-23ロ	68-307	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件確認	旧措置入所者に対する特定入所者介護サービス費の支給の要件を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1053	94	47-1-7ロ	68-308	保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1054	94	47-1-8ロ	68-309	保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料滞納者に係る支払い方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1055	94	47-1-9ロ	68-310	保険料の支払の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料の支払の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1056	94	47-1-12ロ	68-311	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情の確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1057	94	47-1-13ロ	68-312	保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認	市町村が保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることを確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1058	94	47-1-10ロ	68-313	第2号被保険者の保険料の一時差止を行う際の特別な事情の確認	市町村が第2号被保険者の保険料の一時差止を行う際の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1059	94	47-11口	68-314	第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情があること の確認	市町村が第2号被保険者の保険給付の一時差止の記載の削除を行う場合の特別な事情を確認する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1060	94	47-2口	68-315	負担割合証の交付	市町村が被保険者に負担割合証を交付する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 介護保険計画課	○
1061	94	47-14口	68-316	地域支援事業の実施の要件確認	地域支援事業の各事業を利用者が市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	○
1062	94	47-15口	68-317	総合事業の負担割合証の交付	市町村が利用者に負担割合証を公布する手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	○
1063	94	47-17口	68-318	地域支援事業の利用料に係る事務	地域支援事業の利用料を市町村が利用者から徴収するための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	○
1064	94	47-16口	68-319	総合事業の高額介護予防サービス費相当事業及び高齢医療費合算介護予防サービス費相当事業に係る現役並み所得者の判定	高額介護予防サービス費相当事業及び高齢医療費合算介護予防サービス費相当事業を利用者が市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	中国残留邦人等支援給付等が支給決定されている者であることを証明する本人確認証	市町村長	都道府県知事等	厚生労働省老健局 認知症施策・地域 介護推進課	○
1065	96	48-	69-1	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給の手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は被災者生活再建支援法人	市町村長	内閣府（防災担当） （被災者生活再建担当）	
1066	97	49-1イ	70-2	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1067	97	49-2イ	70-17	他の法令による給付との調整（健康保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課
1068	97	49-2イ	70-18	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国民健康保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課
1069	97	49-2イ	70-19	他の法令による給付との調整（船員保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（船員保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課
1070	97	49-2イ	70-20	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（国家公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課
1071	97	49-2イ	70-21	他の法令による給付との調整（地方公務員等共済組合法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（地方公務員共済組合法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課
1072	97	49-2ロ	70-22	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（高齢者の医療の確保に関する法律）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1073	97	49-2ハ	70-23	他の法令による給付との調整（介護保険法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（介護保険法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1074	97	49-3イ	70-24	療養費の支給の申請の受理、審査、支給【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむを得ない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1075	97	49-2イ	70-25	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条又は第37条の2に基づく公費負担額について、他の法律による医療に関する給付と調整するための手続（私立学校教職員共済法）	47	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 結核感染症課	
1076	97	49-1ロ	70-26	入院患者の医療に要する費用の負担の申請の受理、審査	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局 結核感染症課	○
1077	97	49-3ロ	70-27	療養費の支給の申請の受理、審査、支給【本人同意要】	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条又は第20条に基づく入院（緊急その他やむを得ない理由により感染症指定医療機関以外の病院又は診療所で医療を受けた場合に限る。）に係る患者の自己負担額を決定するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は保健所を設置する市の長	市町村長	厚生労働省健康局 結核感染症課	○
1078	103	51-2イ	77-47	保険料の額の特例の申出の審査【本人同意要】	保険料の額の特例要件を確認するための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	なし	独立行政法人農業者年金基金	市町村長	農林水産省経営政策課	
1079	106	53-1ハ、ニ	81-2	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査における世帯構成員の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1080	106	53-1ホ	81-3	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1081	106	53-1ヘ	81-4	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）【本人同意要】	奨学金の貸与及び支給を申請するにあたり、申請者が基準を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1082	106	53-2ニ	81-8	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1083	106	53-2ロ、ハ	81-9	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予申請に係る審査（返還期限猶予の審査における本人、世帯構成員の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1084	106	53-2ホ 53-5ロ	81-12	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）【本人同意要】	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1085	106	53-2ヘ 53-5ハ	81-13	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶予及び減額返還の審査における本人、世帯構成員、二親等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあたり、申請者が要件を満たすことを機構に示すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（世帯主記載）	独立行政法人日本学生支援機構	市町村長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1086	106	53-3イ、ロ	81-17	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	文部科学省高等教育局学生・留学生課	
1087	106	53-3ハ	81-18	奨学金債権償却の認定のための審査（奨学金債権償却の認定のための審査における返還者本人、連帯保証人、保証人の状況の確認）	奨学金債権償却の認定のための審査に係る手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	独立行政法人日本学生支援機構	都道府県知事等	文部科学省高等教育局学生・留学生課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従必要だっ た添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1088	106	53- 3ホ	81-19	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人等に 係る状況の確認（奨学金返還金回収のため の各種手続（通知発送（住所調査含む）、 債権償却、代位弁済請求）における本人、 連帯保証人、保証人の状況の確認）	返還者等が機構に居住地等を示すための手 続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	独立行政法人日本学生支援 機構	市町村長	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	
1089	106	53- 3二	81-21	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人等に 係る状況の確認（奨学金返還金回収のため の各種手続（延滞金の減免、債権償却等） における本人、連帯保証人、保証人の状況 の確認又は奨学金返還割賦額決定のため の本人の状況の確認）【本人同意要】	奨学金の返還に係る債権償却等における本 人、連帯保証人、保証人の収入状況の確認 のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援 機構	市町村長	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	
1090	106	53- 4	81-22	奨学金（貸与及び支給）の返還者本人及び 返還者本人を同一生計配偶者若しくは扶養 親族とする者に係る所得運動返還の割賦額 の決定【本人同意要】	所得運動返還での返還割賦額を決定するに あたり、返還者等が機構に収入を示すため の手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	独立行政法人日本学生支援 機構	市町村長	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	
1091	106	53- 1リ	81-23	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査 （奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の 本人、家計支持者の収入が機構の定める 収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあた り、申請者が基準を満たすことを機構に示 すための手続	3	児童手当法による児童手当若しくは特別給付の支 給に関する情報	児童手当証書	独立行政法人日本学生支援 機構	市町村長	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	○
1092	106	53- 1ト	81-24	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査 （奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の 本人、家計支持者の収入が機構の定める 収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあた り、申請者が基準を満たすことを機構に示 すための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関す る情報	児童扶養手当証書	独立行政法人日本学生支援 機構	都道府県知事等	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	○
1093	106	53- 1ロ	81-25	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査 （奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の 本人の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあた り、申請者が基準を満たすことを機構に示 すための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置 （罰法第二十七條第一項第三号の措置をいう。） に関する情報	措置決定通知書等の写し	独立行政法人日本学生支援 機構	都道府県知事、指 定都市の長又は児 童相談所設置市の 長	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	○
1094	106	53- 1チ	81-26	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査 （奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の 家計支持者の収入が機構の定める収入基準 額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあた り、申請者が基準を満たすことを機構に示 すための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特 別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	独立行政法人日本学生支援 機構	厚生労働大臣又は 都道府県知事（都 道府県知事）	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	○
1095	106	53- 1フ	81-28	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査 （奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の 本人、家計支持者の状況の確認）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあた り、申請者が基準を満たすことを機構に示 すための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	独立行政法人日本学生支援 機構	市町村長	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	○
1096	106	53- 1ル	81-30	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査 （奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の 本人、家計支持者の収入が機構の定める 収入基準以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあた り、申請者が基準を満たすことを機構に示 すための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	独立行政法人日本学生支援 機構	厚生労働大臣（職 業安定局）	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	
1097	106	53- 2ト 53- 5二	81-31	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予 及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶 予及び減額返還の審査における本人の状況 の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあた り、申請者が要件を満たすことを機構に示 すための手続	55	雇用保険法による給付の支給に関する情報	雇用保険受給資格者証	独立行政法人日本学生支援 機構	厚生労働大臣（職 業安定局）	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	
1098	106	53- 1イ	81-32	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査 （奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の 本人、家計支持者の収入が機構の定める 収入基準額以下であるかどうか等の審査）	奨学金の貸与及び支給を申請するにあた り、申請者が基準を満たすことを機構に示 すための手続	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給 付の支給に関する情報	健康保険証	独立行政法人日本学生支援 機構	医療保険者その他 の法令による医療 に関する給付の支 給を行うこととさ れている者	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	
1099	106	53- 2イ 53- 5イ	81-33	奨学金（貸与及び支給）の返還期限猶予 及び減額返還申請に係る審査（返還期限猶 予及び減額返還の審査における本人、二親 等以内の親族の状況の確認）	奨学金の返還期限猶予を申請するにあた り、申請者が要件を満たすことを機構に示 すための手続	50	医療保険各法その他の法令による医療に関する給 付の支給に関する情報	健康保険証	独立行政法人日本学生支援 機構	医療保険者その他 の法令による医療 に関する給付の支 給を行うこととさ れている者	文部科学省高等教 育局学生・留学生 課	
1100	108	55- 1リ	84-2	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村か ら受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1101	108	55- 1ヌ	84-3	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村か ら受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1102	108	55- 1ロ	84-4	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村か ら受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく 条例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1103	108	55- 1ハ	84-5	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村か ら受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1104	108	55- 1リ	84-7	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特 別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特 別給付費又は特例特定障害者特別給付費の 支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1105	108	55- 1ヌ	84-8	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特 別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特 別給付費又は特例特定障害者特別給付費の 支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの	
1106	108	55-1イ	84-9	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課		
1107	108	55-1ハ	84-10	特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、特定障害者特別給付費又は特例特定障害者特別給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課		
1108	108	55-1リ	84-15	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課		
1109	108	55-1ヌ	84-16	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課		
1110	108	55-1ロ	84-17	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課		
1111	108	55-1ハ	84-18	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課		
1112	108	55-1リ	84-31	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室		
1113	108	55-1ヌ	84-32	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室		
1114	108	55-1ロ	84-33	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室		
1115	108	55-1ハ	84-34	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室		
1116	108	55-1リ	84-36	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課		
1117	108	55-1ヌ	84-37	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課		
1118	108	55-1ハ	84-38	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課		
1119	109	55の2-1イ	84-39	他の法令による給付との調整（健康保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課	
1120	109	55の2-1イ	84-40	他の法令による給付との調整（船員保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課	
1121	109	55の2-1イ	84-43	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課	
1122	109	55の2-1イ	84-44	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	自立支援給付を受けようとする者につき、都道府県又は市町村において、他の法令による給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室/障害福祉課/精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1123	109	55の2-1イ	84-45	他の法令による給付との調整（地方公務員 共済組合法）	自立支援給付を受けようとする者につき、 都道府県又は市町村において、他の法令に よる給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律第七条に規定する他の法令により行 われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課自 立支援振興室/障 害福祉課/精神・ 障害保健課		
1124	109	55の2-1ロ	84-47	他の法令による給付との調整（高齢者の医 療の確保に関する法律）	自立支援給付を受けようとする者につき、 都道府県又は市町村において、他の法令に よる給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律第七条に規定する他の法令により行 われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課自 立支援振興室/障 害福祉課/精神・ 障害保健課		
1125	109	55の2-1ハ	84-48	他の法令による給付との調整（介護保険 法）	自立支援給付を受けようとする者につき、 都道府県又は市町村において、他の法令に よる給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律第七条に規定する他の法令により行 われる給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部企画課自 立支援振興室/障 害福祉課/精神・ 障害保健課		
1126	108	55-6ヘ	84-50	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村か ら受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1127	108	55-6ト	84-51	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村か ら受けるための手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1128	108	55-6イ	84-52	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村か ら受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1129	108	55-6ロ	84-53	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村か ら受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1130	108	55-9ハ	84-65	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請 内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容 に変更があった際に居住地市町村にその申 請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1131	108	55-9ニ	84-66	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請 内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容 に変更があった際に居住地市町村にその申 請を行う手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1132	108	55-10イ	84-67	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請 内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容 に変更があった際に居住地市町村にその申 請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1133	108	55-10ロ	84-68	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特例訓練等給付費の支給決定の申請 内容変更	支給決定を受けた者のうち、その申請内容 に変更があった際に居住地市町村にその申 請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1134	108	55-7ハ	84-71	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、 その申請内容に変更があった際に居住地市 町村にその申請を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1135	108	55-7ニ	84-72	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、 その申請内容に変更があった際に居住地市 町村にその申請を行う手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1136	108	55-7イ	84-73	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、 その申請内容に変更があった際に居住地市 町村にその申請を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1137	108	55-11ロ	84-84	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、 その申請内容に変更があった際に居住地市 町村に届出を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1138	108	55-11ハ、ニ	84-97	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、 その申請内容に変更があった際に居住地市 町村に届出を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に いう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1139	108	55-1イ	84-98	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村か ら受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1140	108	55-1二	84-99	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村か ら受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1141	108	55-1ホ	84-100	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村か ら受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する 情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は 市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1142	108	55-1ヘ	84-101	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付 費及び特例訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村か ら受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置 （同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。） に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は児 童相談所設置課の 長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1143	108	55-1ト、チ	84-102	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定	介護給付費等の支給決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1144	108	55-1ホ	84-104	地域相談支援給付費及び特別地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付費決定を居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1145	108	55-1ト 55-1チ	84-105	地域相談支援給付費及び特別地域相談支援給付費の支給決定	地域相談支援給付費決定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1146	108	55-1ト	84-108	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	身体障害者手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1147	108	55-1ロ	84-109	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1148	108	55-8イ	84-110	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1149	108	55-8ロ	84-111	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1150	108	55-8ニ	84-113	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉サービス等給付費の支給を居住地市町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1151	108	55-6ニ、ホ	84-115	自立支援医療費の支給認定	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1152	108	55-2イ	84-116	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1153	108	55-2ロ	84-117	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1154	108	55-2ハ	84-118	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1155	108	55-2ニ	84-119	介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給決定の変更の決定	支給決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1156	108	55-5ハ	84-121	地域相談支援給付費及び特別地域相談支援給付費の支給の変更の決定	地域相談支援給付費決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1157	108	55-7ロ	84-124	自立支援医療費の支給認定の変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1158	108	55-1ホ	84-127	補装具費の支給決定	補装具費を障害者（障害児の場合は保護者）が居住地市町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし（公用請求など）	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は市町村長	厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室	
1159	108	55-5イ、ロ	84-128	地域相談支援給付費及び特別地域相談支援給付費の支給の変更の決定	地域相談支援給付費決定を受けた者のうち、その支給量等を変更する必要がある際に居住地市町村にその申請を行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課	
1160	108	55-11イ	84-129	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1161	108	55-11ホ	84-130	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1162	108	55-11ヘ	84-131	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	17	中国残留邦人等支給給付等の支給に関する情報	支給給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1163	109	55の2-2 (55の2-1イ)	84-132	自立支援医療費の支給認定（健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1164	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-133	自立支援医療費の支給認定（船員保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1165	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-134	自立支援医療費の支給認定（国民健康保険法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1166	109	55の2- 2 (55 の2- -1ロ)	84-135	自立支援医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1167	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-136	自立支援医療費の支給認定（国家公務員共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1168	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-137	自立支援医療費の支給認定（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1169	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-138	自立支援医療費の支給認定（私立学校教職員共済法）	自立支援医療の支給認定を居住地市町村から受けるための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1170	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-139	自立支援医療費の支給認定の変更（健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1171	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-140	自立支援医療費の支給認定の変更（船員保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1172	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-141	自立支援医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1173	109	55の2- 2 (55 の2- -1ロ)	84-142	自立支援医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1174	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-143	自立支援医療費の支給認定の変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1175	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-144	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員等共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1176	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-145	自立支援医療費の支給認定の変更（私立学校教職員共済法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村にその申請を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1177	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-146	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1178	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-147	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（船員保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1179	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-148	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国民健康保険法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1180	109	55の2- 2 (55 の2- -1ロ)	84-149	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1181	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-150	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（国家公務員共済組合法）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住地市町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1182	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-151	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 (地方公務員共済組合法)	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、 その申請内容に変更があった際に居住地市 町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律第七条に規定する他の法令により行 われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第七条に 規定する他の法令 により行われる給 付の支給を行うこ ととされている者	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1183	109	55の2- 2 (55 の2- -1イ)	84-152	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 (私立学校教職員共済法)	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、 その申請内容に変更があった際に居住地市 町村に届出を行う手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律第七条に規定する他の法令により行 われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第七条に 規定する他の法令 により行われる給 付の支給を行うこ ととされている者	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1184	109	55の2- -1イ	84-153	他の法令による給付との調整（私立学校教 職員共済法）	自立支援給付を受けようとする者につき、 都道府県又は市町村において、他の法令に よる給付等との調整を行うための手続	37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律第七条に規定する他の法令により行 われる給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律第七条に 規定する他の法令 により行われる給 付の支給を行うこ ととされている者	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1185	108	55- -9ロ	84-160	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を 満たすものが高額障害福祉サービス等給付 費の支給を居住地市町村から受けるための 手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1186	108	55- -9ハ	84-161	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を 満たすものが高額障害福祉サービス等給付 費の支給を居住地市町村から受けるための 手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1187	108	55- -9ニ	84-162	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を 満たすものが高額障害福祉サービス等給付 費の支給を居住地市町村から受けるための 手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する 情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は 市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1188	108	55- -9ホ	84-163	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を 満たすものが高額障害福祉サービス等給付 費の支給を居住地市町村から受けるための 手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1189	108	55- -9ヘ	84-164	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を 満たすものが高額障害福祉サービス等給付 費の支給を居住地市町村から受けるための 手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1190	110	55の3- -3 (55 の3- -1ト)	84-165	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費 の支給（自治体への照会（特別児童扶養手 当等））	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療 費又は基準該当療養介護医療費の支給を居 住地市町村から受けるための手続（自治体 への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関す る情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他 の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1191	110	55の3- -1ト	84-166	自立支援医療費の支給認定（自治体への照 会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療の支給認定を居住地市町村か ら受けるための手続（自治体への照会（特 別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関す る情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他 の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1192	110	55の3- 2 (55 の3- -1ト)	84-167	自立支援医療費の支給認定の変更（自治体 への照会（特別児童扶養手当等））	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、 その申請内容に変更があった際に居住地市 町村にその申請を行う手続（自治体への照 会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関す る情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他 の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1193	110	55の3- 4 (55 の3- -1ト)	84-168	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更 (自治体への照会（特別児童扶養手当 等））	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、 その申請内容に変更があった際に居住地市 町村に届出を行う手続（自治体への照会 （特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関す る情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当支給決定通知書 ・特別障害者手当支給決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他 の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省障害保 健福祉部精神・障 害保健課	
1194	108	55- -9イ	84-169	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、一定の条件を 満たすものが高額障害福祉サービス等給付 費の支給を居住地市町村から受けるための 手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算 定基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は市町村長	市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1195	108	55- -8ハ	84-171	高額障害福祉サービス等給付費の支給	支給決定を受けた者のうち、高額障害福祉 サービス等給付費の支給を居住地市町村か ら受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する 情報	障害福祉サービス受給者証	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事又は 市町村長	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	
1196	110	55の3- -3 (55 の3- -1チ)	84-176	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費 の支給（地方公務員災害補償基金への照 会）	支給決定を受けた者のうち、療養介護医療 費又は基準該当療養介護医療費の支給を居 住地市町村から受けるための手続（地方公 務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関す る情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他 の法令による給付 の支給を行うこと とされている者	厚生労働省障害保 健福祉部障害福祉 課	



【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1197	110	55の3-1チ	84-177	自立支援医療費の支給認定（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療の支給認定を居住市町村から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1198	110	55の3-2（55の3-1チ）	84-178	自立支援医療費の支給認定の変更（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住市町村にその申請を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1199	110	55の3-4（55の3-1チ）	84-179	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（地方公務員災害補償基金への照会）	自立支援医療支給決定を受けた者のうち、その申請内容に変更があった際に居住市町村に届出を行う手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は市町村長	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課	
1200	113	58-1イ	91-1	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム	
1201	113	58-1ロ	91-2	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム	
1202	113	58-2イ	91-4	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム	
1203	113	58-2ロ	91-5	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認	高等学校等就学支援金の支給時における、世帯所得に係る要件適合性の確認のための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	市町村長	文部科学省初等中等教育局修学支援プロジェクトチーム	
1204	114	59-1	92-1	職業訓練受講給付金の支給（地方税情報）【本人同意要】	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（市町村への照会）	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	
1205	114	59-2	92-2	職業訓練受講給付金の支給（住民票情報）	職業訓練受講給付金を、受給者が国から受けるための手続（市町村への照会）	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	厚生労働大臣（職業安定局）	市町村長	厚生労働省職業安定局総務課訓練受講者支援室	
1206	116	59の2-1ホ、ヘ	94-7	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第七十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1207	116	59の2-1ト、チ	94-8	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法による知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1208	116	59の2-1イ	94-9	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1209	116	59の2-1ロ	94-10	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1210	116	59の2-1ハ	94-11	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1211	116	59の2-1ニ	94-12	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1212	116	59の2-1リ	94-13	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1213	116	59の2-1ヌ	94-14	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1214	116	59の2-1ル	94-15	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1215	116	59の2-1ワ	94-16	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者が居住市区町村から受けるための手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1216	116	59の2- -3 (59 の2- -1ホ、 ヘ)	94-22	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置 （同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。） に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は児 童相談所設置市の 長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1217	116	59の2- -3 (59 の2- -1ト、 チ)	94-23	子供のための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にい う知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1218	116	59の2- -3 (59 の2- -1イ)	94-24	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1219	116	59の2- -3 (59 の2- -1ロ)	94-25	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1220	116	59の2- -3 (59 の2- -1ハ)	94-26	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1221	116	59の2- -3 (59 の2- -1ニ)	94-27	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する 情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は 市町村長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1222	116	59の2- -3 (59 の2- -1リ)	94-28	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1223	116	59の2- -3 (59 の2- -1ヌ)	94-29	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関す る情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1224	116	59の2- -3 (59 の2- -1ル)	94-30	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1225	116	59の2- -3 (59 の2- -1ワ)	94-31	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の変更申請に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者が居住市区町村から受けるための手 続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特 別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は 都道府県知事（都 道府県知事）	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1226	116	59の2- -4 (59 の2- -1ホ、 ヘ)	94-35	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうつるために、居住市区町村が行 う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置 （同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。） に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は児 童相談所設置市の 長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1227	116	59の2- -4 (59 の2- -1ト、 チ)	94-36	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうつるために、居住市区町村が行 う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保 健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障 害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にい う知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する 書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指 定都市の長又は中 核市の長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1228	116	59の2- -4 (59 の2- -1イ)	94-37	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうつるために、居住市区町村が行 う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1229	116	59の2- -4 (59 の2- -1ロ)	94-38	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうつるために、居住市区町村が行 う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条 例の規定により算定した税額若しくはその算定の 基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1230	116	59の2- -4 (59 の2- -1ハ)	94-39	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうつるために、居住市区町村が行 う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1231	116	59の2- -4 (59 の2- -1ニ)	94-40	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうつるために、居住市区町村が行 う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律による自立支援給付の支給に関する 情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は 市町村長	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1232	116	59の2- -4 (59 の2- -1リ)	94-41	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうつるために、居住市区町村が行 う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給 付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1233	116	59の2- -4 (59 の2- -1ヌ)	94-42	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうつるために、居住市区町村が行 う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関す る情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	
1234	116	59の2- -4 (59 の2- -1ル)	94-43	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に 必要な認定（利用者負担区分の決定等）を 保護者がうつるために、居住市区町村が行 う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子 育て本部新制度担 当	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1235	116	59の2-4 (59 の2-1フ)	94-44	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の職権による変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1236	116	59の2-5 (59 の2-1ホ、 ヘ)	94-48	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1237	116	59の2-5 (59 の2-1ト、 チ)	94-49	子供のための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1238	116	59の2-5 (59 の2-1ニ)	94-50	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1239	116	59の2-5 (59 の2-1ロ)	94-51	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1240	116	59の2-5 (59 の2-1イ)	94-52	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1241	116	59の2-5 (59 の2-1エ)	94-53	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1242	116	59の2-5 (59 の2-1リ)	94-54	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しによる変更に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1243	116	59の2-5 (59 の2-1ヌ)	94-55	子どものための教育・保育給付に係る支給認定（利用者負担区分の決定等）の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1244	116	59の2-5 (59 の2-1ル)	94-56	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1245	116	59の2-5 (59 の2-1ハ)	94-57	子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等が必要なくなった場合に、居住市区町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1246	116	59の2-2 (59 の2-1ホ、 ヘ)	94-63	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	24	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報	入所受給者証等又は措置決定通知書等の写し	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1247	116	59の2-2 (59 の2-1ト、 チ)	94-64	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1248	116	59の2-2 (59 の2-1イ)	94-65	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	通所受給者証	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1249	116	59の2-2 (59 の2-1ロ)	94-66	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1250	116	59の2-2 (59 の2-1ハ)	94-67	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し（転出入者等に限り）	市町村長	市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1251	116	59の2-2 (59 の2-1ニ)	94-68	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	障害福祉サービス受給者証	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1252	116	59の2-2 (59 の2-1リ)	94-69	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1253	116	59の2-2 (59 の2-1ヌ)	94-70	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当証書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1254	116	59の2-2 (59 の2-1ル)	94-71	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	市町村長	都道府県知事等	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1255	116	59の2-2 (59 の2-1ハ)	94-72	子どものための教育・保育給付に係る保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実についての審査	幼稚園、認定こども園、保育所の利用等に必要な認定（利用者負担区分の決定等）を保護者がうつげるために、居住市区町村が行う手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	特別児童扶養手当証書	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事（都道府県知事）	内閣府子ども・子育て本部新制度担当	
1256	120	59の3-1イ	98-2	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1257	120	59の3-1口	98-3	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
1258	120	59の3-1ニ	98-4	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
1259	120	59の3-1ホ	98-5	特定医療費の支給認定	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
1260	120	59の3-2イ	98-18	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	15	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報	生活保護受給証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
1261	120	59の3-2ロ	98-19	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	17	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報	支援給付決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	都道府県知事等	厚生労働省健康局 難病対策課	
1262	120	59の3-2ニ	98-20	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
1263	120	59の3-2ホ	98-21	特定医療費の支給認定の変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
1264	120	59の3-3イ	98-33	他の法令による給付との調整（健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）		厚生労働省健康局 難病対策課	
1265	120	59の3-3イ	98-34	他の法令による給付との調整（船員保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）		厚生労働省健康局 難病対策課	
1266	120	59の3-3ロ	98-35	他の法令による給付との調整（児童福祉法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	小児慢性特定疾病医療受給者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）		厚生労働省健康局 難病対策課	
1267	120	59の3-3イ	98-36	他の法令による給付との調整（国家公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）		厚生労働省健康局 難病対策課	
1268	120	59の3-3イ	98-37	他の法令による給付との調整（国民健康保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）		厚生労働省健康局 難病対策課	
1269	120	59の3-3イ	98-38	他の法令による給付との調整（地方公務員共済組合法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）		厚生労働省健康局 難病対策課	
1270	120	59の3-3ハ	98-40	他の法令による給付との調整（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）		厚生労働省健康局 難病対策課	
1271	120	59の3-3ニ	98-41	他の法令による給付との調整（介護保険法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	介護保険被保険者証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）		厚生労働省健康局 難病対策課	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 番号	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1272	120	59の3-4	98-43	特定医療費の支給認定の申請内容変更	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の申請内容を変更するための手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	市町村長	厚生労働省健康局 難病対策課	
1273	120	59の3-3イ	98-44	他の法令による給付との調整（私立学校教職員共済法）	特定医療費の支給に当たって、他の法令による給付との調整をするための手続	83	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	厚生労働省健康局 難病対策課	厚生労働省健康局 難病対策課	
1274	120	59の3-1ウ	98-49	特定医療費の支給認定（地方公務員災害補償基金への照会）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1275	120	59の3-1ヲ	98-50	特定医療費の支給認定（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1276	120	59の3-2フ	98-55	特定医療費の支給認定の変更（地方公務員災害補償基金への照会）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（地方公務員災害補償基金への照会）	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・傷病補償年金決定通知書 ・障害補償決定通知書 ・遺族補償決定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1277	120	59の3-2ワ	98-56	特定医療費の支給認定の変更（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続（自治体への照会（特別児童扶養手当等））	52	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	下記のうち、申請者（申請に係る者）に該当する書類全て ・特別児童扶養手当証書 ・障害児福祉手当認定通知書 ・特別障害者手当認定通知書	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	厚生労働省健康局 難病対策課	
1278	120	59の3-1ハ	98-57	特定医療費の支給認定（健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1279	120	59の3-1ハ	98-58	特定医療費の支給認定（船員保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1280	120	59の3-1ハ	98-59	特定医療費の支給認定（国民健康保険法）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1281	120	59の3-1ハ	98-60	特定医療費の支給認定（高齢者の医療の確保に関する法律）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1282	120	59の3-1ハ	98-61	特定医療費の支給認定（共済組合等）	特定医療費の支給に必要な認定を指定難病にかかっている患者が都道府県から受けるための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1283	120	59の3-2ハ	98-62	特定医療費の支給認定の変更（健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1284	120	59の3-2ハ	98-63	特定医療費の支給認定の変更（船員保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1285	120	59の3-2ハ	98-64	特定医療費の支給認定の変更（国民健康保険法）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1286	120	59の3-2ハ	98-65	特定医療費の支給認定の変更（高齢者の医療の確保に関する法律）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1287	120	59の3-2ハ	98-66	特定医療費の支給認定の変更（共済組合等）	指定難病にかかっている患者が都道府県から受けている特定医療費の支給認定の変更を行うための手続	31	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	健康保険証	都道府県知事又は指定都市の長（難病）	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	厚生労働省健康局 難病対策課	○
1288	56の2	30-1 30-2 30-3	36の2-2	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	78	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長、中核市市長又は児童相談所設置市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付	
1289	56の2	30-4 30-5	36の2-3	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法に関する知的障害者に関する情報	なし （当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。）	市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付	

【本格運用】情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類（年金関係手続を除く）（R2.10.8時点）

項番	事務番号 (別表第二)	主務省令 の条項	管理 番号	事務手続名	手続の概要	特定個人 情報番号	特定個人情報名	左記情報を確認するために従来必要だった 添付書類	情報照会者 機関種別	情報提供者 機関種別	担当課室名	本格運用に 移行したもの
1290	5602	30- 6	36の2-5	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	82	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は指定都市の長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付	
1291	5602	30- 7	36の2-6	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付	
1292	5602	30- 8	36の2-7	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	80	母子保健法による妊婦の届出に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付	
1293	5602	30-10	36の2-9	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	26	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	厚生労働大臣又は都道府県知事(都道府県知事)	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付	
1294	5602	30-11	36の2-10	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	74	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事等	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付	
1295	5602	30-12	36の2-11	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	都道府県知事又は市町村長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)付	
1296	5602	30- 9	36の2-12	被災者台帳の作成	被災者台帳作成にあたり、他団体の住民に係る情報提供を求める手続	4	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報	なし (当該市町村以外の被災者に関する左記情報が必要な場合であって、本人から情報を入手することが困難なとき、情報提供ネットワークを使用して情報を入手し、被災者台帳に記載・記録することで、被災者の支援に利用することができる。)	市町村長	市町村長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)	
1297	8502	43の4-1ハ	61の2-3	入居の申込みに係る事実についての審査【本人同意要】	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書		市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
1298	8502	43の4-2(43の4-1イ、ハ)	61の2-7	賃貸借契約の解除【本人同意要】	特定得優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報	課税証明書	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
1299	8502	43の4-1イ、ロ	61の2-9	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
1300	8502	43の4-1ニ	61の2-10	入居の申込みに係る事実についての審査	特定優良賃貸住宅の入居の申込みに係る事実についての審査に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
1301	8502	43の4-2(43の4-1イ、ロ)	61の2-11	賃貸借契約の解除	特定得優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	20	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報	下記のうち、申請者(申請に係る者)に該当する書類全て ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	
1302	8502	43の4-2(43の4-1イ、ロ)	61の2-12	賃貸借契約の解除	特定得優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除に関する手続	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項	住民票の写し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	国土交通省住宅局住宅総合整備課	